



神奈川県

保健福祉局福祉部地域福祉課

神奈川県地域福祉支援計画

[第4期]

[2018(平成30)年度～2020(平成32)年度]

誰も排除しない、誰も差別されない、
ともに生き、支え合う社会の実現
～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～

2018(平成30)年3月

計画の改定に当たって



神奈川県では、平成 27 年 3 月に「神奈川県地域福祉支援計画」を策定し、本県における地域福祉の推進に向けて、県の施策の方向性や具体的な取組みを示し、市町村地域福祉計画の推進を支援してきました。

この間、少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口が減少する一方で、介護を必要とする高齢者が増加するとともに、単身高齢世帯の増加や核家族化の進行に伴い、地域のつながりの希薄化や社会的な孤立の問題が顕在化するなど、地域福祉を取り巻く状況は変化しています。その一方で、平均寿命が延び、人生 100 歳時代を迎え、長寿社会のあり方について関心が高まっています。

こうした中、県では、未病の改善による健康寿命の延伸を目指す取組みや、人生 100 歳時代に県民一人ひとりが充実した人生を送ることができるよう自身の人生の設計図を描く取組みを進めてきました。

また、2016（平成 28）年 7 月「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現を目指し、同年 10 月、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。

さらに、国では、これまでの制度・分野ごとの縦割りや「支えて」「受け手」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現に向けた改革を進め、社会福祉法の改正（2018（平成 30）年 4 月施行）が行われたところです。

このたび「神奈川県地域福祉支援計画」では、これまでの県の取組みや、憲章の理念も踏まえ、地域共生社会づくりを実現するため改定しました。

この計画は、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間を計画期間として、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～」を基本目標に掲げ、「ひとづくり」「地域（まち）づくり」「しくみづくり」を 3 つの大きな柱として、施策を展開していきます。

計画の改定に当たり、多くの皆様から貴重なご意見をお寄せいただきました。ご協力いただいた皆様に、深く感謝申し上げます。

今後、この計画に基づき、市町村と連携するとともに、県民の皆様や関係団体と協働・連携しながら、「ともに生き、支え合う社会」の実現に向け、また、明日の神奈川を担う子どもたちが 100 歳まで笑顔（スマイル）で過ごせる持続可能な社会の実現に向け、推進していきます。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 30 年 3 月

神奈川県知事 高橋祐治

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の趣旨等	1
2 「地域福祉」に関する県の考え方	3
3 圏域の設定	6
第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化	7
1 人口・世帯構造の変化	7
2 高齢者の状況	10
3 子どもを取り巻く状況	14
4 障がい者の状況	19
5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況	20
6 生活困窮者等の状況	24
7 地域における支え合いの状況	27
8 外国人数の増加	29
9 バリアフリーの街づくり	30
10 災害対策	31
11 地域福祉に関わる制度の主な動向	31
第3章 今後取り組むべき重点事項等への対応	33
1 地域福祉をめぐる課題	33
2 今後取り組むべき重点事項	33
3 計画における施策展開	34
第4章 施策の展開	37
1 ひとづくり	37
(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	39
(2) 地域福祉の担い手の育成	41
(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	47
2 地域（まち）づくり	57
(1) 地域における支え合いの推進	59
(2) バリアフリーの街づくりの推進	64
(3) 災害時における福祉的支援の充実	67
3 しくみづくり	73
(1) 福祉に関する生活上の課題への対応	75
(2) 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組みの充実	78
(3) 生活困窮者等の自立支援	85

第5章 計画の推進体制	93
1 推進体制	93
2 計画の進行管理	93
3 新たな動きへの対応と県社会福祉審議会等への報告	93
第6章 資料	95
地域福祉の推進について（基本指針；平成14年7月19日神奈川県策定）	95
社会福祉法（抜粋）	99
用語の説明	102
計画の改定経緯	111
市町村及び市町村社協の取組事例	55、56、69、70、71、72、90、91、92

【「第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化」について】

計画において引用する各種統計・調査データは、平成30年1月末現在で確定・公表されている最新のデータを使用しています。

【「第4章 施策の展開」について】

「○」の文章末尾の（ ）内は、事業を実際に行う主体を示しています。

【「用語の説明」について】

一般的な用語や略語については、本文で最初に記載されている箇所に「(※)」を付し、巻末に「用語の説明」としてまとめました。

第1章

計画の概要

津久井やまゆり園事件 この悲しみを力に、 ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、障害者支援施設である
県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。
このような事件が二度と繰り返されないよう、
私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、
ともに生きる社会の実現をめざし、
ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。



翔子



題字「ともに生きる」
ダウン症の女流書家 金澤翔子

本県の取り組みや金澤翔子さんの席上揮毫の動画などは、
こちらから [「ともに生きる社会かながわ」](#) 検索

この憲章は神奈川県と神奈川県議会が共同して策定したものです。

問合せ先 神奈川県保健福祉局福祉部共生社会推進課 電話 045-210-4961 FAX 045-201-2051

ともに生きる社会

かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、
すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく
暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げる
あらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、
県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県



神奈川県

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨等

(1) 計画改定の趣旨

神奈川県地域福祉支援計画は、社会福祉法の改正により、「ともに生き、支え合う社会」の実現を目指す地域福祉の推進のために「かながわ高齢者保健福祉計画^(※)」や「神奈川県障がい福祉計画^(※)」その他の福祉に関する個別計画では対応し難い事項や、共通して取り組むべき事項を盛り込むこととなりました。

今回、県としては、こうした地域福祉支援計画を改定するに当たり、福祉に関する個別計画と計画期間や見直し時期を合わせることで、計画間の整合を図るとともに、これまでの「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域づくり、いわゆる地域共生社会^(※)づくりを実現するために、現行計画の評価や、「ともに生きる社会かながわ憲章」の内容も踏まえて改定します。

改定に当たっての現行計画の評価

○ ひとつづくり

すべての人々が、互いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた意識の醸成が求められています。

また、民生委員・児童委員をはじめとする様々な地域福祉の担い手を育成するとともに、市町村と連携し、民生委員・児童委員^(※)等の活動に対する支援が必要です。

さらに、引き続き介護人材を質と量の両面から確保していく必要があります。

○ 地域（まち）づくり

引き続きバリアフリーの街づくりを推進するとともに、大規模災害の発生に備え、自力避難が困難な高齢者や障がい者などを災害から守るため、平常時から避難体制を構築しておく必要があります。

○ しくみづくり

地域住民が様々な課題を「我が事」として捉え、「丸ごと」対応していくため、各分野における様々な関係機関が有機的に連携して包括的支援体制を構築していく必要があります。

また、引き続き、法人後見受任や市民後見人^(※)の養成、虐待対策や差別の解消等、一人ひとりが尊重され安心して暮らせるしくみづくりを進めていく必要があります。

(2) 計画の性格

ア 法的位置付け

社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するために策定する計画です。

イ 他の個別計画との関係

「かながわ高齢者保健福祉計画」、「神奈川県障がい福祉計画」、「かながわ子どもみらいプラン^(※)」その他の個別計画の上位計画としての理念を明確にし、他の計画では対応し難い事項や、共通して取り組むべき事項を盛り込みます。

【関係する主な計画】

- ・かながわ子どもみらいプラン
- ・神奈川県子どもの貧困対策推進計画
- ・神奈川県保健医療計画
- ・かながわ健康プラン2 1
- ・かながわ自殺対策計画
- ・かながわ高齢者保健福祉計画
- ・かながわ障害者計画^(※)
- ・神奈川県障がい福祉計画
- ・神奈川県高齢者居住安定確保計画
- ・かながわ教育ビジョン 等

(3) 計画の基本目標

**誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現
～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～**

改定計画では、現行計画を継承しつつ、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を基本目標として掲げます。

また、2016（平成28）年7月「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、同年10月に県議会とともに定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念と合致する改定計画の基本目標を実現するため、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切に、共生社会を目指す意識の醸成に取り組みます。

さらに、本県では、誰もがいつまでも元気でいきいきとした生活が送れるよう、未病改善の取組みを引き続き進めます。

改定計画では、誰もが住み慣れた地域の中で、地域の支え合いにより安心して暮らせる地域社会づくりを目指すことを明確にするため、「誰もが安心して暮らせる地域社会づくり」を副題として取り組みます。

なお、2015年9月、ニューヨークの国連本部において「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 略称SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。日本政府も2016（平成28）年5月20日に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「持続可能な開発目標推進本部」を設置、同12月22日には「SDGs実施指針」を策定し、その中で各地方自治体に「各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」しています。本計画においても今後、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。

(4) 計画の期間

2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間とします。

2 「地域福祉」に関する県の考え方

本県では、これまで、2002（平成14）年に定めた「地域福祉の推進について（基本指針）」に基づき、地域福祉に関する考え方や推進方策等について整理してきました。

現在、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要になっています。

さらに、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは解決が難しいケースにも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが求められています。

今回、計画改定に当たっては、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、国において2016（平成28）年6月に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」で示された「地域共生社会の実現」の考え方や、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、次のとおり「地域福祉」に関する県の考え方を整理しました。

(1) 「地域福祉」とは

県において「地域福祉」とは、誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO^(※)活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金^(※)、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合わさって、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念も踏まえ、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」を実現していくことであると考えます。

そうした社会を実現するためには、地域で暮らす皆さんが主役の地域づくり、すなわち、一人ひとりが地域社会を担う一員として、「他人事」を「我が事」として、地域について考え、自分や家族が暮らしたい地域づくりや、地域で困っている課題を解決したいという気持ちをもって、主体的、積極的に参画した地域づくりが必要です。

2000（平成12）年に施行された社会福祉法では、「福祉サービスを必要とする地域住民」について「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされ、個人の自立した生活を総合的に支援していくために「地域福祉の推進」が位置付けられました。

また、2018（平成30）年4月施行の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進に当たって、地域住民や社会福祉に関わる者は、福祉サービスを必要とする人のみならず、その世帯が抱える福祉、介護、医療、住まい、就労や教育に関する課題

や、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題（地域生活課題）を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図るよう留意することとされました。

そのため、地域で暮らす皆さんが「支え手」「受け手」の関係を越えて、互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会づくりが必要です。

(2) 「地域福祉の対象者」とは

県において「地域福祉の対象者」とは、すべての人々であると考えます。支援が必要な高齢者や障がいのある本人及び家族、社会的孤立を感じがちな子育て中の親、国籍や言葉の壁、文化や宗教の相違により生活課題を抱える外国籍県民、学校や地域に居場所がなく「さまよう若者」、ホームレスなど、こうした人々は国籍、性別、年齢に関わりなく地域福祉の対象者であると考えます。

(3) 「地域福祉の担い手」とは

県において「地域福祉の担い手」とは、「支え手」「受け手」の関係を越えて、すべての人々及びその集合であると考えます。地域福祉を推進していくためには、地域に暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な個人や団体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、協働・連携を図っていくことが重要です。

地域住民、自治会、学校、行政、社会福祉協議会^(※)、NPO法人等非営利団体、企業等営利団体、ボランティア、民生委員・児童委員、里親、社会福祉施設^(※)等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者など、あらゆる皆さんが地域福祉の担い手です。

さらに、まちづくりという視点から、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と広く連携を図っていくことも必要です。

それぞれの担い手が、地域福祉の大きな推進力となるためには、次のようなことが求められます。

- ① 地域で暮らす一人ひとりは、地域社会の一員としての自覚と責任を持って主体的に地域に関わっていくこと
 - ② 地域で活動をしている多様な団体は、それぞれの特性や持つ資源を活かしながら、積極的に地域と関わり互いに連携していくこと
 - ③ 社会福祉施設や福祉関係事業者は、地域の構成員としての自覚と責任を持ってサービスを提供していくこと
- そして、それらの担い手が協働・連携していくことが重要です。

なお、社会福祉法人は、地域での社会貢献を通じて、地域福祉の推進に寄与しており、福祉ニーズが複雑・多様化する中で創意工夫をこらしたり、他の事業主体では対応が困難なニーズに応えるなど、地域福祉の中核的な担い手として不可欠な存在となっています。

(4) 市町村及び県の役割

地方公共団体である市町村及び県は、社会福祉法第6条で、「社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」と定められています。また、2018（平成30）年4月施行の社会福祉法の改正により、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。」とされました。

市町村は、地域福祉の直接的な推進者として、地域の中において地域住民の参画を得ながら、それぞれの地域の実情や課題を把握し、関係機関と連携して地域の課題に対応する役割を担っています。また、社会福祉法の改正（2018（平成30）年4月施行）により、包括的支援体制の整備として、地域住民等が主体的に地域生活課題を「我が事」として把握し、解決を試みることができる環境の整備や、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場の整備、さらに多機関の協働による相談支援体制を構築する役割を担っています。

県は、広域自治体として、広域性、専門性、先駆性などの視点から、市町村と対等・協力関係の下、市町村や地域福祉を担う様々な主体を支援する役割を担っています。また、市町村の行う包括的な支援体制の整備に対して支援する役割を担っています。

(5) 社会福祉協議会との協働・連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に、地域福祉の推進を目的とする団体として位置付けられています。これまでも、地域福祉への住民参加の促進やボランティア活動の振興などの実績を積み重ねており、これからも地域福祉の推進役として、地域の中で活動を展開している多様な主体との相互協力・合意形成に努め、県・市町村と協働・連携していくことが期待されます。

神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会は、公民協働による地域福祉の推進を目指す「地域福祉活動計画」の策定を進めています。市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、それぞれの市町村の「地域福祉計画」と、また、神奈川県社会福祉協議会の「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（地域福祉活動計画）」は、この「地域福祉支援計画」と連携して実践されていくことが、神奈川における地域福祉の推進の原動力になるものと考えます。

3 圏域の設定

県が市町村における地域福祉の推進を支援するに当たり、保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、二次保健医療圏と同一の地域（ただし、川崎市においては、1 圏域^(注)）を保健福祉圏域として設定し、圏域内における課題などへの対応について、県及び構成市町村が協調して、社会福祉協議会等と連携の上取り組めます。

保健福祉圏域名	構成市町村
横浜保健福祉圏域	横浜市
川崎保健福祉圏域	川崎市
相模原保健福祉圏域	相模原市
横須賀・三浦保健福祉圏域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央保健福祉圏域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南東部保健福祉圏域	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部保健福祉圏域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西保健福祉圏域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

注 二次保健医療圏では、川崎市は北部・南部の2圏域に分かれています。

第2章

本県における地域福祉を取り巻く 状況の変化

第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

1 人口・世帯構造の変化

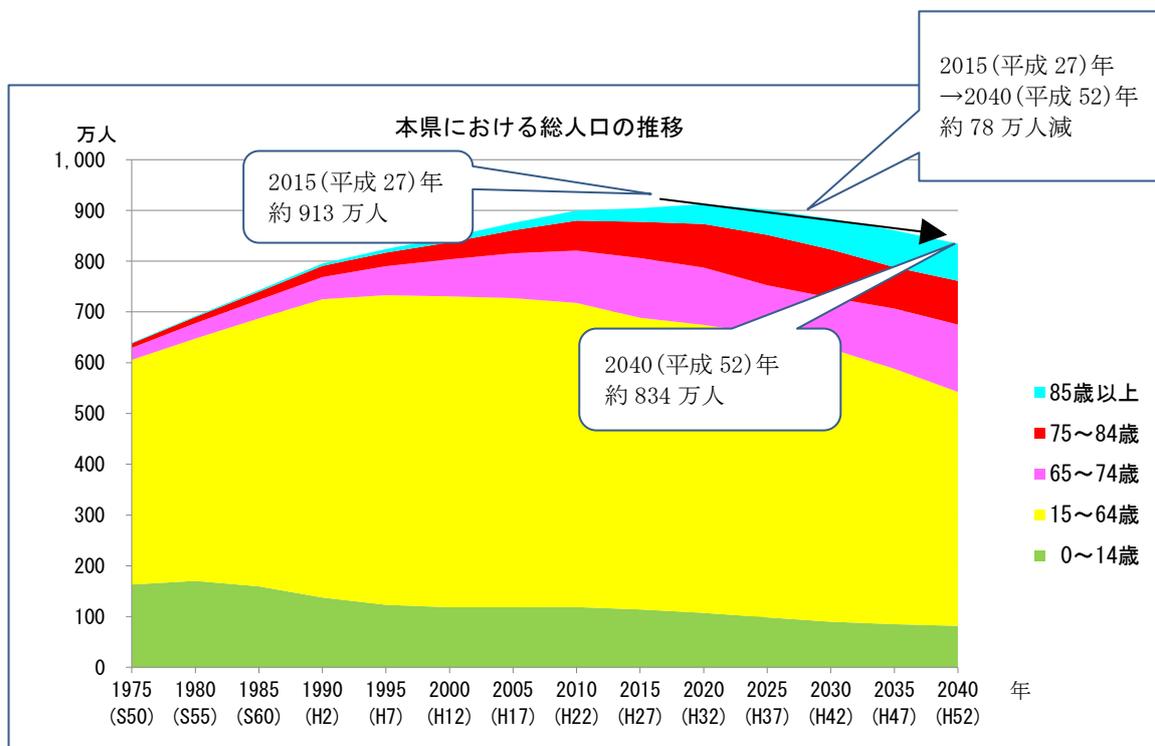
(1) 人口減少と少子化・高齢化

本県における総人口は、2015（平成27）年に約913万人ですが、2020（平成32）年までの間には減少していくと予測されています。

また、人口推計を年齢構成別にみると、年少人口（0～14歳）は、2040（平成52）年には、2015（平成27）年から約28%（32万3千人）減少し、生産年齢人口（15～64歳）も約20%（113万7千人）減少するものと見込まれる一方で、老年人口（65歳以上）は、約35%（76万1千人）増加すると見込まれます。

（単位：千人）

年	1975	2005	2010	2015	2020	2025	2040	増減数 (b-a=c)	増減率 (c/a)
	(昭和50)	(平成17)	(平成22)	(平成27) (a)	(平成32)	(平成37)	(平成52) (b)		
総人口	6,398	8,792	9,048	9,126	9,122	9,010	8,343	-783	-8.6%
65歳以上 (): 割合	337 (5.3%)	1,480 (16.8%)	1,820 (20.1%)	2,158 (23.6%)	2,378 (26.1%)	2,448 (27.2%)	2,919 (35.0%)	761	35.2%
15～64歳 (): 割合	4,425 (69.2%)	6,088 (69.2%)	5,989 (66.2%)	5,744 (62.9%)	5,671 (62.2%)	5,578 (61.9%)	4,607 (55.2%)	-1,137	-19.8%
0～14歳 (): 割合	1,632 (25.5%)	1,185 (13.5%)	1,188 (13.1%)	1,141 (12.5%)	1,073 (11.8%)	984 (10.9%)	817 (9.8%)	-323	-28.3%

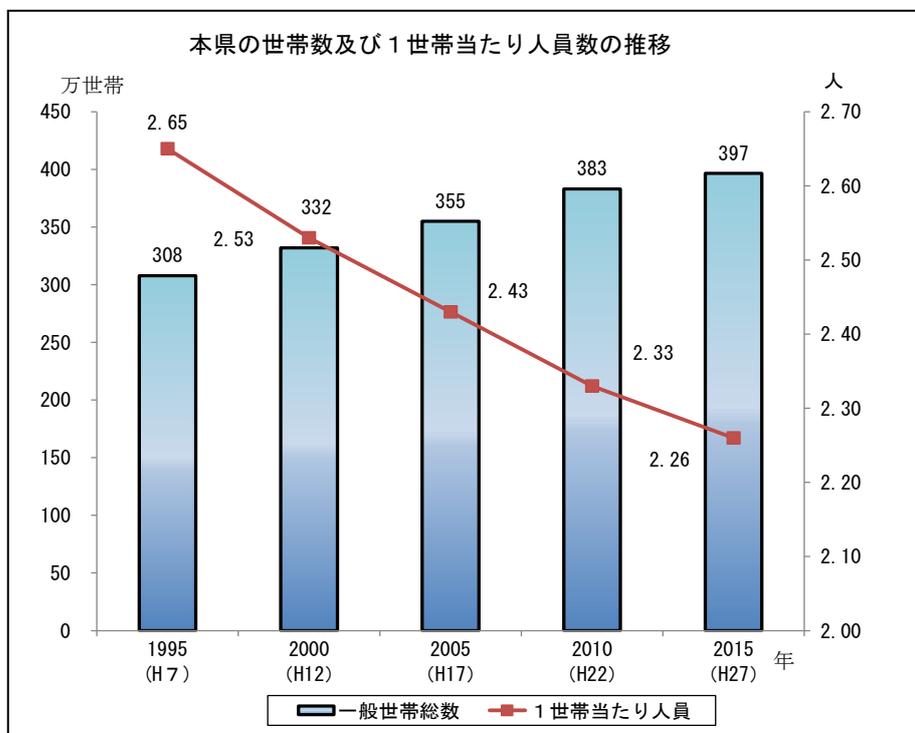


注1 2015（平成27）年までは、国勢調査による。

2 2020（平成32）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。（本県も独自に推計を行っているが、他県との比較等を可能にするため、国立社会保障・人口問題研究所の推計を使用。）

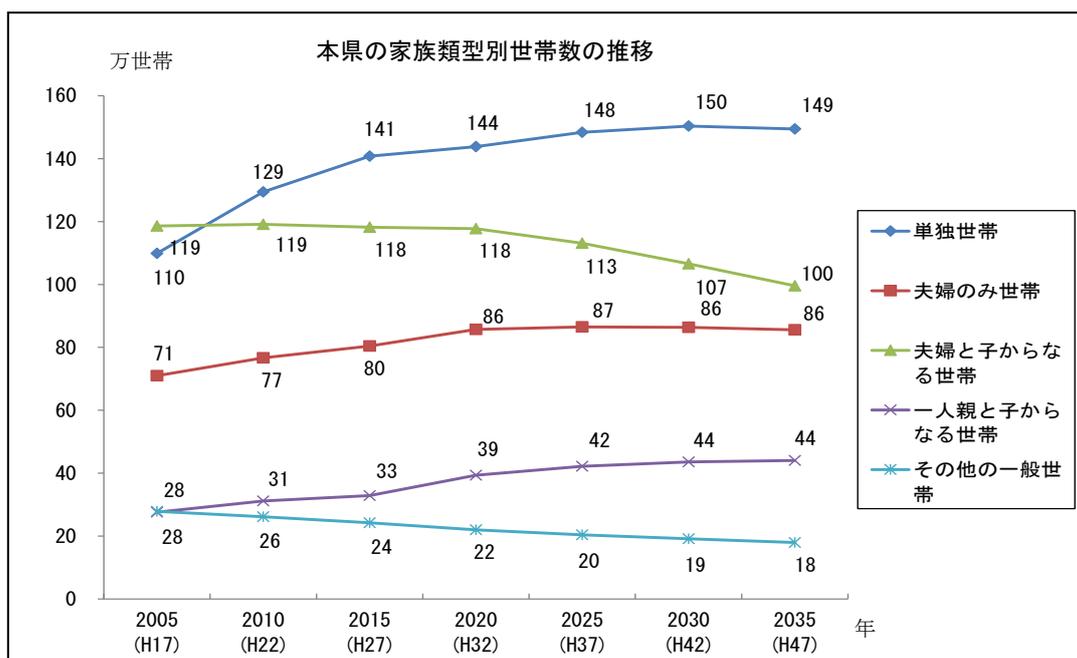
(2) 単独世帯の増加

本県の世帯数は、1995（平成7）年に308万世帯であったところ、2015（平成27）年には397万世帯と増加しています。一方で、1世帯当たりの平均人員数を見ると、1995（平成7）年に2.65人であったところ、2015（平成27）年には2.26人と年々減少しています。



注 国勢調査による。

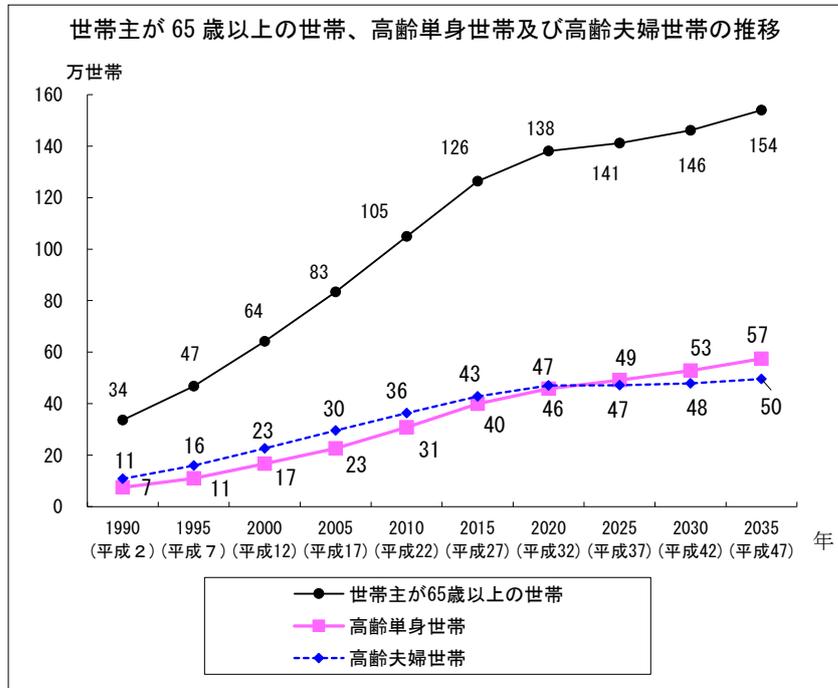
家族類型別にみると、単独世帯が著しく増加することが予測されており、2030（平成42）年には約150万世帯でピークを迎えると予測されています。



注 2015（平成27）年までは国勢調査により、2020（平成32）年以降は国立社会保障・人口問題研究所による。

高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯も増加傾向にあり、とりわけ高齢単身世帯数は、今後、高齢夫婦世帯数を超え、2035（平成47）年には、2015（平成27）年の約1.4倍となるものと予測されます。

この増加傾向は、他の高齢者世帯（世帯主が65歳以上の世帯：約1.2倍、高齢夫婦世帯：約1.2倍）よりも大幅なものであり、今後、高齢者世帯の単身世帯化が進んでいくものと予測されます。



2015(平成27)年から 2035(平成47)年の伸び	
世帯主が65歳以上の世帯数	約1.2倍
高齢単身世帯数	約1.4倍
高齢夫婦世帯数	約1.2倍

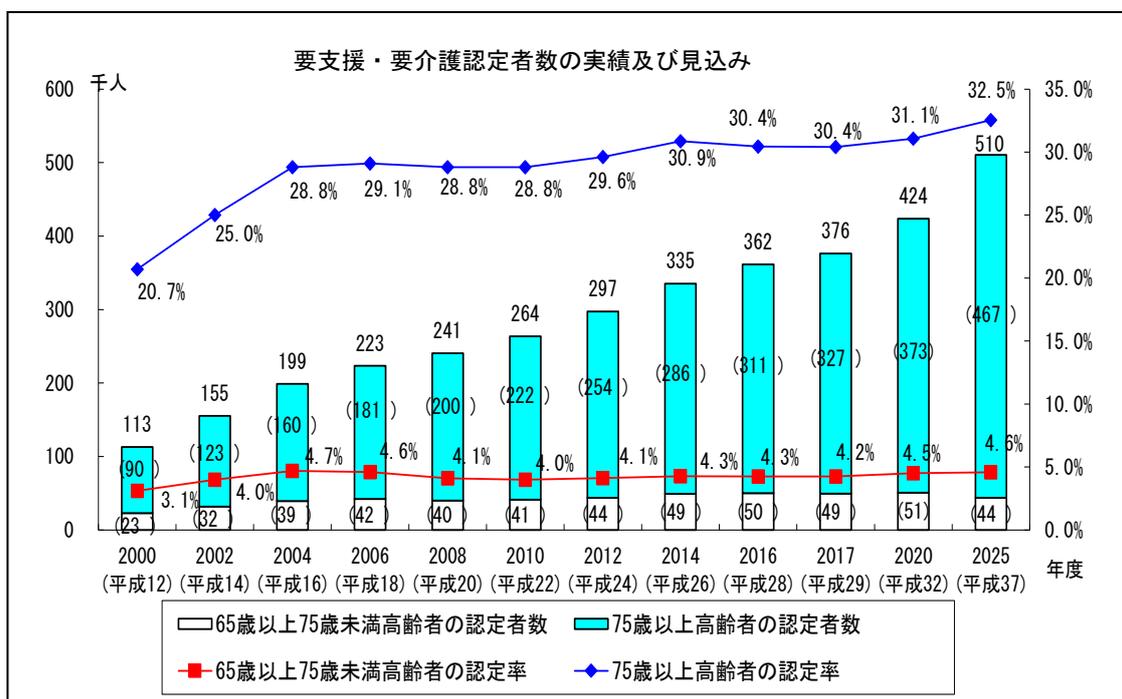
- 注1 2015(平成27)年までは、国勢調査による。
 2 2020(平成32)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。
 3 「世帯主が65歳以上の世帯」には「高齢単身世帯」と「高齢夫婦世帯」を含む。

2 高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、介護保険における要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、2017（平成 29）年度における認定者数（約 37 万 6 千人）は、介護保険制度が導入された 2000（平成 12）年度（約 11 万 3 千人）の約 3.3 倍に増加しています。今後、75 歳以上の高齢者の大幅な増加に伴い、さらに増加することが予測されます。

一方、要支援・要介護認定率を見ると、ここ数年、65～74 歳で約 4%、75 歳以上は 30%前後で推移しており、このことから、65～74 歳のうち 9 割以上、75 歳以上のうち 7 割の方は要支援・要介護認定を受けていない状況にあり、元気な高齢者が多くいると推測されます。

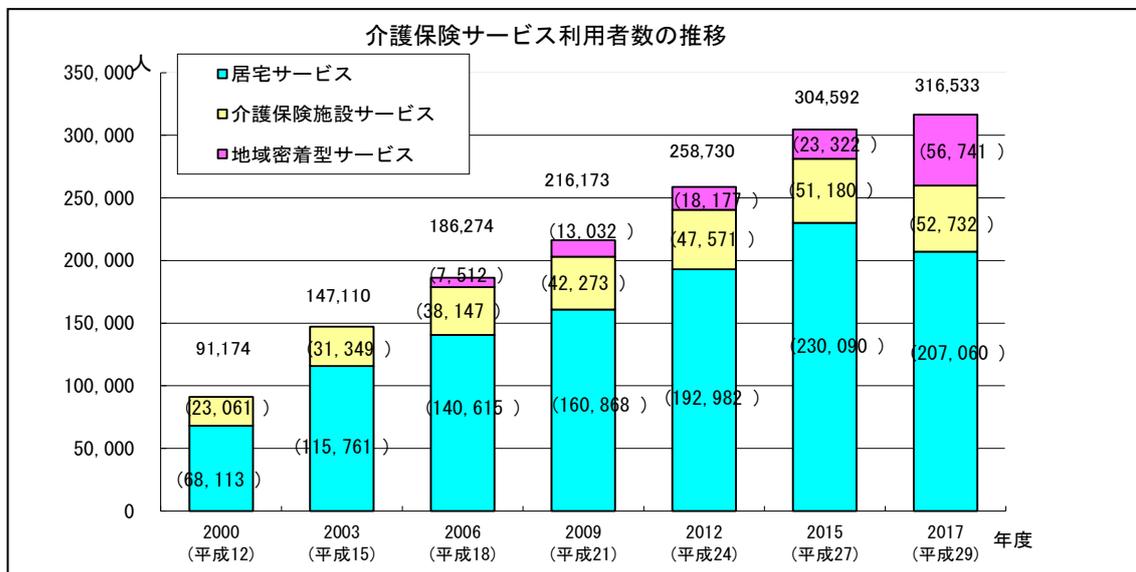


注1 2017（平成 29）年度までは、介護保険事業状況報告による。（各年度 9 月末現在）

2 2020（平成 32）年度及び 2025（平成 37）年度は、市町村による推計の合計。

(2) 介護保険サービス利用者数の増加

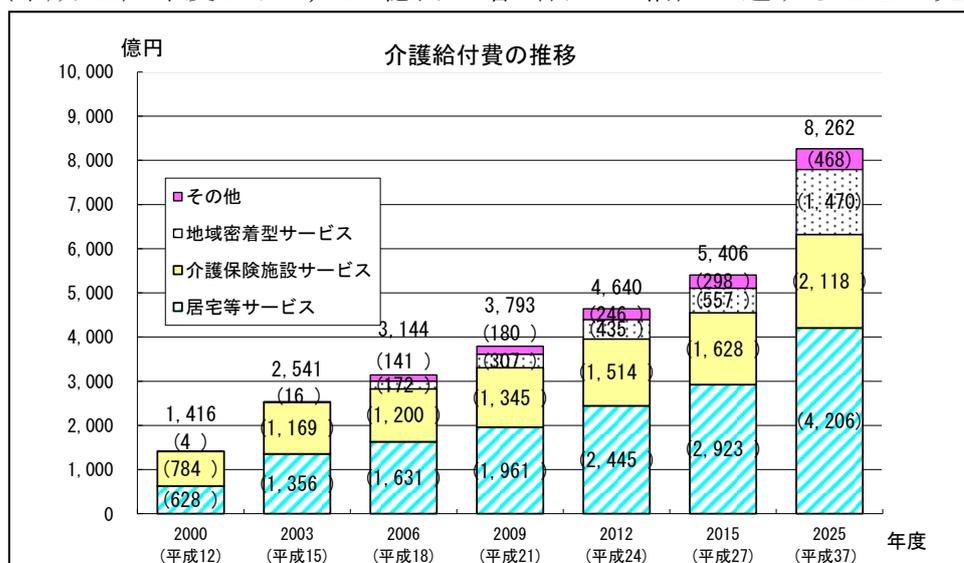
要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護保険サービス利用者数も増加傾向にあります。2017（平成 29）年度の介護保険サービス利用者数は、2000（平成 12）年度比で約 3.5 倍に増加しており、今後も要支援・要介護認定者数の増加に伴い、引き続き増加していくことが見込まれます。



- 注 1 介護保険事業状況報告による。（各年度 9 月の利用者数）
 2 地域密着型サービス及び居宅サービスには、介護予防サービスを含む。
 3 介護保険施設サービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の計。

(3) 介護給付費の増加

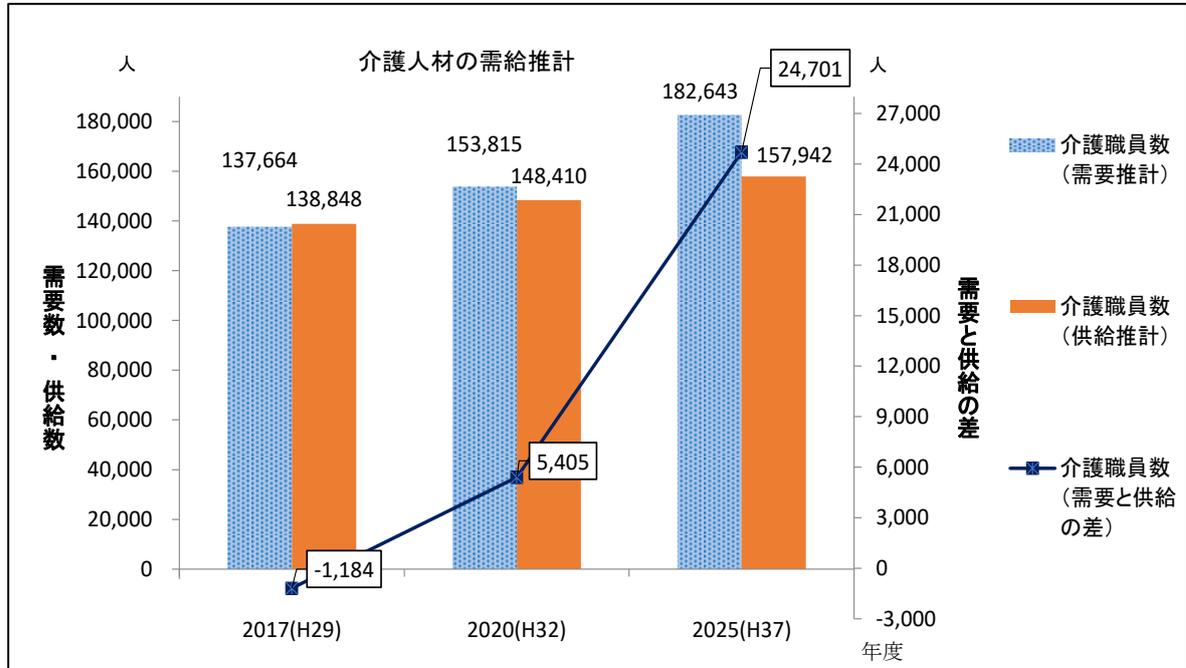
介護サービス利用者数の増加に伴い、介護給付費も増加傾向にあります。今後のサービス利用者数の増加の見込みを踏まえると、2025（平成 37）年度には 2000（平成 12）年度より 6,846 億円の増（約 5.8 倍）に達することが見込まれます。



- 注 1 2015（平成 27）年度までは、介護保険事業状況報告（年報）による。
 （2000（平成 12）年度は、2000（平成 12）年 4 月から 2001（平成 13）年 2 月までの 11 か月分）
 2 居宅介護サービスには、地域密着型サービス及び介護予防サービスを含む。
 3 「その他」は、高額（医療合算）介護サービス費及び補足給付（食費・居住費）。

(4) 介護人材の需給推計（介護人材の不足）

本県では、2017（平成 29）年度には、介護職員として働く数（供給推計）が、必要な介護職員数（需要推計）を上回っていますが、今後、高齢者が急増する中で、2020（平成 32）年度には 5,400 人以上の介護職員が不足し、団塊の世代が 75 歳になる 2025（平成 37）年度には約 25,000 人の介護職員が不足することが予測されます。



注 厚生労働省の「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」（2015（平成 27）年 6 月 24 日）による。

(5) 平均寿命と健康寿命

本県の健康寿命は、男女とも全国に比べて長い状況です。平均寿命と健康寿命の差＝日常生活に制限のある期間は、男性が全国と比べて差が大きく、女性は全国よりも差が小さい状況です。

また、健康寿命の参考値としている「自分が健康であると自覚している期間の平均」は、本県は男女ともに全国よりも長くなっています。

平均寿命と健康寿命

(単位：歳)

		男性			女性		
		2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年	2010 (H22)年	2013 (H25)年	2016 (H28)年
神奈川県	平均寿命	80.36	80.89	81.64	86.74	87.09	87.46
	健康寿命	70.90	71.57	72.30	74.36	74.75	74.63
	差	9.46	9.32	9.34	12.38	12.34	12.83
全国	平均寿命	79.64	80.20	80.98	86.39	86.61	87.14
	健康寿命	70.42	71.19	72.14	73.62	74.21	74.79
	差	9.22	9.01	8.84	12.77	12.40	12.34

自分が健康であると自覚している期間 (単位：歳)

	男性		女性	
	2010 (H22)年	2013 (H25)年	2010 (H22)年	2013 (H25)年
神奈川県	70.85	72.25	74.12	75.76
全国	69.90	71.19	73.32	74.72
差	0.95	1.06	0.80	1.04

注1 2010 (H22) 年及び 2013 (H25) 年の数値は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」による。

2 2016 (H28) 年の数値は、2018 (H30) 年 3 月 9 日開催の「健康日本 21 (第二次) 推進専門委員会」(厚生労働省) 提出資料による。(熊本県は除く)

(6) 地域包括支援センターの設置状況

2005 (平成 17) 年の改正介護保険法により導入された地域包括支援センター^(※)は、高齢者をはじめとする地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、市町村において、将来的には中学校区ごとに 1 か所設置することを目指しつつ、地域の実情に応じた整備を行っているところです。

2017 (平成 29) 年 4 月 1 日現在の設置数は 362 か所となっていますが、これは、県内平均で、センター 1 か所当たりの 65 歳以上人口が約 6,100 人、中学校区ごとの設置目標に対する進捗率が 88.7% という状況となっています。

地域包括支援センター設置数の状況

センター設置数 (a)	65 歳以上人口 (b)	センター 1 か所当たりの 65 歳以上人口 (b)/(a)	(参考)	
			中学校区 (c)	センター設置率 (a)/(c)
362 か所	2,221,181 人	6,135.9 人	408	88.7%

注1 県保健福祉局調べ。(2017 (平成 29) 年 4 月 1 日現在)

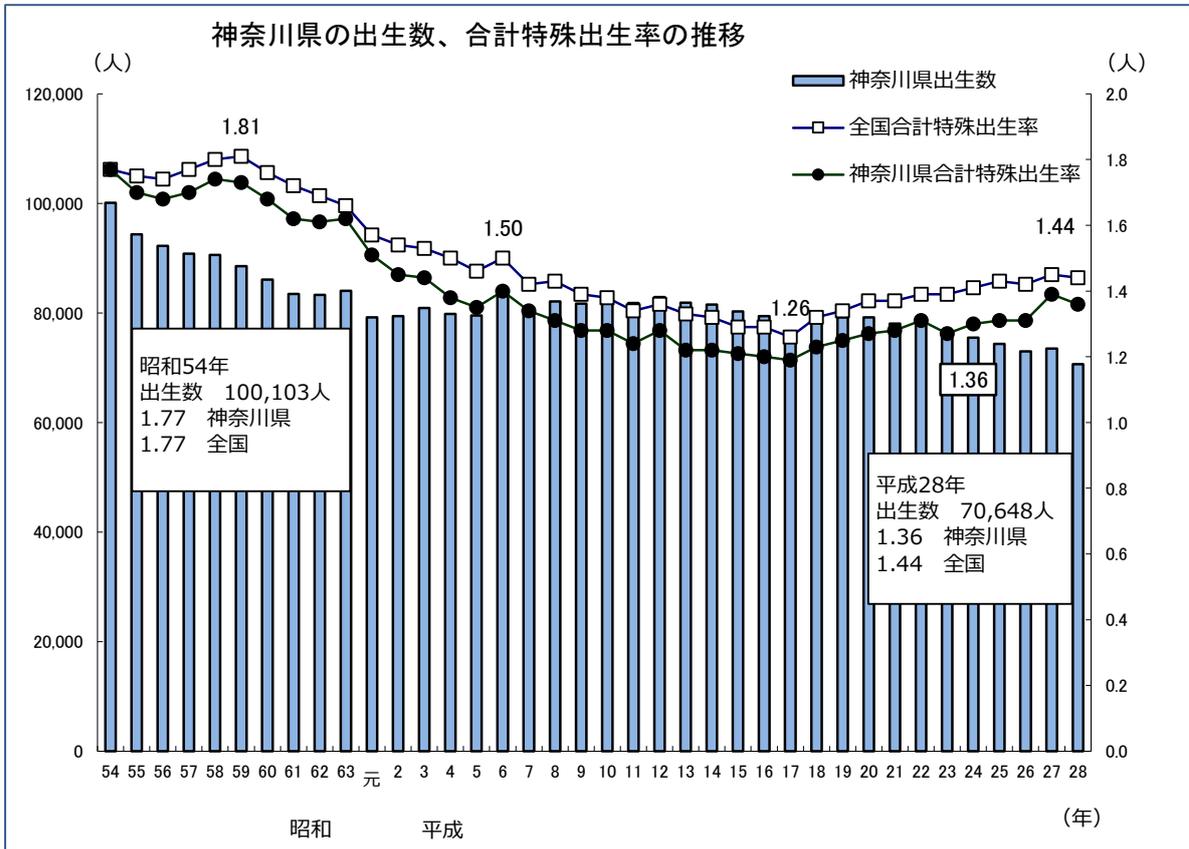
2 センター設置数は、ランチ・サブセンターを除く。

3 65 歳以上人口は介護保険事業状況報告 (2017 (平成 29) 年 3 月末現在) による。

3 子どもを取り巻く状況

(1) 本県の出生数の減少

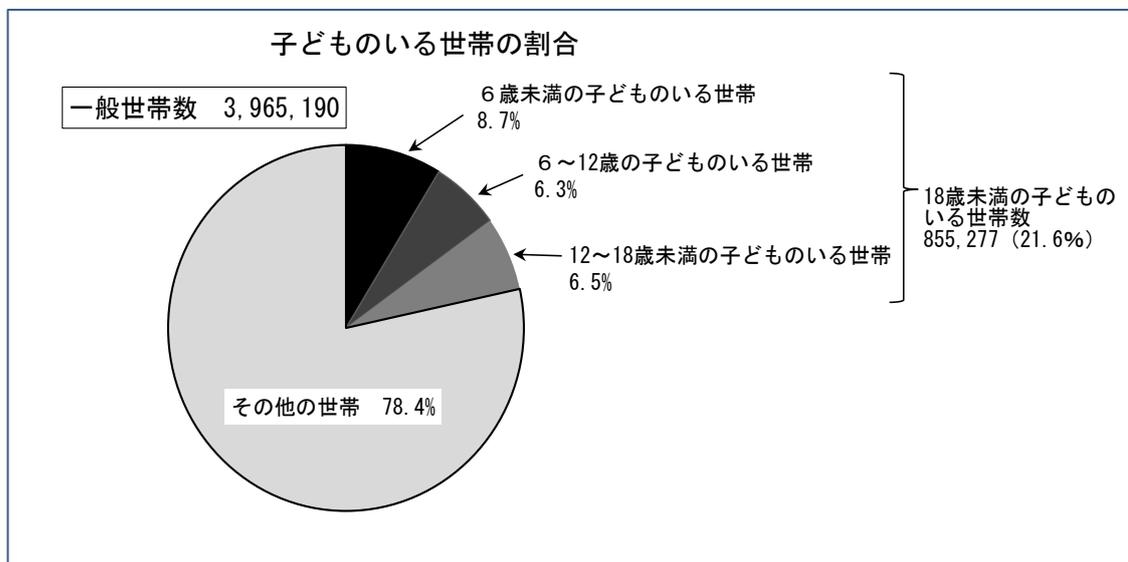
本県の出生数は、1979（昭和54）年に10万人でしたが、非婚化等により、徐々に減少し、2016（平成28）年には約7万人に減少しています。また、2016（平成28）年は、1人の女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は、1.36となり、依然として、全国合計特殊出生率よりも低い状況です。



注 厚生労働省の「人口動態統計」による。

(2) 子どものいる世帯の割合

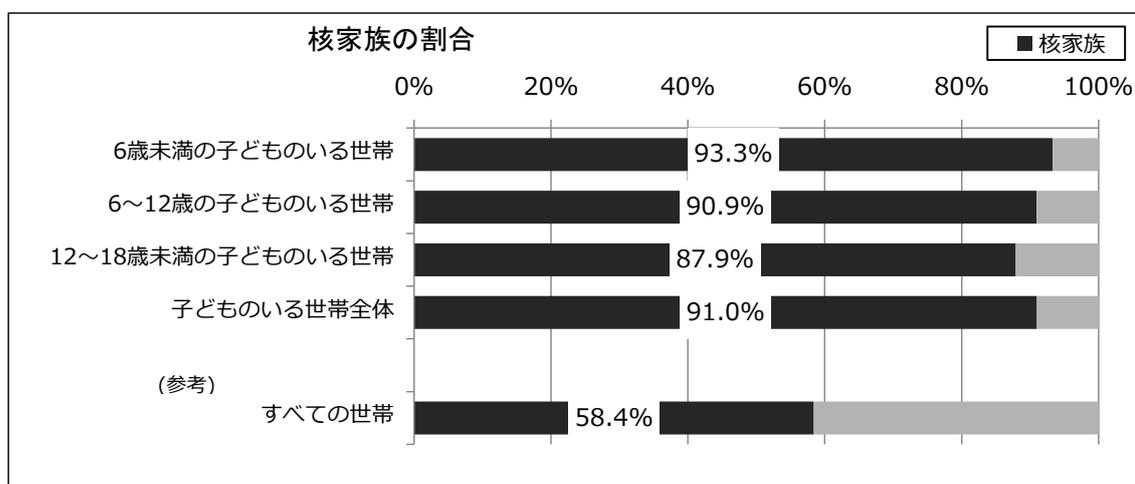
2015（平成27）年の国勢調査によると、本県の一般世帯数は約396万5千世帯で、うち6歳未満の子どものいる世帯は約34万7千世帯（8.7%）、6～12歳未満の子どものいる世帯は約24万9千世帯（6.3%）、12～18歳未満の子どものいる世帯は約26万世帯（6.5%）となっており、18歳未満の子どものいる世帯は一般世帯の約22%となっています。



注 2015（平成27）年国勢調査による。

(3) 核家族の割合

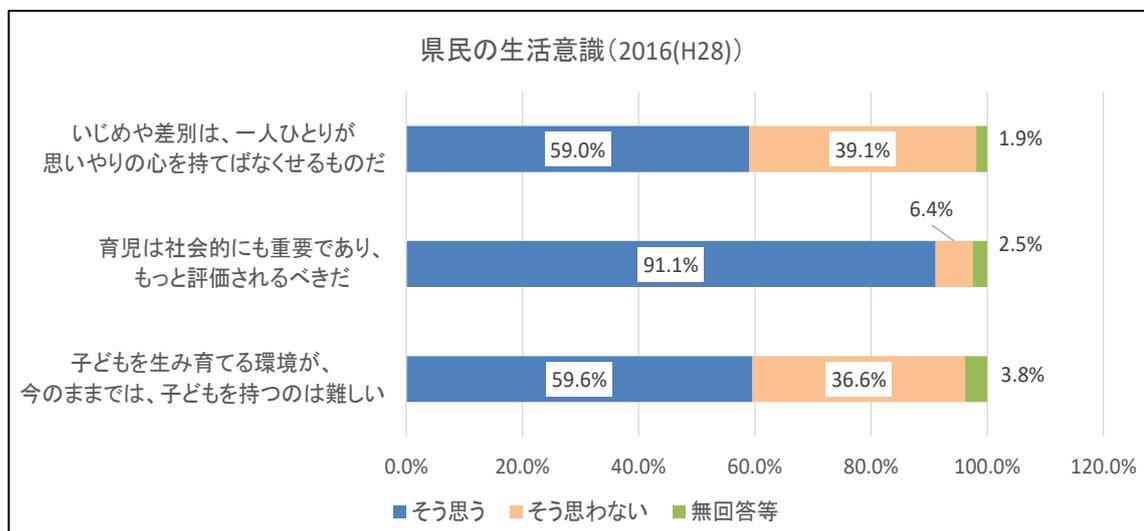
2015（平成27）年の国勢調査によると、6歳未満の子どものいる世帯のうち核家族の割合は93.3%、6歳から12歳未満の子どものいる世帯では90.9%、12歳から18歳未満の子どものいる世帯では87.9%と、子どものいる世帯の核家族の割合（91.0%）は、一般世帯の核家族の割合（58.4%）より大幅に高くなっています。



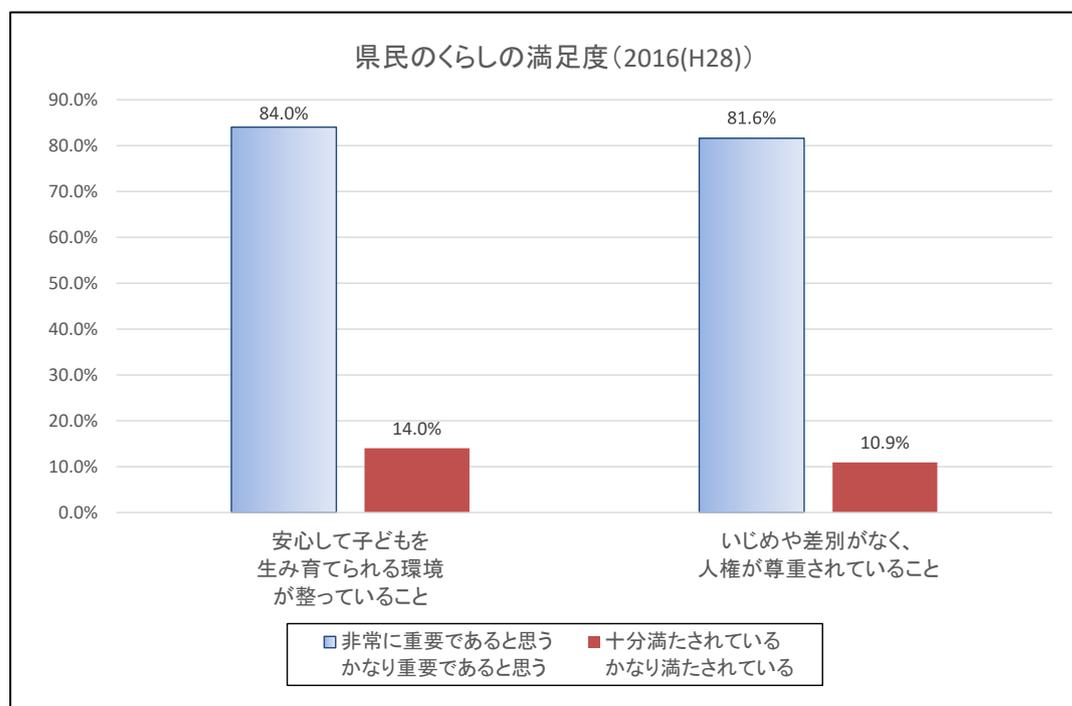
注 2015（平成27）年国勢調査による。

(4) 子育てをめぐる県民の意識（子育て環境への不満）

2016（平成28）年県民ニーズ調査結果による県民の生活意識やくらしの満足度では、「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきである。」と考える県民が9割を超えています。また、「安心して子供を産み育てられる環境が整っていること」を重要だと答えた県民が84.0%に対し、満たされていると感じている県民は14.0%となっています。



注 2016（平成28）年県民ニーズ調査による。



注 2016（平成28）年県民ニーズ調査による。

(5) ひとり親家庭の状況

本県のひとり親世帯は、2005（平成17）年の48,976世帯から、2010（平成22）年に50,959世帯と増加しましたが、2015（平成27）年には49,720世帯に減少しており、母子世帯、父子世帯とも2010（平成22）年に比べ2015（平成27）年は減少しています。

ひとり親世帯の推移

区 分	2005(平成17)年調査		2010(平成22)年調査		2015(平成27)年調査	
	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県
一般世帯	49,062,530	3,549,710	51,842,307	3,830,111	53,331,797	3,965,190
ひとり親世帯	841,333 (1.7%)	48,976 (1.4%)	844,661 (1.6%)	50,959 (1.3%)	838,727 (1.6%)	49,720 (1.3%)
母子世帯	749,048 (1.5%)	42,711 (1.2%)	755,972 (1.5%)	44,412 (1.2%)	754,724 (1.4%)	44,040 (1.1%)
父子世帯	92,285 (0.2%)	6,265 (0.2%)	88,689 (0.2%)	6,547 (0.2%)	84,003 (0.2%)	5,680 (0.1%)

注 国勢調査による。

(6) 母子世帯の低所得【全国】

2012（平成24）年の一世帯当たりの平均総所得は、児童のいる世帯で673.2万円、母子世帯で243.4万円となっており、2015（平成27）年は児童のいる世帯で707.8万円、母子世帯で270.3万円といずれも増加しているものの、依然として児童のいる世帯に比べ、母子世帯の総所得が低い水準となっています。

母子世帯の所得の状況（全国）（1世帯当たり平均所得金額 単位：万円）

	総所得		稼働所得		その他所得	
	2012 (H24)年	2015 (H27)年	2012 (H24)年	2015 (H27)年	2012 (H24)年	2015 (H27)年
全世帯	537.2	545.8	396.7	403.7	140.5	142.1
児童のいる世帯	673.2	707.8	603.0	646.9	70.1	60.8
母子世帯	243.4	270.3	179.0	213.8	64.4	56.5

注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 その他所得：「公的年金・恩給」「財産所得」「年金以外の社会保障給付金」「仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得」。

3 児童：18歳未満の未婚の者。

4 母子世帯：死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女性（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

(7) 子どもの貧困率の推移 [全国] (ひとり親世帯の高い貧困率)

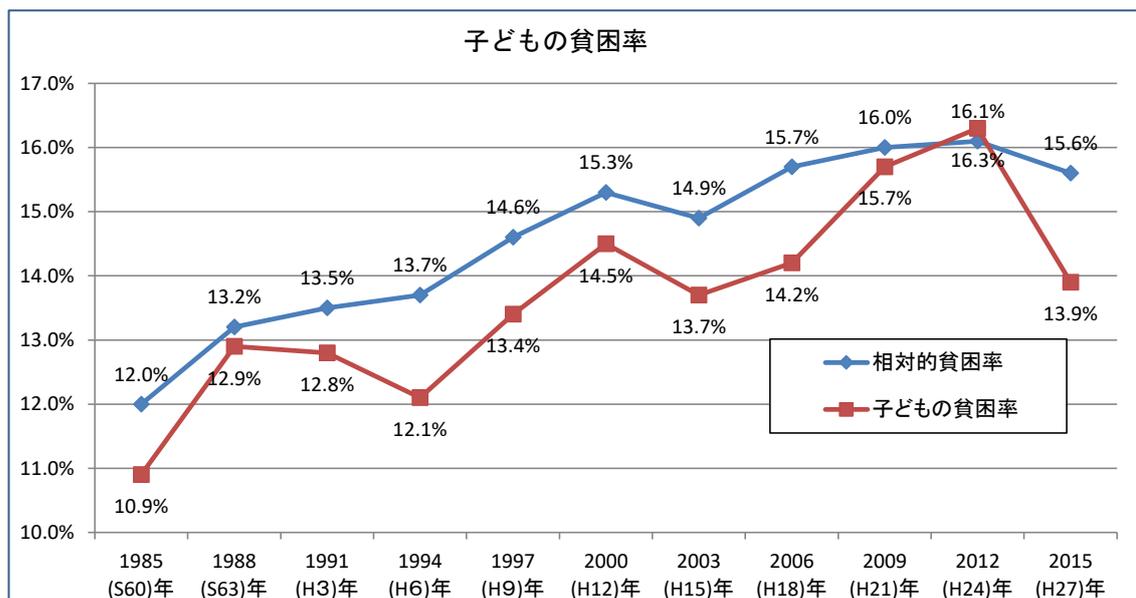
厚生労働省の調査によると、2015(平成27)年の日本の子どもの貧困率は13.9%となっており、2012(平成24)年に比べ下がっています。しかし、子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)では、大人が2人以上の世帯の場合の相対的な貧困率が10%程度であるのに対して、大人が1人の世帯の貧困率は依然50%を超えています。このことから、特にひとり親世帯は、就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。

貧困率の状況 (全国)

	1997 (H9)年	2000 (H12)年	2003 (H15)年	2006 (H18)年	2009 (H21)年	2012 (H24)年	2015 (H27)年
相対的貧困率	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
貧困線	148万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分



注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 1994(平成6)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

3 2015(平成27)年の数値は、熊本県を除いたものである。

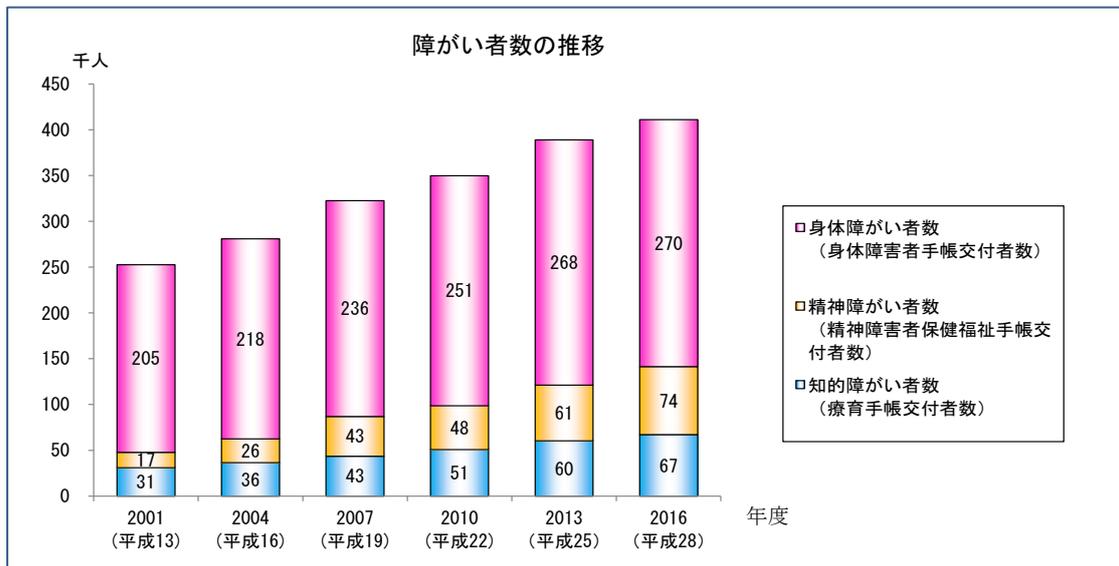
4 相対的貧困率：貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない世帯員の割合

5 子ども：17歳以下の者をいう。

4 障がい者の状況

(1) 障がい者の増加

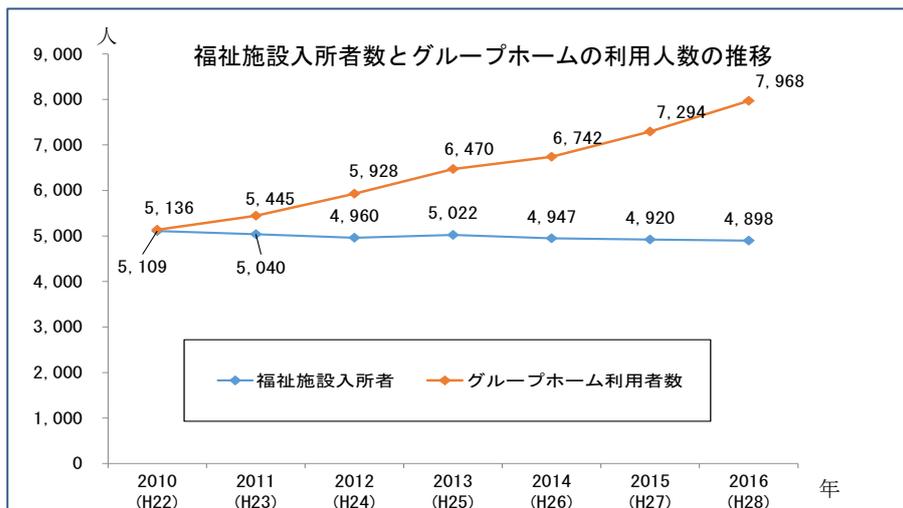
障がい者数は年々増加し、2016（平成 28）年度には、身体障がい者が 27 万人、知的障がい児者が 6 万 7 千人、精神障がい者が 7 万 4 千人となっており、県民総数（914 万 4 千人：2017（平成 29）年 4 月 1 日現在）に占める割合は約 4.5%（41 万 1 千人）となっています。



注 県保健福祉局調べ。(各年度 3 月末日現在)

(2) 障がい者の地域生活移行

障がい者が地域で生活する場の一つであるグループホーム（共同生活援助事業所）の利用者数は 2010（平成 22）年に 5,136 人で、2016（平成 28）年には 7,968 人と 1.5 倍以上に増えています。また、福祉施設入所者数は徐々に減少しています。



注 1 県保健福祉局調べ。

2 福祉施設入所者数、2010(平成 22)～2013(平成 25)年までは 10 月 1 日時点、2015(平成 27)年以降は年度末時点。

3 グループホームは各年度の利用実績。

4 福祉施設：障がい者の入所施設のうち、一般に長期入所が常態化している利用者が少ない旧身体障害者更生施設や旧精神障害者生活訓練施設は、原則として除外したもの。(2011(平成 23)年 6 月 30 日障害保健福祉関係主管課長会議資料)

5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況

(1) 高齢者虐待の状況（虐待件数の増加）

2016（平成 28）年度に虐待の事実が認められた件数は 943 件あり、その大半（902 件）が「家族等の養護者による虐待」となっています。

また、虐待の内容をみると、身体的虐待や心理的虐待が多い状況となっています。

さらに、「家族等の養護者による虐待」における虐待者をみると、息子（402 人）が最も多く、次いで夫（203 人）、娘（187 人）の順となっています。

高齢者虐待件数の推移

区 分	2016(H28) 年度	2015(H27) 年度	2014(H26) 年度	2013(H25) 年度	2012(H24) 年度
養介護施設従事者等による虐待	41 件	29 件	19 件	26 件	12 件
家族等の養護者による虐待	902 件	871 件	841 件	831 件	695 件

注 県保健福祉局調べ。（市町村への相談通報件数のうち、虐待の事実が認められた件数を計上）

高齢者虐待の内容（2016（H28）年度：重複計上）

区 分	養介護施設従事者等による虐待	家族等の養護者による虐待
身体的虐待	43 人	612 人
心理的虐待	16 人	363 人
ネグレクト（怠慢・放棄）	3 人	208 人
性的虐待	4 人	6 人
経済的虐待	19 人	156 人

注 県保健福祉局調べ。

「家族等の養護者による虐待」における虐待者の状況（2016（H28）年度：重複計上）

虐待者	人数	割合 (注)
息子	402 人	39.9%
夫	203 人	20.1%
娘	187 人	18.6%
妻	60 人	6.0%
兄弟姉妹	36 人	3.6%
孫	30 人	3.0%
息子の妻	28 人	2.8%
娘の夫	20 人	2.0%
その他	42 人	4.2%

注 県保健福祉局調べ。（割合：人数／市町村からの虐待報告件数）

(2) 障がい者虐待の状況

2016（平成 28）年度に虐待の事実が認められた件数は 142 件あり、その大半（99 件）が「養護者による虐待」となっています。また、虐待の内容をみると、身体的虐待が最も多く（81 件）、次いで心理的虐待（48 件）、経済的虐待（35 件）、放置・放任（ネグレクト）（16 件）、性的虐待（9 件）の順となっています。

障がい者虐待件数の推移

区 分	2016 (H28) 年度	2015 (H27) 年度	2014 (H26) 年度	2013 (H25) 年度	2012 (H24) 年度
養護者による虐待	99 件	83 件	99 件	114 件	91 件
障害者福祉施設従事者等による虐待	26 件	16 件	15 件	29 件	8 件
使用者による虐待	17 件	15 件	7 件	10 件	5 件

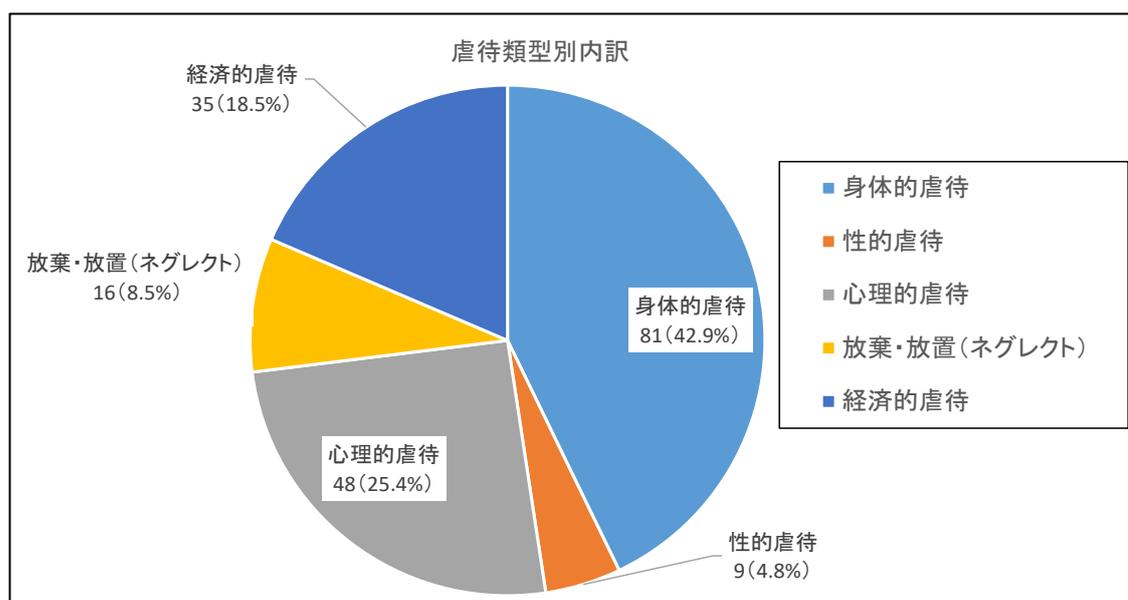
注 1 県保健福祉局調べ。

2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上。

障がい者虐待の内容（2016（H28）年度：重複計上）

区 分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
	件数	割合（注）	件数	割合（注）	件数	割合（注）
身体的虐待	66 件	66.7%	14 件	53.8%	1 件	5.9%
性的虐待	4 件	4.0%	5 件	19.2%	0 件	0.0%
心理的虐待	36 件	36.4%	10 件	38.5%	2 件	11.8%
放置・放任（ネグレクト）	14 件	14.1%	2 件	7.7%	0 件	0.0%
経済的虐待	19 件	19.2%	2 件	7.7%	14 件	82.6%

注 県保健福祉局調べ。（割合：件数／虐待件数）



(3) 児童虐待相談の状況（児童虐待相談件数の増加）

2016（平成 28）年度の県内の児童相談所の児童虐待相談対応件数は 12,194 件で、年々増加しており、過去最多となっています。

児童虐待相談対応件数の推移

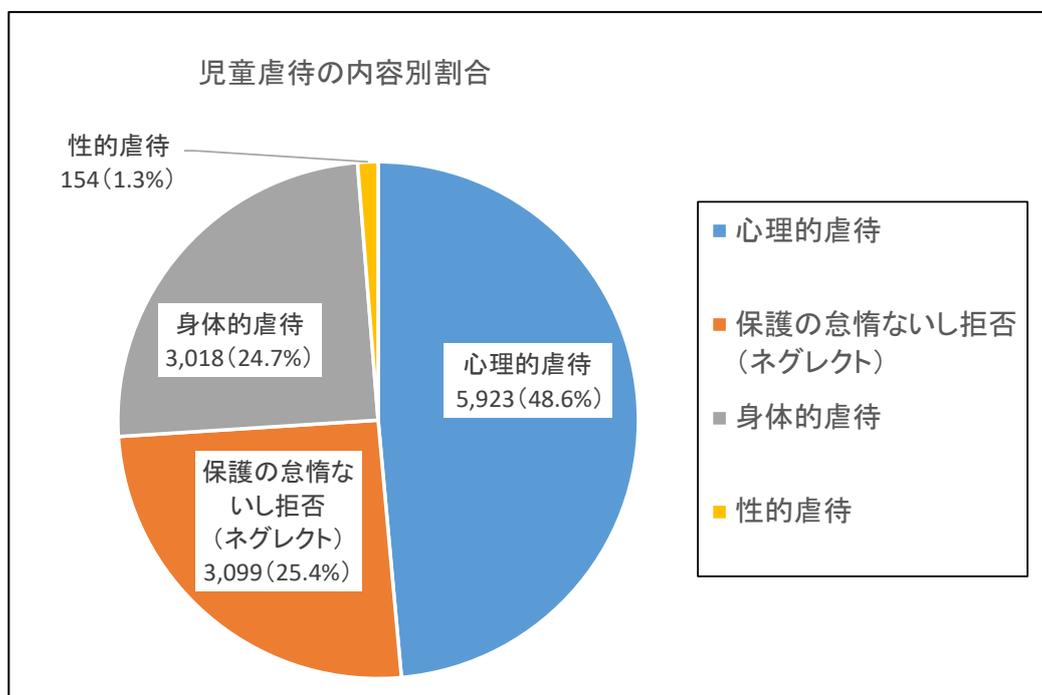
区 分	2016 (H28) 年度	2015 (H27) 年度	2014 (H26) 年度
虐待相談対応件数	12,194 件	11,595 件	10,190 件

注 県民局調べ。

児童虐待の内容（2016（H28）年度）

区 分	件数	割合（注）
心理的虐待	5,923	48.6%
保護の怠惰ないし拒否 （ネグレクト）	3,099	25.4%
身体的虐待	3,018	24.7%
性的虐待	154	1.3%

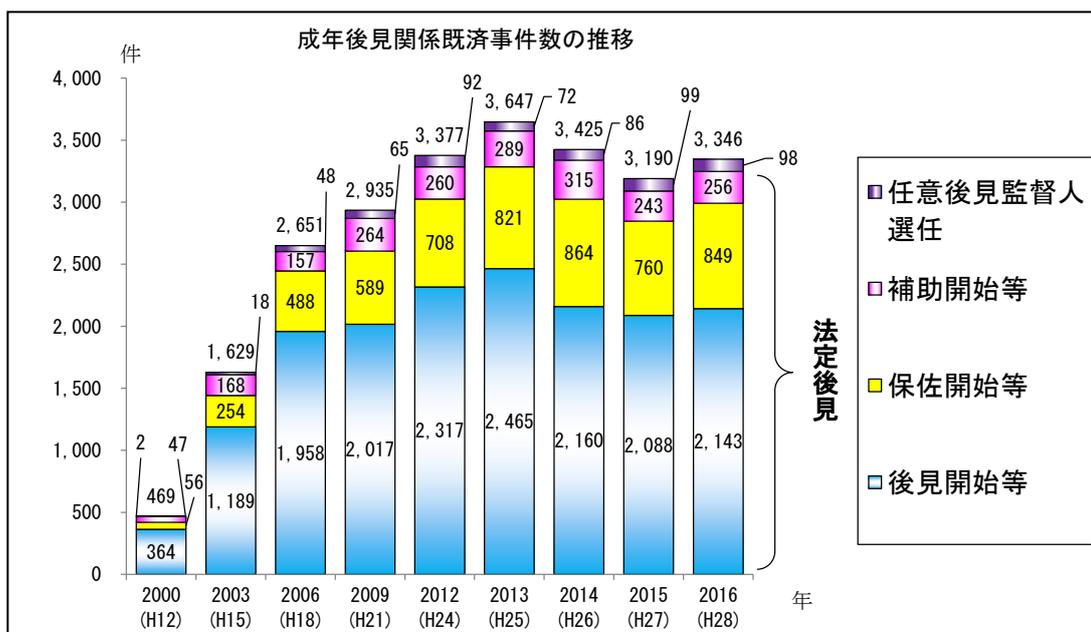
注 県民局調べ。（割合：件数／相談対応件数）



(4) 成年後見制度利用状況の推移

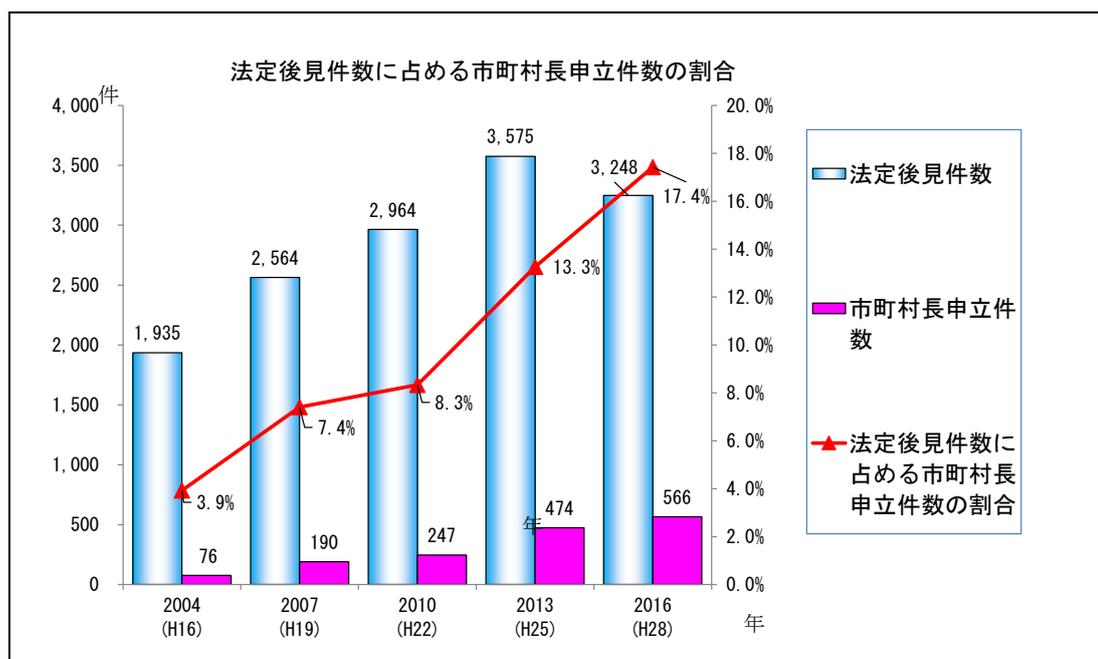
2000（平成12）年4月の成年後見制度^(※)導入以降、成年後見制度の利用状況は増加傾向にあり、そのほとんどが法定後見によるものとなっています。

また、身寄りがなく、身内から虐待を受けている、親族が協力しない等の理由により申立てをする人がいない方の保護を図る制度である「市町村長申立」についても増加しており、法定後見件数に占める割合も増加しています。



注1 横浜家庭裁判所調べ。(暦年集計)

注2 法定後見（後見開始等、保佐開始等及び補助開始等）には取消事件等を含む。



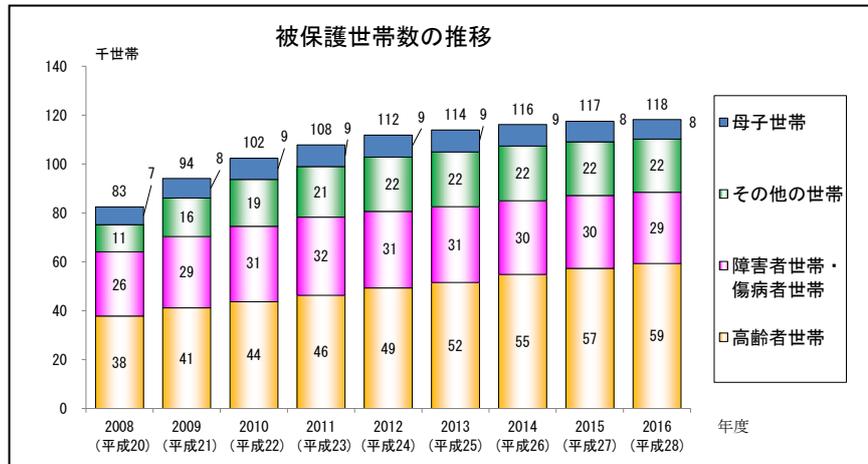
注1 横浜家庭裁判所調べ。(暦年集計)

注2 法定後見（後見開始等、保佐開始等及び補助開始等）には取消事件等を含む。

6 生活困窮者等の状況

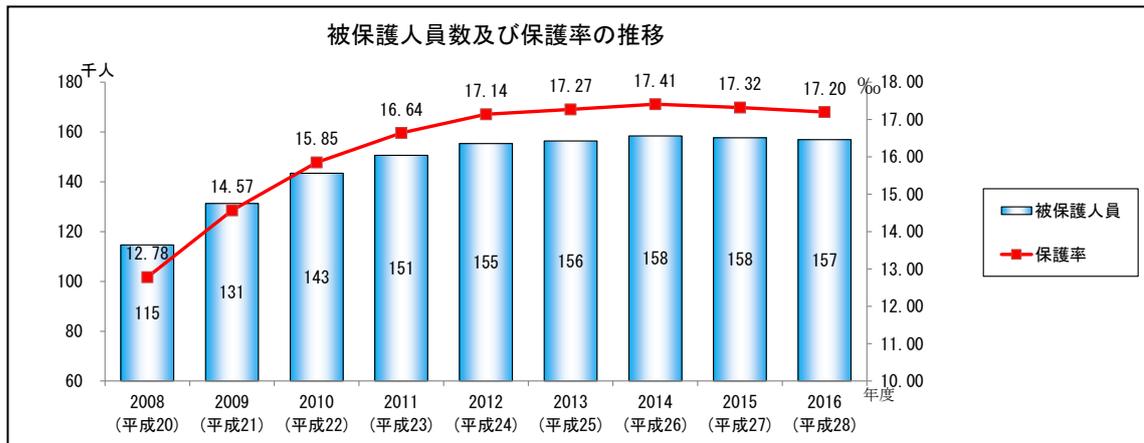
(1) 生活保護受給者数の推移（高齢者の被保護世帯の増加）

被保護世帯数は増加傾向にあり、2016（平成28）年度の被保護世帯数（11万8千世帯）は2008（平成20）年度の約1.4倍に増加しています。とりわけ高齢者世帯（5万9千世帯）は、被保護世帯数の半数を占めています。



注 県保健福祉局調べ。（各年度3月現在。総数には、保護停止中の世帯数を含まない。）

保護率は4年間横ばいであり、保護の種類別扶助人員数の推移をみると、高齢者世帯の増加とあいまって、介護扶助の増加率が高い状況となっています。



注1 県保健福祉局調べ。（各年度3月現在）

2 保護率：県民総数千人当たりの被保護人員数（‰：パーミル）

保護の種類別扶助人員数（重複計上）

区分	2008(H20)年度(a)	2016(H28)年度(b)	増加率(b/a)
生活扶助	104,573人	141,224人	135.0%
医療扶助	95,119人	136,529人	143.5%
住宅扶助	102,410人	142,265人	138.9%
介護扶助	11,898人	24,197人	203.4%
その他の扶助	14,364人	17,325人	120.6%

注1 県保健福祉局調べ。（各年度3月現在。人員数は重複計上）

2 「その他の扶助」は、教育扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の合計。

(2) 生活困窮者自立支援制度における支援状況

制度開始の2015（平成27）年度と2年目の2016（平成28）年度を比較すると、県内の新規相談受付件数は15,532件から16,351件に、プラン作成件数は4,846件から5,666件に、就労者数は1,862人から1,935人にそれぞれ増加しています。

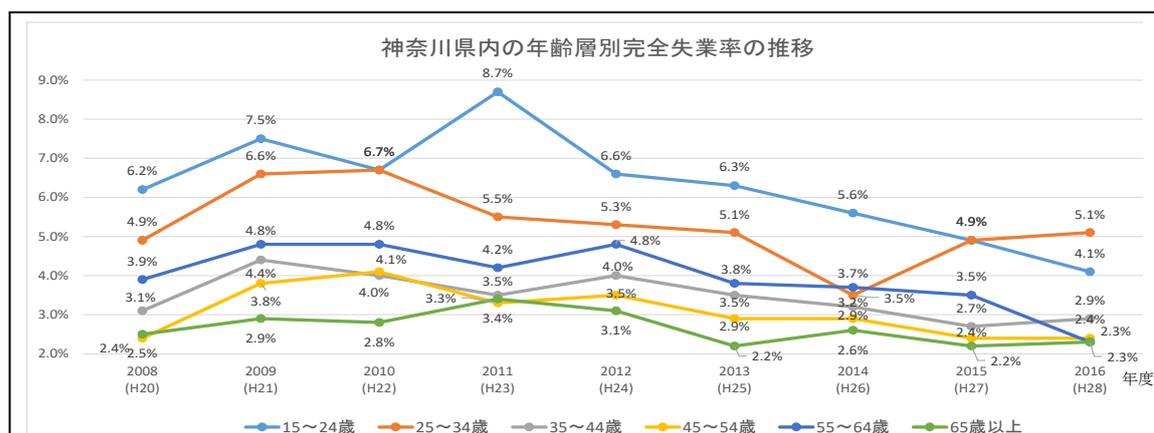
生活困窮者自立支援制度における支援状況

年度	新規相談受付件数（件）			プラン作成件数（件）			就労者数（人）		
	2015 (H27)	2016 (H28)	増減	2015 (H27)	2016 (H28)	増減	2015 (H27)	2016 (H28)	増減
県内	15,532	16,351	819	4,846	5,666	820	1,862	1,935	73
全国	226,411	222,426	△ 3,985	55,570	66,892	11,322	21,465	25,588	4,123

注 厚生労働省の「生活困窮者自立支援制度における支援状況 集計」による。

(3) 県内の完全失業率

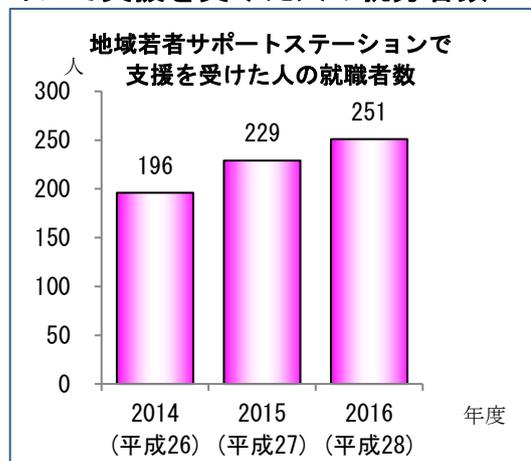
2016（平成28）年度の県内の完全失業率は3.1%であり、年齢層別にみると、25～34歳が5.1%と最も高く、次いで15～24歳が4.1%となっており、他の年齢層に比べて高くなっています。



注 県統計センター「神奈川県労働力調査結果報告」による。

(4) 県が設置する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就労者数

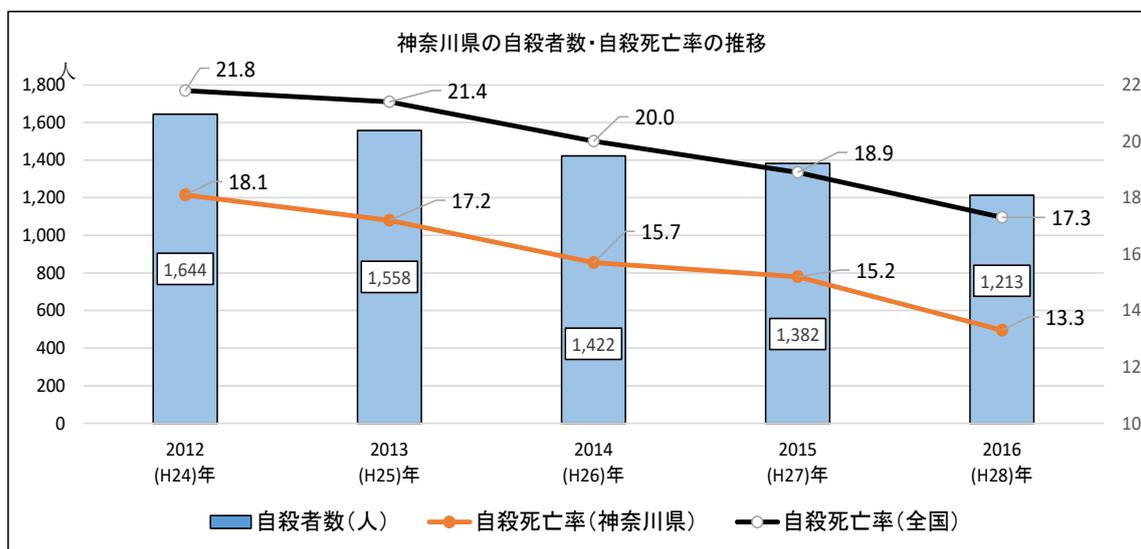
若者の職業的自立を目的に設置する「地域若者サポートステーション」で支援を受けた人の就職者数は、2014（平成26）年度は196人でしたが、2015（平成27）年度に229人、2016（平成28）年度は251人と増加しています。



注 県民局調べ。

(5) 県内の自殺者数・自殺死亡率の推移

県内で自殺により亡くなった人数は、5年連続で減少しており、2016(平成28)年の人口10万人当たりの自殺死亡率は、13.3と全国で一番低くなっています。しかし、2016(平成28)年に県内で自殺により亡くなった方は1,213人と依然として、多くの方が自殺により亡くなっています。

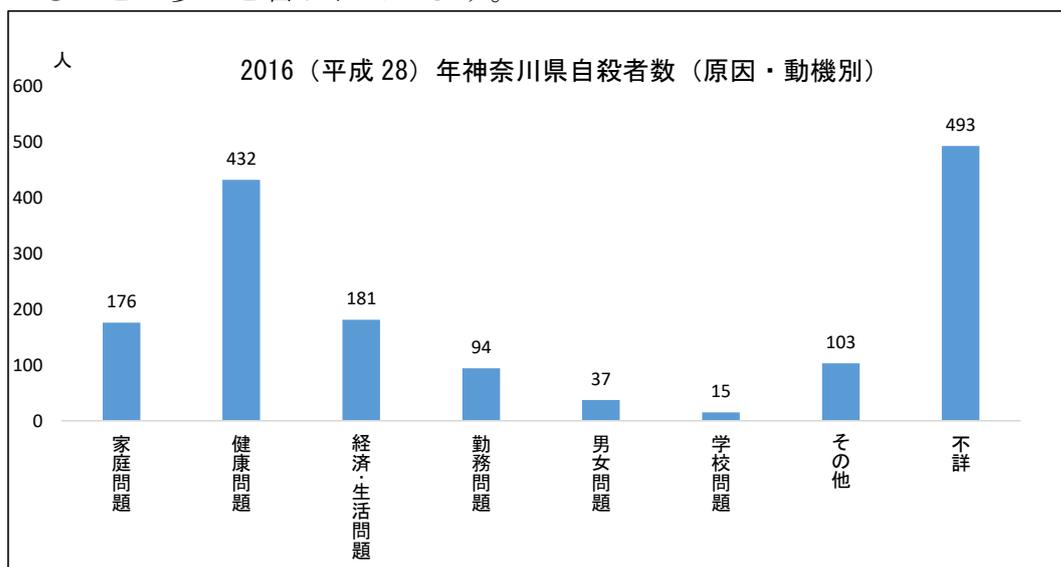


注1 警察庁自殺統計による。

2 自殺死亡率：人口10万対の率で、人口は、総務省統計（毎年10月1日現在）の都道府県別総人口に基づく。

また、自殺者の推移（原因・動機別）や2016(平成28)年の原因・動機別の統計から、不詳を除くと、健康問題（身体やこころの病気についての悩み）が最も多く、経済・生活問題（生活苦・失業など）、家庭問題、勤務問題と続いています。

自殺に至る原因・動機については、不詳が多く、直接の原因を特定できないことがあります。また、原因・動機は一つではなく、様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いと言われています。



注 警察庁自殺統計による。

7 地域における支え合いの状況

(1) 民生委員・児童委員の状況（民生委員・児童委員の欠員数の増加）

2017（平成29）年4月1日現在の民生委員・児童委員の状況をみると、定数11,958人に対して現員数11,331人と、充足率は94.8%となっています。定数及び現員数は増加していますが、充足率は低下しています。

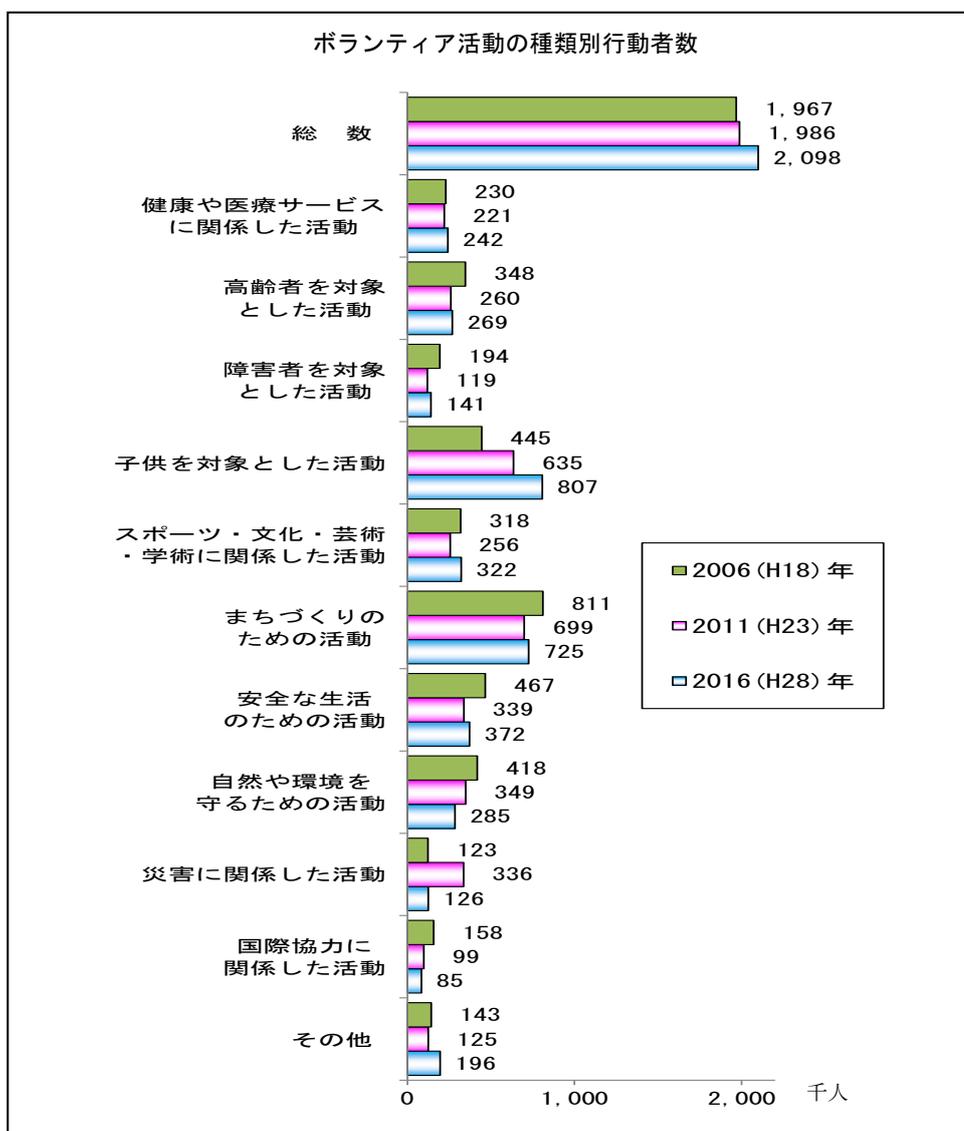
時 点	定数(a)	現員数(b)	欠員数	充足率((b)/(a))	平均年齢
2017(H29)年度	11,958人	11,331人	627人	94.8%	65.2歳
2014(H26)年度	11,721人	11,275人	446人	96.2%	63.9歳
2011(H23)年度	11,521人	11,151人	370人	96.8%	62.7歳

注1 県保健福祉局調べ。（各年度4月1日現在。）

2 平均年齢は、指定都市・中核市を除く。

(2) ボランティア活動の状況（ボランティア活動人数の増加）

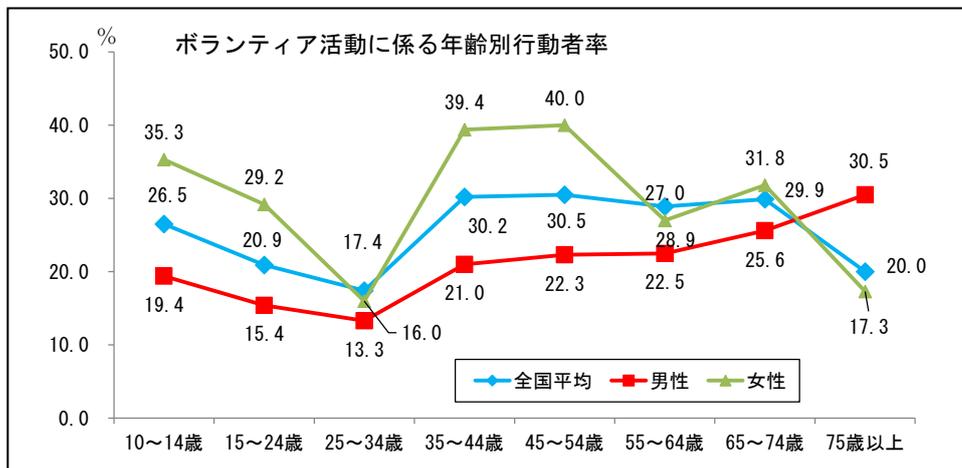
「平成28年社会生活基本調査」によると、1年間に「ボランティア活動」を行った人は209万8千人となっており、5年前より11万2千人増加しています。



注 総務省「社会生活基本調査」による。

男女別にみると、行動者率は男性が21.2%、女性が29.9%となっています。
また、年齢別にみると、男性は65～74歳の割合が、女性は35～54歳の割合が大きくなっています。

さらに、ボランティア活動の内容をみると、「子どもを対象とした活動」が他の内容に比べ増加傾向にあります。



注1 総務省「平成28年社会生活基本調査」による。
2 行動者率：10歳以上人口に占める行動者数の割合。

(3) NPO法人の活動状況

NPO法人の認証件数は、2016（平成28）年度末現在1,491件となっています。

また、認証法人の活動分野をみると、「保健・医療・福祉」分野が最も多く、次いで「子どもの健全育成」、「社会教育」の順となっています。

認証法人の活動分野（上位5位、複数該当）

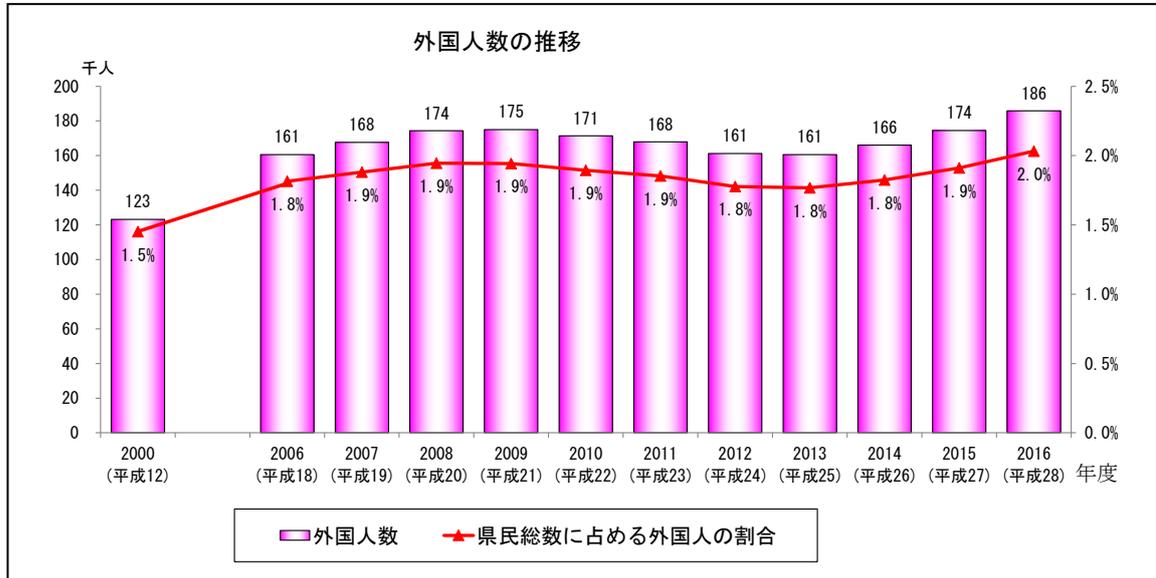
順位	分野	件数
1位	保健・医療・福祉	836件
2位	子どもの健全育成	559件
3位	社会教育	482件
4位	連絡・助言・援助	433件
5位	学術・文化・芸術・スポーツ	399件

注1 県民局調べ。（2016（H28）年度末現在）
2 指定都市を除く。

8 外国人数の増加

県内の外国人数は、2009（平成 21）年度に 17 万 5 千人となり、2013（平成 25）年度に 16 万 1 千人まで減少した後、徐々に増加し、2016（平成 28）年度には 18 万 6 千人となっています。

また、県民総数に占める割合は、2016（平成 28）年度で 2.0%となっています。



注1 県民局調べ。(2012（平成 24）年度までは 12 月 31 日現在、2013（平成 25）年度以降は 1 月 1 日現在)

2 県民総数は、県政策局調べ。(各年度 1 月 1 日現在)

外国人数を国籍（出身地）別にみると、中国籍とフィリピン籍の増加が著しく、2016（平成 28）年度と 2000（平成 12）年度を比較すると、中国籍が 2.2 倍、フィリピン籍が 1.7 倍増加しています。

外国人数上位 5 国籍（出身地）の推移

順位	2000（平成 12）年度		2016（平成 28）年度	
	国・地域	外国人数（構成比）	国・地域	外国人数（構成比）
1 位	韓国・朝鮮	33,453 人 (27.2%)	中国	60,934 人 (32.7%)
2 位	中国	27,389 人 (22.2%)	韓国・朝鮮	28,947 人 (15.6%)
3 位	ブラジル	12,565 人 (10.2%)	フィリピン	20,008 人 (10.8%)
4 位	フィリピン	12,040 人 (9.8%)	ベトナム	13,496 人 (7.3%)
5 位	ペルー	6,920 人 (5.6%)	ブラジル	7,958 人 (4.3%)

注 県民局調べ。(2000(平成 12)年度は 12 月 31 日現在、2016(平成 28)年度は 1 月 1 日現在)

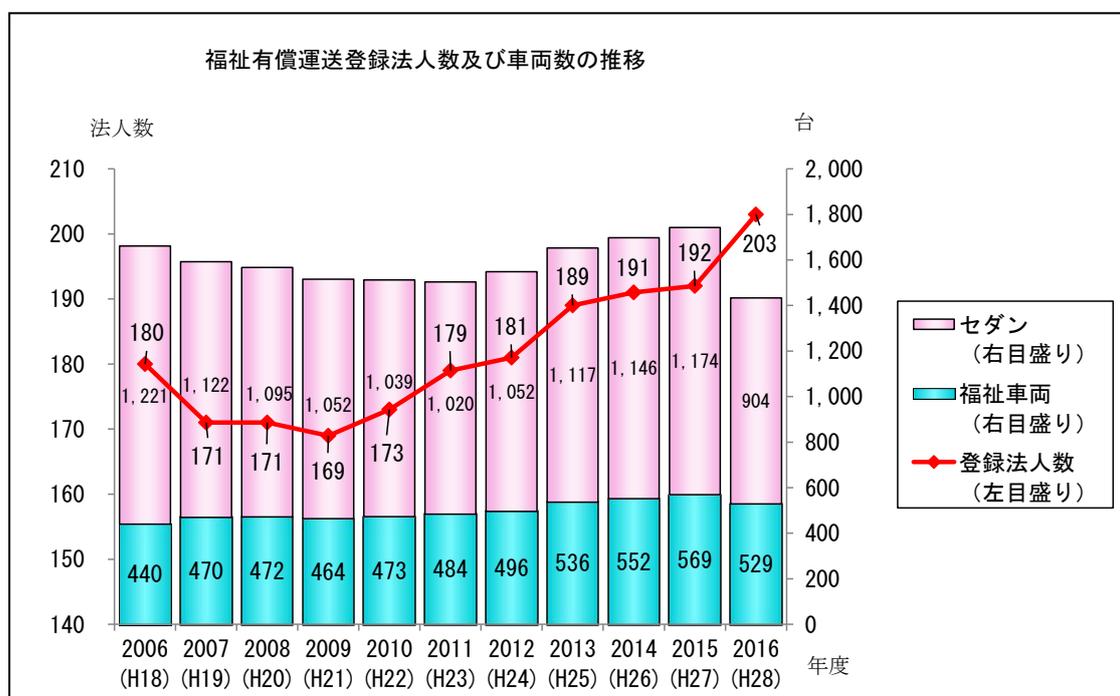
9 バリアフリーの街づくり

(1) バリアフリーの街づくりに係る状況

県民ニーズ調査において、県民の生活意識について調査したところ、「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できるよう、みんなが助け合う、人にやさしいまちになっている」との問いに対し、「そう思わない」と回答した割合は、2013（平成25）年度は71.7%、2016（平成28）年度は70.2%となっています。

(2) 福祉有償運送の実施状況（福祉有償運送実施団体の増加）

公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者や障がい者等を対象として、NPO法人等が、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送の登録法人数は増加傾向にあり、2016（平成28）年度は203件となっています。



注1 関東運輸局神奈川運輸支局調べ。(2007(H19)年度までは1月末日現在、それ以降は3月末日現在)

注2 2006(H18)年施行の改正道路運送法により、福祉有償運送制度は許可制から登録制となり、それまで事業所ごとに許可を得ていた法人が法人単位で登録を可能とする等の変更があった。

10 災害対策

(1) 避難行動要支援者名簿の策定の状況（県内市町村）

避難行動要支援者名簿^(※)については、2017（平成29）年6月1日現在、県内33市町村中、28市町村で作成しています。

(2) 災害時通訳ボランティア登録者数の増加

県では、災害時における外国籍県民への通訳ボランティアの登録を行っており、着実に登録者数が増えています。

災害時通訳ボランティア登録者数

年度	2014(平成26)	2015(平成27)	2016(平成28)
実績	134人	168人	231人

注 県民局調べ。

11 地域福祉に関わる制度の主な動向

(1) 介護保険制度

団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、2014（平成26）年に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立しました。この改正により、要支援1・2の高齢者に対する訪問介護及び通所介護が予防給付から地域支援事業^(※)に移され、市町村が地域の実情に応じた取組みができるようになりました。また、市町村は在宅医療・介護連携推進事業^(※)や生活支援コーディネーター^(※)の配置に取り組むこととされました。

2017（平成29）年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、新たな介護保険施設^(※)として介護医療院^(※)が創設されたほか、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなるよう、共生型サービスが位置付けられました。また、自立支援・重度化防止に向けて、市町村の保険者機能の強化が求められるようになりました。

(2) 障がい福祉制度

2006（平成18）年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成23）年に改正された障害者基本法において、障がい者の定義が見直されるとともに、障がいに基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めており、2011（平成23）年の障害者基本法の改正の際、障害者権利条約の趣旨を基本原則として取り込む形で、同法第4条に差別の禁止が規定されました。

この規定を具体化するものとして、障害者差別解消法が2013（平成25）年6月に成立し、その後、2014（平成26）年1月に、障害者権利条約が批准され、2016（平成28）年4月に、障害者差別解消法が施行されました。

また、地域共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の生活を総合的に支援するため、2013（平成25）年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）が施行されました。さらに、法施行後3年が経過し、種々の見直しが行われました。

具体的には、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われ、これらを盛り込んだ改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法が2018（平成30）年4月に施行されます。

(3) 子ども・子育て支援制度

2012（平成24）年に成立した子ども子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園の普及をはじめとする様々な取組みを行うこととされていますが、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する「地域子育て支援拠点」について、NPOなど多様な主体が参画するとともに、高齢者や学生等との世代間交流や、ボランティア、町会・自治会、子育てサークル等との協働など、様々な地域住民・団体との支援・協力関係を構築することとしています。

また、2016（平成28）年に改正された児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが明確となり、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実などが規定されています。すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援まで、社会による家庭への養育支援の構築が求められていることから、身近な市区町村における相談体制や児童相談所の専門性の強化などを図ることとしています。

(4) 生活困窮者自立支援制度

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策（いわゆる「第2のセーフティネット」）の強化を図るため、2013（平成25）年、生活困窮者自立支援法が制定され、2015（平成27）年4月から施行されました。

この制度により、全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となって、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、任意事業の就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業など、生活困窮者^(※)の自立を促進するための取組みが行われています。

第3章

今後取り組むべき重点事項等への 対応

第3章 今後取り組むべき重点事項等への対応

1 地域福祉をめぐる課題

少子高齢化の進行に伴い、必要な介護サービスや支援が適切に受けられるよう、福祉介護人材の養成・確保が必要です。また、本県では、2016（平成28）年10月に策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念も踏まえ、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が、お互いに尊重し合い、誰もがその人らしく暮らすことができる「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識を醸成するとともに、地域福祉の担い手の育成など「ひとづくり」を推進する必要があります。

高齢単身世帯の増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、複合的な課題を抱えたまま社会的に孤立し、制度の狭間にいる人々や、増加する外国籍県民に対して、地域全体で支え合い、地域福祉の担い手が互いに協働・連携する必要があります。

これまで、本県では、高齢者も障がい者も誰もが住みよい街づくりに取り組んできましたが、バリアフリーに関する県民ニーズ調査の結果から、今後もより一層バリアフリーの街づくりに向けて取り組む必要があります。また、南海トラフ地震など大規模災害発生 of 切迫性が指摘される中、高齢者等の要配慮者^(※)に対する地域の支援体制の整備等、地域防災力を強化した「地域（まち）づくり」を推進する必要があります。

生活保護受給者の増加や、子どもの貧困等に対して、生活困窮者への自立支援やひきこもりやニート^(※)等若者の就労支援、ひとり親の就労支援や相談支援への取り組みや、高齢者、障がい者や児童等が地域でいきいきと暮らすしくみづくりを進めるとともに、多様化、複雑化している福祉に関する生活上の課題に対して、住民や様々な主体が協働して、総合的に相談を受け解決する「しくみづくり」を推進する必要があります。

2 今後取り組むべき重点事項

地域福祉を取り巻く課題から、次の事項を重点的に取り組む必要があります。

- ① 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成
- ② 福祉介護人材の確保・定着対策の強化
- ③ 地域住民等の参加による地域共生社会の推進
- ④ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーの街づくりの推進
- ⑤ 災害時における福祉的支援の充実
- ⑥ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援
- ⑦ 法人後見や市民後見の充実による成年後見制度の利用促進
- ⑧ 生活困窮者等の自立支援

3 計画における施策展開

この計画では、第2章に掲げた本県の地域福祉を取り巻く状況の変化や、2に掲げた重点事項を踏まえ、次のとおり施策を展開します。

重点事項の反映状況

1 ひとづくり

- ◆ 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成に取り組みます。 …重点事項①③
- ◆ 地域福祉の担い手の育成に取り組みます。 …重点事項①③
- ◆ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進に取り組みます。 …重点事項②

2 地域（まち）づくり

- ◆ 地域における支え合いの推進に取り組みます。 …重点事項③
- ◆ バリアフリーの街づくりの推進に取り組みます。 …重点事項④
- ◆ 災害時における福祉的支援を充実します。 …重点事項⑤

3 しきみづくり

- ◆ 福祉に関する生活上の課題に対応します。 …重点事項⑥
- ◆ 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組みを充実します。 …重点事項⑦
- ◆ 生活困窮者等の自立を支援します。 …重点事項⑧

また、県・市町村地域福祉主管課長会議や市町村地域福祉担当者連絡会、圏域別地域福祉担当者連絡会等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図るとともに、地域福祉計画未策定の2自治体に対する策定支援を行います。

【計画における施策体系】

大柱	中 柱	支 援 策 (小 柱)	
1 ひとづくり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	支援策 1	互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。
		支援策 2	互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。
	(2) 地域福祉の担い手の育成	支援策 3	地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
		支援策 4	地域福祉コーディネーターを育成し、地域への普及・定着を推進します。
		支援策 5	行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図ります。
	(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	支援策 6	福祉介護人材を確保します。
		支援策 7	福祉介護人材のスキルアップを図ります。
		支援策 8	福祉介護人材の定着を促進します。
	2 地域（まち）づくり	(1) 地域における支え合いの推進	支援策 9
支援策10			NPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。
支援策11			外国籍県民の暮らしやすさを支援します。
(2) バリアフリーの街づくりの推進		支援策12	バリアフリーの街づくりを推進します。
		支援策13	情報アクセシビリティの向上を図ります。
(3) 災害時における福祉的支援の充実		支援策14	災害時における福祉的支援を充実します。
3 しくみづくり	(1) 福祉に関する生活上の課題への対応	支援策15	市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。
		支援策16	課題等を抱える当事者活動を支援します。
		支援策17	誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組みの充実	支援策18	高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守る取組みを行います。
		支援策19	「人生100歳時代の設計図」や未病改善の取組みなど、誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。
	(3) 生活困窮者等の自立支援	支援策20	生活困窮者等の自立を支援します。
		支援策21	子どもの貧困対策を推進します。
		支援策22	矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。

o

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 ひとつづくり

【課題】

「ともに生き、支え合う社会」を実現する上で、その根幹をなす「ひとつづくり」においては、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が互いを認め合う意識の醸成を高めることに取り組んでいくことが大切です。そのためには、ボランティアや民生委員・児童委員等の地域住民による支え合いの中核を担う人材の育成に取り組むことが必要です。

また、地域福祉を取り巻く状況は、少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する一方で、介護保険サービスの利用者数は増加し、福祉介護人材の不足が深刻な問題になってきています。

こうした中、国によると全国には、高齢者向けの社会参加活動（ボランティア）を行っている50歳から64歳までの人が120万人いると推計されています。また、介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士^(※)の国家資格を取得した外国人に在留資格が与えられるなど、介護人材を外国から受入れる動きがあります。

誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指すために、地域の元気な高齢者、若者、外国籍県民など多様な人材層を対象に、担い手の確保・育成に取り組むことが必要です。

【施策の方向性】

○ 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育んでいきます。

また、子どもの頃から、相互に人格と個性を尊重しながら、社会性や思いやりの心を育むことができるよう取組みを推進します。

高齢者、障がい者、子ども、外国籍県民も、すべての人々が地域社会の中で、健康で自分らしい生活を送ることができるようにすることを目指します。

【主な目標：「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成】

「介護フェアin かながわ」、「かながわパラスポーツフェスタ」、「バリアフリーフェスタ」、「人権メッセージ展」などを開催し、高齢者、障がい者、子ども、外国籍県民などの県民が直接参加する機会を通して意識の醸成を図ります。

また、県では、「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成の中核を担う人材を育成していきます。

○ 地域福祉の担い手の育成

ともに生き、支え合う社会の実現に向け、ボランティアや民生委員・児童委員等の地域住民による支え合いを促進する人材を養成していきます。

また、地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材である「地域福祉コーディネーター^(※)」を育成していきます。

さらに、市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の地域福祉の推進を担う職員に対して、地域福祉に関する知識や地域福祉の担い手の育成に必要な技能を習得するための研修を実施し、必要な人材の育成を推進していきます。

【主な目標：地域福祉コーディネーターの育成】

今後、県では、地域福祉コーディネーターに求められる専門的な知識や技術について整理するとともに、市町村等で行う研修等の人材育成関係事業と連携を図りながら、「地域福祉コーディネーター」を育成していきます。

年度	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
新たな地域福祉コーディネーター研修	既存の研修等との整理、検討	モデル事業実施	本実施

○ 福祉介護人材の確保・定着対策の推進

福祉介護人材の確保・定着対策を推進するため、介護分野での就労未経験者や外国籍県民等の就労支援等を行う「多様な人材の確保」、中堅の介護職員を対象にチームリーダーの育成等を行う「資質の向上」、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援等を行う「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として取組みを進めます。

また、行政と福祉介護に関わる団体等が連携・協働して、福祉介護人材の確保・定着に向けた取組みを、継続的に推進できる体制を構築します。

【主な目標：かながわ福祉人材センター^(※)による福祉介護分野への就職支援】

本県では、介護職員が2020(平成32)年に約5千人の人材が不足すると見込まれる中、国や市町村、介護関係団体と連携・協力しながら、他の労働関係施策ともあいまって、必要な介護職員数を確保していきます。そうした中で、本事業では、これまでの実績を踏まえ、2020(平成32)年までに3,500人の介護人材を確保していきます。

年度	2015 (H27) ～ 2016 (H28) [*]	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
福祉介護分野への就職者数	1,058人	550人 (1,608人)	600人 (2,208人)	650人 (2,858人)	700人 (3,558人)

※ 2015(平成27)年度、2016(平成28)年度は、実績数となります。(県保健福祉局調べ。)

() は2015(平成27)年度から2020(平成32)年度までの累計となります。

(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

支援策 1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。

- ともに生きる社会の実現に向け、ともに生きる社会かながわ推進週間普及啓発事業や「ともに生きる」ことを共感してもらうためのイベントの実施、市町村、民間企業、団体等が行うイベントでの普及など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を、県内はもとより全国に向けて発信します。(県)
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、民間とも連携しながら、様々な普及啓発を通して心のバリアを取り除く取組みを進めます。(県)
- バリアフリーの街づくりを体感してもらうイベント「バリアフリーフェスタかながわ」を県民・事業者・行政が協働で開催することで、県民のバリアフリーの街づくりに対する理解を深めます。(県・民間)
- 11月11日の介護の日の関連イベントとして、広く県民に介護の仕事の魅力を発信する「介護フェア in かながわ」を開催し、優良な介護サービスに取り組む介護サービス事業所^(※)の表彰や介護に取り組む若い職員の生の声などを伝えるなど、介護の仕事のやりがいや大切さを若者、就労していない女性、中高年齢者など、あらゆる層にアピールし、介護への理解・関心を高めていきます。(県)
- 認知症の人や家族を見守り支援する、「認知症サポーター^(※)」を養成するとともに、「認知症ポータルサイト」で認知症に関する基礎知識や相談窓口、認知症カフェの情報など、認知症に関する様々な施策を周知します。(県・市町村・民間)
- 市町村と共に認知症サポーターのフォローアップ研修を行い、「オレンジパートナー^(※)」としてボランティア登録して活動の場の情報提供を行う県独自のしくみを構築することにより、認知症サポーターの活動を支援します。(県)
- 本県における障がい者の理解を促進し、障がい者への理解や障がい者の地域における社会参加を促進するため、心のバリアフリー推進員^(※)の養成、企業研修のコーディネート、研修講師の派遣等を行います。(県)
- 外見から分かりにくい内部障がい等に対して配慮や援助が必要なことを示す「ヘルプマーク^(※)」を普及し、障がい者への配慮や支援を促します。(県)
- 県内各地で「かながわパラスポーツ」の普及イベント「かながわパラスポーツフェスタ」を開催するとともに、関連イベントに合わせた普及啓発活動や、地域で「かながわパラスポーツ」を普及推進する人材「かながわパラスポーツコーディネーター」を養成します。(県)
- ろう者とろう者以外の者の交流の場や、県民が実際に手話と出会う機会など、手話普及推進イベントを通して手話の普及等を進めます。(県)

- 人権啓発イベント「かながわハートフルフェスタ」を開催し、中学生人権作文コンテストや、講演を通して県民の人権への意識や、様々な違いを認め合う意識を高めていきます。(県)
- 「人権メッセージ展」において、著名人や人権問題に取り組んでいる当事者の方々からメッセージをいただき、展示します。また、来場者参加のコーナーも用意し、人権について考えるきっかけ作りをします。(県)

【県共同募金会・県社会福祉協議会の取組み「福祉作文コンクール」】

神奈川県内の小・中学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象に、福祉について日常生活を通じて感じたこと、考えていること、体験したことなどを自由に表現した作文を募集し、「ともに生きる福祉社会」について考え、関心を深めてもらうとともに、福祉に関する意識の醸成を図っています。



支援策2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。

- 学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人への思いやり」などを伝え、共に学びあう取組みである「いのちの授業」をすべての公立学校で実施します。(県)



写真：「いのちの授業」風景

- 支援教育の理念のもと、すべての子どもが、できるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざす、インクルーシブ教育を進めることにより、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合う社会性を育みます。(県)

(2) 地域福祉の担い手の育成

支援策3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。

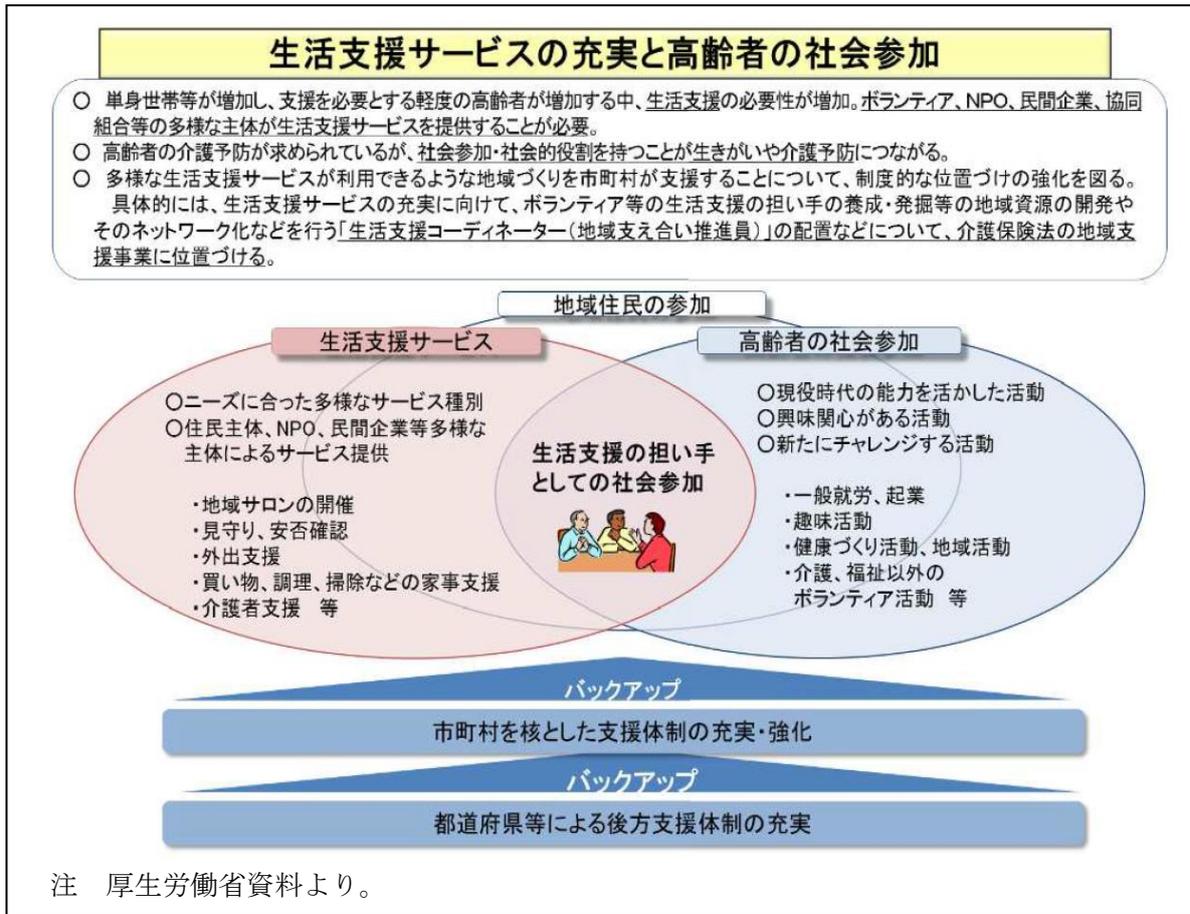
ア 生活支援の担い手養成

- 県社会福祉協議会において、ボランティア活動に関する総合相談、情報提供及び「ボランティアコーディネーター^(※)」の人材育成等を実施し、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。(民間)
- 地域の高齢者に対する見守り・買い物支援・外出支援などの生活支援サービスについて、その担い手となる人材を養成するため、「生活支援サービス担い手養成研修」及び「移動(輸送)サービス従事者養成研修」を実施します。(県)
- 地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター^(※)」を養成するための研修を実施します。(県)

イ 地域・社会活動の中核を担う人材養成

- かながわコミュニティカレッジでは、地域の諸課題の解決や地域の活性化に関心と意欲を持つ受講生を募り、講座開催を通じて必要な知識等を提供し、地域・社会活動に参画する人材、活動の中核となる人材等の育成を図ります。(県)
- 児童委員、主任児童委員に対して児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等をテーマにした研修を実施します。(県)
- 県域の民生委員・児童委員の資質向上や相互の連絡連携を図る組織である県民生委員児童委員協議会が行う研修等の活動を支援します。(県)
- 民生委員・児童委員を対象に、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図るとともに、各種支援制度の解説や日々の活動に役立つ情報を盛り込んだ民生委員児童委員活動の手引きを作成します。(県・指定都市・中核市)

〈生活支援コーディネーターの配置に係るイメージ〉



支援策4 地域福祉コーディネーターを育成し、地域への普及・定着を推進します。

- 地域福祉に関わる行政・社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、介護支援専門員^(※)等を対象に、地域福祉の理念・制度の概要や実践的な技能を修得するための「地域福祉担当職員研修」を実施します。(県)
- 市町村が整備する包括的な相談支援体制の中核を担う相談支援包括化推進員^(※)等の専門人材の育成について、市町村と連携して取り組んでいきます。(県・市町村)
- 民生委員・児童委員を対象に、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図るとともに、各種支援制度の解説や日々の活動に役立つ情報を盛り込んだ民生委員児童委員活動の手引きを作成します。(県・指定都市・中核市)(支援策3再掲)
- 介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象に実務につくための研修を実施し、介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技術を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員を養成します。(民間)
- 一定の実務経験を有する介護支援専門員を対象に、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する人との連絡調整等に関する知識及び技術を修得するための「主任介護支援専門員研修」を実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる人材を養成します。(県)
- 地域包括支援センターの職員を対象に、業務を行う上で必要な知識・技術を修得するための研修を実施します。(県・指定都市)
- 保健福祉事務所において、市町村との協働等により、地域の地域福祉実践者等のスキルアップに資する研修を実施します。(県)
- 地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を養成するための研修を実施します。(県)(支援策3再掲)
- 今後、県では、「地域福祉コーディネーター」に求められる専門的な知識や技術について整理するとともに、市町村等で行う研修等の人材育成と整合を図りながら、「地域福祉コーディネーター」の人材育成と定着に取り組めます。(県)
- 障がい者を対象とした相談支援事業に従事しようとする人を対象に、相談技術の習得を目的とした初任者研修や初任者研修修了者に対し、日常業務の検証等を目的とした現任研修を行うことにより、相談支援に係る人材養成を行います。(県)

- 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者^(※)及び児童発達支援管理責任者^(※)を養成し、事業所等におけるサービスの質の確保を図ります。(県・民間)

＜地域福祉コーディネーターに期待される役割＞

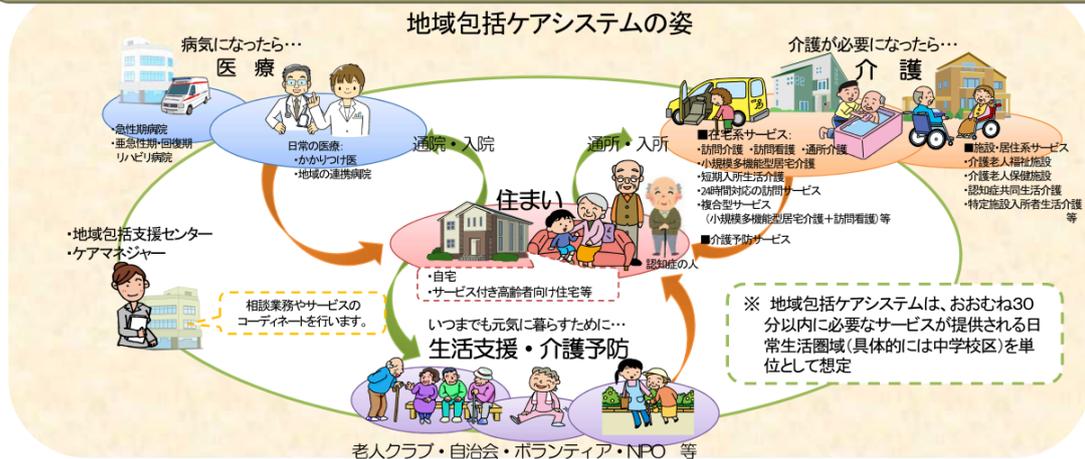
役 割	人 材	区 分
地域における地域福祉推進の指導者となる人材として、地域福祉を支える人材の養成・育成を行う。	行政職員（県・市町村） 社協職員（県・市町村等） 地域包括支援センター職員 介護支援専門員 生活支援コーディネーター （主に第1層） 等	専門人材
自身の活動が地域福祉コーディネーターとしての活動になることを理解し、引き続き、自身の活動を充実させる。	民生委員・児童委員 NPO、ボランティア団体関係者 自治会関係者 生活支援コーディネーター （主に第2層） 等	地域福祉を支える人材 （地域のキーパーソン）

支援策 5 行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを図ります。

- 地域福祉に関わる行政・社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、介護支援専門員等を対象に、地域福祉の理念・制度の概要や実践的な技能を修得するための「地域福祉担当職員研修」を実施します。(県)(支援策4再掲)
- 市町村が整備する包括的な相談支援体制の中核を担う相談支援包括化推進員等の専門人材の育成について、市町村と連携して取り組んでいきます。(県・市町村)(支援策4再掲)
- 地域包括支援センターの職員を対象に、業務を行う上で必要な知識・技術を修得するための研修を実施します。(県・指定都市)(支援策4再掲)
- 一定の実務経験を有する介護支援専門員を対象に、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整等に関する知識及び技術を修得するための「主任介護支援専門員研修」を実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる人材を養成します。(県)(支援策4再掲)
- 介護支援専門員を対象に、医療分野の知識や、地域の実情に応じた医療介護連携のための連携技術向上、社会資源の発掘等、多種多様な利用者ニーズに対応するための知識・技術を修得するための研修を実施します。
- 認知症サポート医^(※)の養成や、かかりつけ医、病院勤務の医療従事者、看護職員、歯科医師、薬剤師として必要な認知症の基本的な知識や適切な対応等についての「認知症対応力向上研修」を実施します。(県)
- すべての市町村に設置する、認知症初期集中支援チーム^(※)の活動を推進し、認知症地域支援推進員^(※)の資質向上のための研修を実施します。(県・市町村)
- 介護保険施設等の介護職員等に対して、認知症の理解や実践的な介護技術を段階的に取得できるよう、「認知症介護実践研修」等を実施します。(県・指定都市)
- 障がい者を対象とした相談支援事業に従事しようとする者を対象に、相談技術の習得を目的とした初任者研修や初任者研修修了者に対し、日常業務の検証等を目的とした現任研修を行うことにより、相談支援に係る人材養成を行います。(県)(支援策4再掲)
- 障がい者が身近な地域で必要な医療を受けられる体制を整えるために構築した「神奈川県心身障害児者歯科診療システム」が円滑に運営できるよう支援するため、歯科医師、歯科衛生士等に研修を実施します。(県)

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



注 厚生労働省資料より。

(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進

支援策 6 福祉介護人材を確保します。

ア 福祉介護の理解促進

- 11月11日の介護の日の関連イベントとして、広く県民に介護の仕事の魅力を発信する「介護フェア in かながわ」を開催し、優良な介護サービスに取り組む介護サービス事業所の表彰や介護に取り組む若い職員の生の声などを伝えるなど、介護の仕事のやりがいや大切さを若者、就労していない女性、中高年齢者など、あらゆる層にアピールし、介護への理解・関心を高めていきます。(県) (支援策1再掲)



「介護フェア in かながわ」の様子

イ 学生、生徒、児童への福祉介護の仕事の魅力啓発

- 「かながわ福祉人材センター」と県教育委員会が連携し、全県立高校・中等教育学校の1年生を対象に福祉介護に関する教材を配布し、希望する高校に出張介護授業を行い、福祉介護の仕事の理解や関心を高めていきます。
また、インターンシップによる職場体験の促進・充実を図り、将来の福祉介護を支える人材の確保につなげていきます。(県)
- 福祉系の県立高校において、「介護福祉士」の国家試験受験資格を取得するための実習や「介護職員初任者研修」の実習を福祉施設で行い、生涯にわたって地域・社会に貢献できる幅広い視野と柔軟な思考力を育むとともに、実技・技術の実践力を身に付けます。(県)
- 県立保健福祉大学において、保健・医療・福祉に関する総合的な人材を育成します。(公立大学法人)

コラム『ふれあい体験』

社会福祉法人神奈川やすらぎ会 第二森の里

厚木市立毛利台小学校 3 年生との交流は、1998（平成 10）年から始まりました。まず、スタッフが学校に出向きゲスト・ティーチャーとしてお年寄りの身体や生活、私たちの仕事について話をします。それを参考に子どもたちがいろいろ準備をして訪問してくれます。お年寄りのために自分たちができることを考え、実践することで、思いやりの気持ちを育てる良い機会になればと思っています。



ウ 多様な人材層に応じた福祉介護人材の養成、就労支援

- 「かながわ福祉人材センター」において、福祉介護の仕事に関する無料職業紹介・あつ旋事業、就職相談会に取り組みます。

また、福祉介護の仕事を知ってもらう機会として、福祉介護の現場で働く職員と意見交換ができる「福祉の仕事を知る懇談会」を開催するなど、福祉介護の仕事の魅力の発信・普及啓発にも取り組み、就職を考える方の専門的な相談窓口の機能を果たしていきます。（県）

- 「かながわ福祉人材センター」に福祉介護の現場での就労経験のあるキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かなマッチング支援を行うことで、福祉介護人材の確保・定着を図ります。（県）
- 福祉介護の仕事に関心のある方を対象に、職場体験の機会を提供し、就職後のミスマッチによる離職を防ぎます。（県）
- 外国籍県民を対象とした電話や来所による就労相談、福祉介護の現場での説明会、就職先の紹介等の就労支援を行い、新たな介護人材の確保につなげます。

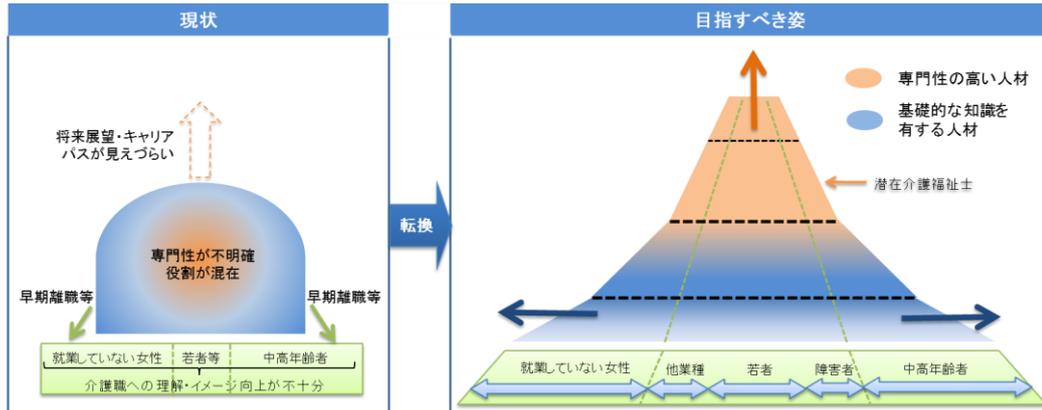
また、外国籍県民に対して、福祉介護の現場で必要なビジネスマナー研修の機会を提供し、福祉介護の仕事の定着につなげます。（県）

- 外国籍県民を対象に、介護職員初任者研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所への職業紹介、就労あつ旋までを行うことで資格取得から就労までを一貫して支援し、新たな介護人材の参入を促進します。（県）
- E P A^(※)に基づき来日した看護師・介護福祉士候補者に対し、国家試験対策講座を実施します。また、あつ旋機関と協力し、E P A候補者受入施設への支援や新規受入先の掘り起こしを行います。（県）

- 社会福祉士^(※)、介護福祉士を目指す方や介護の仕事をしてながら実務者研修を受講される方に必要な修学資金や、介護職を離職された方が、再度介護職として就職する場合に必要な費用の貸付について、「介護福祉士修学資金等貸付事業」を行い、福祉介護人材の確保を推進します。(民間)

介護人材確保の目指す姿

～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



参入促進	1. すそ野を拡げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・処遇の改善	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についた者の定着促進を図る
資質の向上	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

注 厚生労働省資料より。

エ 行政と福祉介護に関わる団体等との連携による取組み

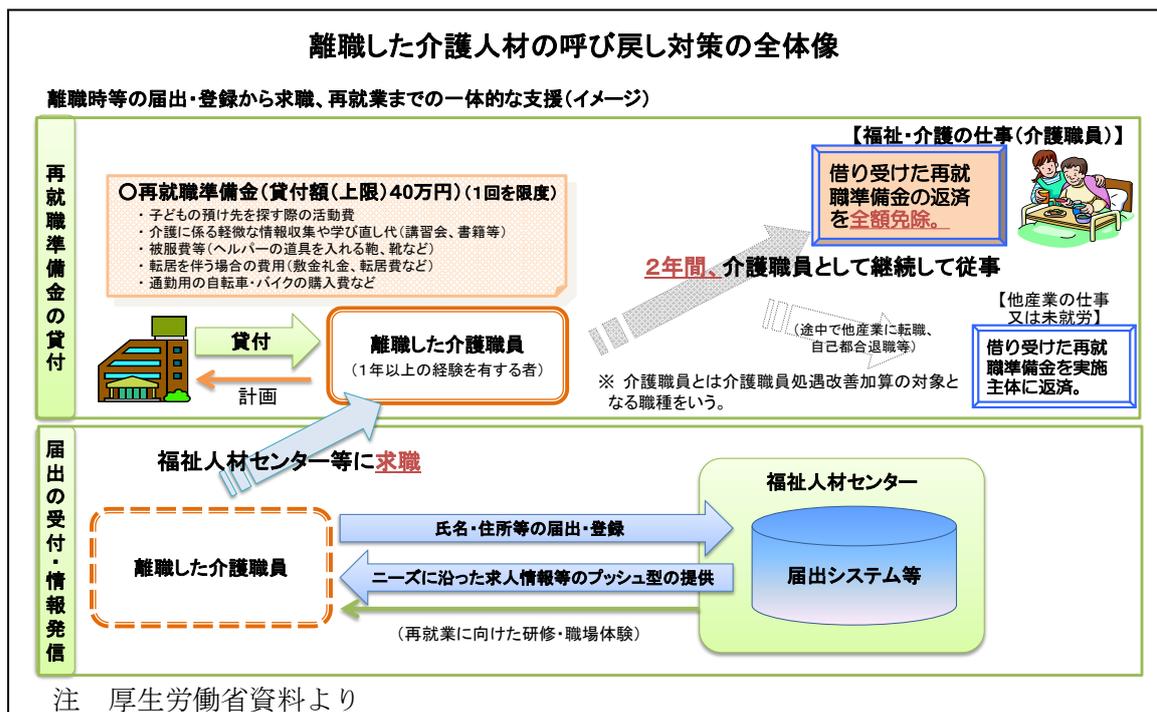
- 行政と介護サービス事業者^(※)、職能団体など地域の福祉介護に関わる団体等が介護人材確保等に向けた協議を行う「介護人材確保対策推進会議」を設置し、当事者間で連携しながら、地域の特性を踏まえた福祉介護人材の確保・育成等を推進していきます。(県)

オ 福祉介護分野就労未経験者への就労・定着支援

- 介護分野での就労未経験者を対象に、介護職員初任者研修や入門的研修の受講機会を提供するとともに、介護サービス事業所への職業紹介、就労あっ旋までを行うことで資格取得から就労までを一貫して支援し、新たな介護人材の参入を促進します。(県)
- 介護分野での就労未経験の中高齢者等を対象に、専門性を必要としない介護の周辺業務(洗濯、清掃、食事配膳など)を担ってもらい介護助手を介護保険施設等に導入し、介護分野への新たな人材参入を促進します。
また、介護助手が参入することにより、介護職の負担を軽減し、介護職の高度化・専門化を図るとともに、介護職のキャリアアップや処遇改善につなげていきます。(県)

カ 潜在的な福祉介護職員の再就労支援

- 結婚や出産等により離職した介護福祉士等で、復職を希望する方を対象に、有効な基礎研修及び職場体験等の技術研修を実施し、マッチングの機会を提供することにより福祉介護人材の確保を図ります。(県)
- 介護支援専門員として実務についていない方や、実務から離れている方が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識及び技術の再修得を図るための「介護支援専門員再研修」を実施します。(県)



支援策 7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。

ア 福祉介護人材のスキルアップ

- 介護職員初任者研修や実務者研修を職員が受講する際に、介護サービス事業者が負担する受講費用や代替職員の配置費用の一部を補助します。(県)
- 一定の実務経験を有する介護支援専門員を対象に、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する人との連絡調整等に関する知識及び技術を修得するための「主任介護支援専門員研修」を実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる人材を養成します。(県)
(支援策 4 再掲)
- 介護保険施設等の介護職員等に対して、認知症の理解や実践的な介護技術を段階的に取得できるよう、「認知症介護実践研修」等を実施します。(県・指定都市)
(支援策 5 再掲)
- 喀痰吸引の現地研修時に指導等を行う医療関係者が同じ法人や事業所等にいない、もしくは、同じ法人や事業所等で現地研修先が見つからない、ということから受講困難になっている介護職員を支援し、介護職員による喀痰吸引等行為を普及させます。(県)
- 喀痰吸引等の医療的ケアを介護職員等が行うことが可能となる第三号研修や、喀痰吸引等研修において指導にあたる看護職員に対する伝達講習を実施します。(県)
- 障がい者の相談支援専門員^(※)(相談支援従事者初任者研修または現任研修を修了している方)を対象とし、障がい児支援、権利擁護・成年後見制度、地域移行・地域定着などの「相談支援専門員専門コース別研修」を実施します。(県)
- 強度行動障害のある方に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業及び適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業を進めます。(県)

イ リーダー等の養成・育成

- 中堅の介護職員を対象にチームリーダーを育成する「ファーストステップ研修」を、地域の介護サービス事業所が共同で実施し、事業所自らが人材育成に取り組み、キャリアアップのしくみをつくることにより、介護職員の資質の向上及び定着の促進を図ります。(県)
- 厚生労働省の定める要綱等に基づき、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を実施し、地域密着型サービスの事業運営に必要な人材を育成します。(県)

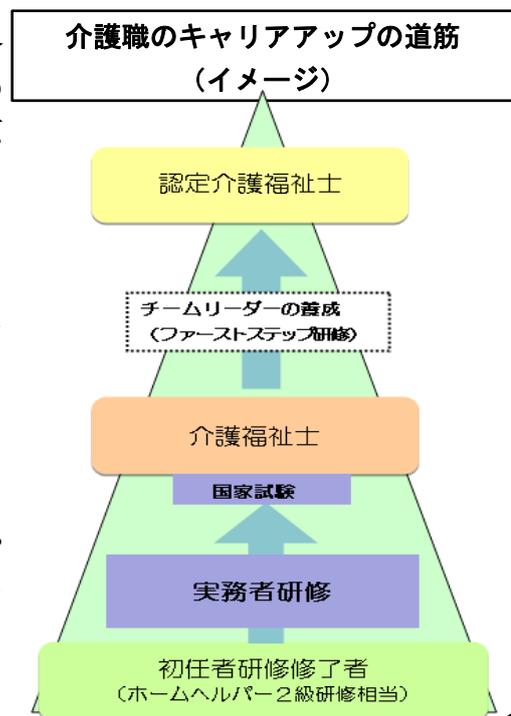
- 介護保険施設等に従事する施設長・管理者、看護職員及び介護職員を対象とした「高齢者施設等職員研修」を実施することにより、各専門職の知識、技術等の向上を図ります。(県)
- 介護保険施設等の看護職員等の管理職を対象として、施設運営上で必要なマネジメント能力を向上させるための「看護師管理能力養成研修」を実施します。(県)
- 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成し、事業所等におけるサービスの質の確保を図ります。(県・民間) (支援策4再掲)

【認定介護福祉士制度】

利用者ニーズの多様化や高度化に伴い、介護福祉士には、質の高い介護実践、介護職の指導・教育、医療職との連携強化など、幅広い役割を担うことが求められてきています。

介護福祉士がこれらの役割を担うため、その能力開発とキャリアアップを支援し、その修得した実践力を担保する制度として、2015(平成27)年12月に、認定介護福祉士認証・認定機構により、民間資格である「認定介護福祉士」が創設されました。

この制度では、多様な利用者、生活環境、サービス提供形態等に対応して、より質の高い介護実践等に対応するための考え方や知識、技術等を所定の研修によって修得した人材を「認定介護福祉士」としています。



【認定社会福祉士制度】

近年の社会環境の変化に伴い、地域住民への社会的援助ニーズが増加・多様化し、その問題解決は複雑・困難化してきています。

社会福祉士がこれらの相談へ対応するため、その能力開発とキャリアアップを支援し、その修得した実践力を担保する制度として、2014(平成26)年4月、認定社会福祉士認証・認定機構により、民間資格である「認定社会福祉士」が創設されました。

- この制度では、社会福祉士の実践力に応じて2段階の資格を設定しています。
- ・認定社会福祉士；「高齢分野」、「障がい分野」、「児童・家庭分野」、「医療分野」、「地域社会・多文化分野」の5分野ごとに認定された人材。
 - ・認定上級社会福祉士；自らの専門的な分野に加え、複数の分野にまたがる地域の課題についても主導的な役割を果たすことができる人材。

支援策 8 福祉介護人材の定着を促進します。

ア 事業所・職員等の表彰・認証

- 県内の社会福祉施設等で介護業務に携わる方のうち、特に功労のあった方を「神奈川県介護賞」として表彰するとともに、社会福祉施設等で利用者の直接支援業務に従事する若い福祉従事者や若い福祉従事者を中心としたチーム等の団体で、研究発表等の優れた功績があった方を「かながわ福祉みらい賞」で表彰することにより、福祉従事者の意欲、やりがいを向上させ、福祉介護人材の確保・定着を図ります。(県)
- サービスの質の向上や人材育成、処遇改善等について、一定の基準を満たした介護サービス事業所等を優良介護サービス事業所「かながわ認証」として認証するとともに、さらなる取組みの結果、顕著な成果をあげた介護サービス事業所を「かながわベスト介護セレクト20」として表彰し、奨励金を交付することで、介護サービス全体の質の向上を促進します。(県)
- 介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソードを募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を「かながわ感動介護大賞」として表彰し、介護現場のイメージの向上を図ります。(県)



かながわベスト介護セレクト20表彰式の様子

イ 事業所の雇用管理改善支援

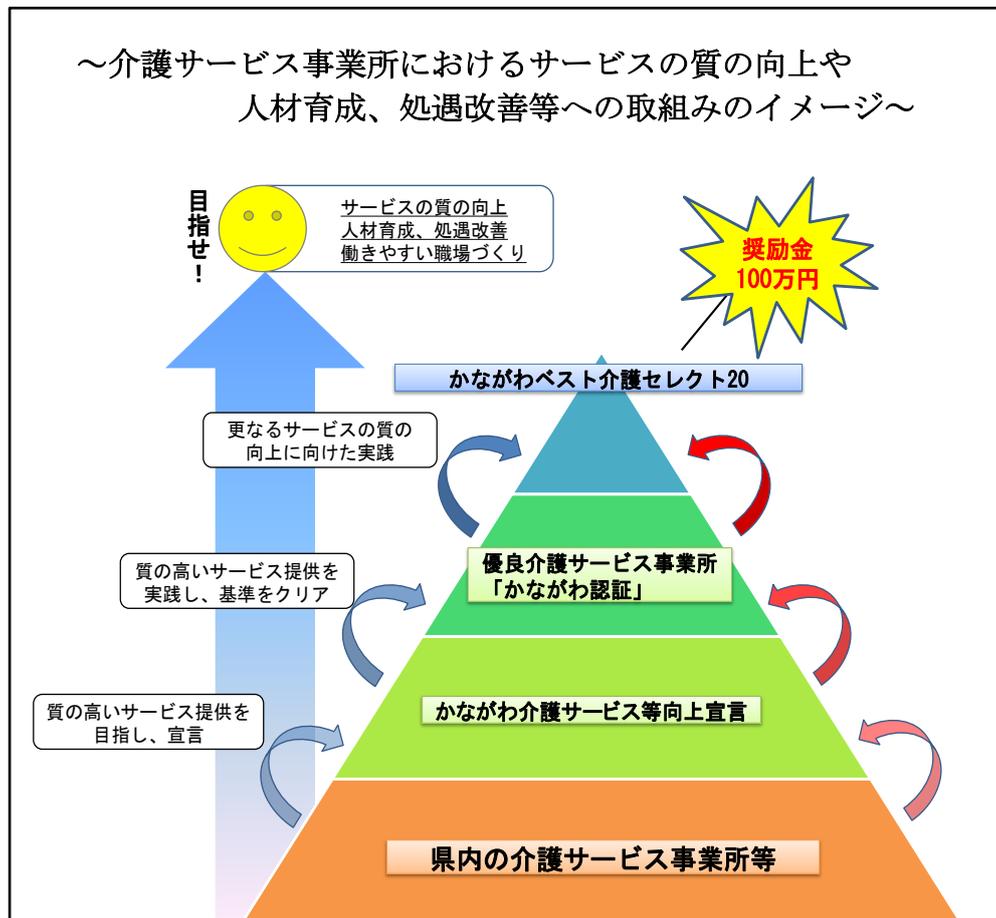
- 中小規模の介護サービス事業所の経営者層を対象に、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援を行います。具体的には、経営課題等に関するセミナーの開催や経営アドバイザーの派遣により、介護職員の労働環境の整備を促進し、介護人材の確保・定着につなげます。(県)
- 介護職員が長く働きやすい環境を作るため、出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用できるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部について補助を行い、介護人材の定着を促進します。(県)
- 社会福祉施設の管理者等を対象に、経営基盤の確立や人材の定着に向けたセミナーを開催します。また、社会福祉施設の経営の効率化・安定化やサービスの質の向上を図るため、法律、労務管理、会計・経理等の専門相談を実施します。(県)

ウ 福祉介護業務の負担軽減

- 介護分野での就労未経験の中高齢者等を対象に、専門性を必要としない介護の周辺業務（洗濯、清掃、食事配膳など）を担ってもらい介護助手を介護保険施設等に導入し、介護分野への新たな人材参入を促進します。
また、介護助手が参入することにより、介護職の負担を軽減し、介護職の高度化・専門化を図るとともに、介護職のキャリアアップや処遇改善につなげていきます。（県）（支援策6再掲）
- 介護保険施設等で介護業務の負担軽減や効率化に効果のある介護ロボットの導入に対し補助します。（県）

エ 外国籍県民の就労定着支援

- 本人や受入れ事業所を対象とした相談窓口を設置し、介護現場での困りごとなど双方の相談にのり、解決に向けたアドバイスを行い、外国籍県民の就労継続を支援します。（県）



日常とは違う体験を経て得たものを、日常の生活の中で生かせるよう、卒業を控えた中学3年生を対象に、「認知症学習」、「育児体験」、「シニア体験」の福祉体験学習を中井中学校と、中井町社会福祉協議会、中井町健康課との協力により、実施しています。

2016（平成28）年度開催においては、町内では初めて中学生を対象とした「認知症サポーター養成講座」を開き、認知症に対する理解を深めました。

「育児体験」では、なかなか触れる機会のない乳児の抱っこや着替えについて乳児を模した人形を活用し、育児を体験してもらい、「シニア体験」では、模擬体験の装具を着用し、高齢者の視点等の実際を体験するプログラムとしました。

本体験を通し、これから町を出て進学・就職等の進路に進む年代の生徒に、知識・技術の普及はもとより、中学生という多感な時期に「福祉」とはという視点を持ってもらう機会ととらえ、継続している取組みです。

2 地域（まち）づくり

【課題】

高齢単身世帯の増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、複合的な課題を抱えたまま社会的に孤立し、制度の狭間にいる人々や、グローバル化の進展に伴い増加する外国籍県民などを地域全体で支えるため、地域福祉の担い手が互いに連携・協働するまちづくりが必要になっています。

また、県は、高齢者や障がい者などが自らの意思で自由に移動し、社会参加することができる「まちづくり」の実現に向け取組みを進めてきましたが、ハード面での環境整備だけでなく、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、心のバリアを取り除く取組みを推進するとともに、誰もが必要とする情報にアクセスできるよう、ソフト面での環境整備を含め、バリアフリーの街づくりをより一層推進する必要があります。

さらに、南海トラフ地震など大規模災害発生 of 切迫性が指摘される中、自力避難が困難な高齢者や障がい者、外国籍の方々などを災害から保護するため、平常時から避難支援体制を構築しておくことが重要です。

【施策の方向性】

○ 地域における支え合いの推進

ボランティア活動や地域住民による「多世代居住のまちづくり」の推進、買い物弱者に対する支援を図るとともに、民生委員・児童委員や企業等営利団体など、地域福祉の担い手による見守り活動の充実を図ることにより、地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。

また、NPO等非営利団体との連携・協働を推進するとともに、外国籍県民の生活に関する相談や教育環境の整備等の取組みを通して、外国籍県民の暮らしやすさを支援します。

【主な目標：ボランティアコーディネーター研修の着実な実施】

市町村ボランティアセンター職員及び社会福祉施設職員を対象として、地域の活動拠点において、ボランティアのまとめ役となるコーディネーターについて、これまでの養成実績を踏まえ、毎年60名ずつ養成していきます。

年度	2007(H19) ～ 2016(H28)※	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)
ボランティアコーディネーター 研修受講者数	1,107人	60人 (1,167人)	60人 (1,227人)	60人 (1,287人)	60人 (1,347人)

※ 2007（平成19）～2016（平成28）年度は、実績数となります。（神奈川県社会福祉協議会調べ。）（ ）の人数は、2007（平成19）年度からの累計となります。

※ 2015（平成27）年度以前の名称は、「ボランティアコーディネーター・相談員研修」といい、また、2007（平成19）年度の「ボランティアコーディネーター新任者研修」の人数を含みます。

○ バリアフリーの街づくりの推進

公営住宅、公共施設等のバリアフリー化など、ハード面での環境整備を図り、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、心のバリアを取り除く取組みを推進するとともに、ソフト面における情報アクセシビリティ^(※)の向上や手話の普及を図ることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーの街づくりを推進します。

【主な目標：公営住宅のバリアフリー化の推進】

県営住宅の入居者の高齢化が進行し、高齢化に伴う、高齢者向け住宅の需要の一層の高まりと、県営住宅のバリアフリー化の推進が必要なことから、成果目標を次のとおり設定します。

<成果目標>

2020（平成 32）年度末までに、2016（平成 28）年度末時点の県営住宅数 218 団地 45,390 戸のうち 24,000 戸（53%）において、県営住宅における高齢者にも使いやすい住宅として整備を行います。

○ 災害時における福祉的支援の充実

平常時から介護職員等を派遣する団体間の連携強化や人材育成を図ることにより、大規模災害時にも機能するネットワーク体制を整備するとともに、災害時に備えた多言語情報の提供や災害時通訳ボランティアの拡大による外国籍の方々への支援の充実を図ることで、災害時も支え合うまちづくりを推進します。

【主な目標：要配慮者支援に関わる介護職員等の資質向上】

東日本大震災時に、本県から派遣された介護職員は延べ 1,000 人日であったことから、大規模震災に備え、2020（平成 32）年までの 3 年間で、1,000 人規模の介護職員を対象に研修を実施していきます。

年度	2016(H28) [※]	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)
要配慮者支援に係る研修の受講者数	176 人	350 人 (526 人)	350 人 (876 人)	350 人 (1,226 人)	350 人 (1,576 人)

※ 2016（平成 28）年度は、実績数となります。（県保健福祉局調べ）

（ ）は 2016（平成 28）年度から 2020（平成 32）年度までの累計となります。

(1) 地域における支え合いの推進

支援策 9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。

ア ボランティア活動及び当事者活動の推進

- 県社会福祉協議会において、ボランティア活動に関する総合相談、情報提供及び「ボランティアコーディネーター」の人材育成等を実施し、広域的な視点からボランティア活動の推進を図ります。(民間)(支援策3再掲)
- 共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に行うセルフヘルプ等当事者団体の活動を支援します。(民間)
- 市町村ボランティアセンター職員の育成に向けた研修の実施など、市町村ボランティアセンターの機能強化を支援し、地域におけるボランティア活動を支援します。(民間)

イ 地域支え合い活動の普及と促進

- 地域における買い物弱者の実態を把握し、必要な支援を検討します。また、2011(平成23)年度に作成した「地域の支え合いによる買い物支援・見守り活動事例集」を改訂し、市町村やNPO等に情報提供することで、買い物弱者を支援します。(県)
- 少子高齢化や空き家の発生によって活力が低下している住宅地において、子どもから高齢者までの多世代が近くに住み、互いに支え合い、誰もがいきいきと生活できるよう、普及啓発や地域への展開等により「多世代居住のまちづくり」を推進します。(県)
- 老人クラブが中心となって、会員や民生委員・児童委員、ボランティア等からなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者世帯等を訪問し、相談相手や話相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を支援します。(県)
- 入居者の高齢化が進んでいる県営住宅において、高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを行い、高齢者が健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生していきます。(県)
- 市町村や地域団体など、関係機関と情報共有等を行い、地域における子ども・青少年の居場所づくりの取組みを促進します。(県)

ウ 民生委員・児童委員の活動支援

- 民生委員・児童委員を対象に、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図るとともに、各種支援制度の解説や日々の活動に役立つ情報を盛り込んだ民生委員児童委員活動の手引きを作成します。(県・指定都市・中核市)(支援策3再掲)

- 民生委員・児童委員が行う一人暮らしの高齢者世帯等への訪問活動などに対し、支援します。(県・指定都市・中核市)
- 民生委員・児童委員の担い手確保の好事例などを共有するための市町村間の情報交換の場を設置するとともに、民生委員・児童委員の役割や活動を普及啓発することにより、活動しやすい環境づくりを推進します。(県)
- 県域の民生委員・児童委員の資質向上や相互の連絡連携を図る組織である県民生委員児童委員協議会が行う研修等の活動を支援します。(県)(支援策3再掲)

エ 子育て支援活動の推進

- 事業者や個人・団体等が取り組む子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動を「子ども・子育て支援大賞」等として表彰し、自主的な子ども・子育て支援活動の活性化と県民総ぐるみの取組みへの機運醸成を図ります。(県)

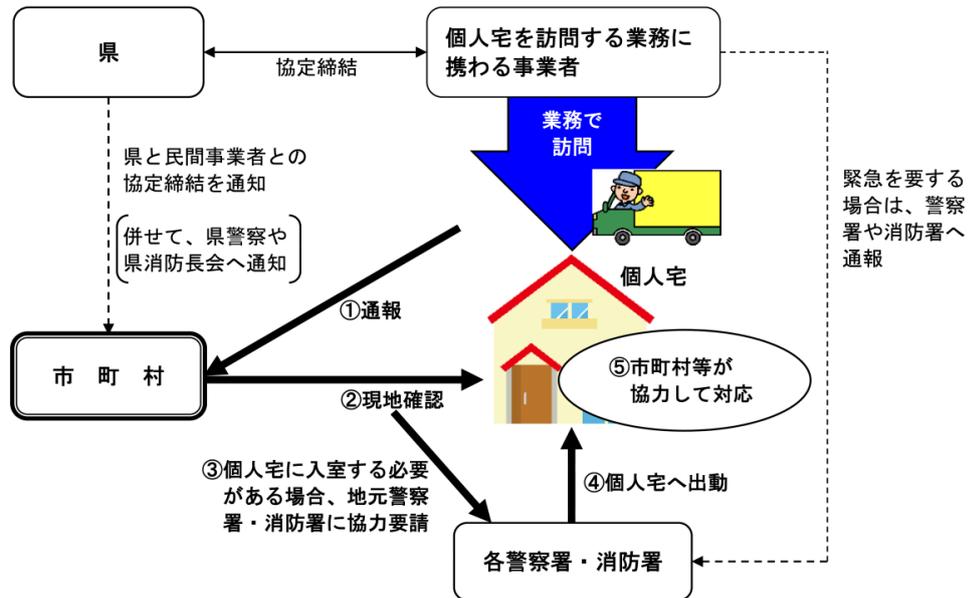
オ 地域見守り活動の推進

- 誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者と地域見守り活動を進めるための協定を締結します。(県・民間)



地域見守り活動に関する感謝状贈呈式の様子

【「地域見守り活動に関する協定」のしくみ】



【「地域見守り活動に関する協定」締結団体】

(57 団体 ; 2018 (平成 30) 年 2 月 現在)

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●(公社)神奈川県LPガス協会 ●神奈川県新聞販売組合 ●京浜新聞販売組合 ●ヤクルト販売(株)
神奈川県中央、神奈川県東部、湘南、小田原、厚木 ●神奈川県雪印メグミルク協会 ●生活協同組合
うらがCO-OP、ユーコープ、ナチュラルコープ・ヨコハマ、パルシステム神奈川県ゆめコープ、横浜北生活クラブ、横浜みなみ生活クラブ、かわさき生活クラブ、湘南生活クラブ、さがみ生活クラブ、福祉クラブ、全日本海員、富士フィルム、医療生協かながわ、神奈川県北中央医療、神奈川県みなみ医療、川崎医療、東都、やまゆり ●信用金庫
横浜、かながわ、湘南、平塚、さがみ、中栄、中南 | <ul style="list-style-type: none"> ●(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 ●農業協同組合
横浜、セレス川崎、よこすか葉山、三浦市、さがみ、湘南、伊勢原市、秦野市、厚木市、県央愛川、かながわ西湘、相模原市、津久井郡 ●佐川急便(株)西関東支店 ●ヤマト運輸(株)関東支社 ●(株)サンメディック ●日本郵便(株)南関東支社 ●明治安田生命保険(相)
横浜支社、川崎支社、大船支社、平塚支社、町田支社 ●(株)横浜調剤薬局 ●(株)東戸塚調剤薬局 ●(株)横浜菊名薬局 ●(株)神奈川県エルピーガス保安センター |
|--|---|

人命救助につながった活動例

- ・ 70代一人暮らしの住人宅で、配達した新聞が3日分たまっていたことに気がついた。呼び鈴を押したが反応がなく、異変を感じ役所へ通報した。通報を受け役所から依頼を受けた地域包括ケアセンター職員が訪問、警察へ連絡して室内を確認したところ、動けない状態で倒れており、病院へ搬送された。
- ・ お弁当を配達したところ、いつも直接渡しているのだが、この日は出てこなかったので、様子がおかしいと感じ声をかけてみた。すると、「助けてくれ」との声が聞こえた。慌てて室内に入ると、前日体が動かなくなり、倒れてそのまま動けずにいたとのこと。すぐに救急車を呼び、病院で治療を受けた。

支援策 10 NPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。

- 地域の課題を効果的に解決するため、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」に基づき、先進性、専門性、行動力といった特性をもつNPO等との協働を推進します。

【ボランティア団体等と県との協働事業の例】

協働事業実施団体：NPO法人 ミニシティ・プラス
事業実施年度：2014（平成26）年度から2018（平成30）年度まで
事業の内容：NPO法人ミニシティ・プラスと県（青少年課、商業流通課、都市整備課、高校教育課）が協働して、まちづくりに積極的に関わろうとする県内各地の小学校高学年から高校生までの子どもを「特命子ども地域アクター」として養成し、担い手不足、マンネリ化等の課題を抱える地域まちづくりの現場へと派遣する。

【ボランティア団体等と県との協働事業の例】

協働事業実施団体：NPO法人 ReBit
事業実施年度：2015（平成27）年度から2019（平成31）年度まで（予定）
事業の内容：NPO法人ReBitと県（雇用対策課、人権男女共同参画課、青少年課、がん・疾病対策課）が協働して、県内の若者就労支援機関等に対し、LGBT（性的少数者）について理解の普及を図り、また、併せて、当事者に対し、キャリアカウンセリング等を実施し就労を支援する。

【ボランティア団体等と県との協働事業の例】

協働事業実施団体：NPO法人 湘南DVサポートセンター
事業実施年度：2012（平成24）年度から2016（平成28）年度まで
事業の内容：NPO法人湘南DVサポートセンターと県（子ども教育支援課）が協働して、スクール・バディ・サミット（中学生）やユースリーダー養成（高校・大学生等）、いじめ防止プログラム指導者養成講座（成人）により、いじめ防止に係る人材を育成するとともに、普及啓発のため、いじめ防止教室を行う。

支援策 11 外国籍県民の暮らしやすさを支援します。

ア 生活に必要な情報の提供

- 多言語生活情報誌「こんにちは神奈川」の作成や、県ホームページにおける多言語情報の提供等により、外国籍県民を支援します。(県)
- 日本語を母語としない外国籍県民や来県する外国人からの医療や保健、防災などの生活や安全・安心に関わる問合せに応じるコールセンター「多言語ナビかながわ」を設置し、多言語による情報支援の充実を図ります。(民間)

イ 相談支援の実施

- 「地球市民かながわプラザ」等において外国籍県民相談を実施します。(民間)
- 外国籍の方が抱える労働問題や労働トラブルについて、専門相談員(大学教授や弁護士)が通訳とともに相談に応じます。(県)

ウ 教育環境の整備

- 在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く在籍している県立高等学校に、外国籍生徒支援担当者(職員)を置き、日本語を母語としない生徒支援に必要な通訳や支援者(サポーター)を派遣します。(県)

(2) バリアフリーの街づくりの推進

支援策 12 バリアフリーの街づくりを推進します。

ア バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発

- 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」^(※)に基づく実効性のある取組みを進めるため、「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を通して、広く県民の意見を収集し、バリアフリーの街づくりの推進につなげる提案・発信や協働の取組みを進めます。
また、「バリアフリーフェスタかながわ」の開催や「神奈川県バリアフリー街づくり賞」の実施、「カラーバリアフリーの普及啓発」等により、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発を行います。(県・市町村・民間)
- 本県における障がい者の理解を促進し、障がい者への理解や障がい者の地域における社会参加を促進するため、心のバリアフリー推進員の養成、企業研修のコーディネート、研修講師の派遣等を行います。(県)(支援策1再掲)
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、民間とも連携しながら、様々な普及啓発を通して心のバリアを取り除く取組みを進めます。(県)(支援策1再掲)

イ バリアフリーの街づくりの推進

- 県営住宅の建替えに当たって、すべての住戸で室内の段差解消や手すりの設置など「バリアフリー化」を進め、一部の住戸については、障がい者向けの特定目的住宅として供給します。(県)
- 既存の県営住宅においても、段差の解消や手すりの設置等を計画的に行うとともに、居住者の必要に応じて、バリアフリー化を行い、高齢者等に配慮した住環境を整備します。(県)
- 既存の公共施設の改良・改造を行う市町村等に対し、財政的支援を実施します。(市町村・一部事務組合)
- 県管理道路において、高齢者や障がい者など、誰もが自らの意思で自由に移動できるよう、幅の広い歩道や段差のない歩道の整備に取り組みます。(県)
- 高齢者や障がい者などが安心して道路を横断できるように、バリアフリー対応の信号機等の整備を推進します。(県)
- 高齢者や障がい者など、誰もが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるようにするため、鉄道事業者が行う鉄道駅舎のエレベーター整備やホームドアの設置を促進します。(民間)
- 重度障がい者の地域生活移行をはじめとした移動制約者の社会参加に必要な移動手段を確保するため、事業者の福祉タクシー車両導入を支援します。(県)

- 公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者などを対象として、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送について、制度の普及啓発を図るため、高齢者や障がい者等の相談に応じる行政職員及び相談支援機関の職員等を対象とした制度説明会や研修会を実施します。(県)
- 高齢者や障がい者など誰もが安全で快適に公園を利用できるよう、園路の段差解消や手すりの設置など、県立都市公園施設のユニバーサルデザイン^(※)化を推進します。(県)



「バリアフリーフェスタかながわ」の様子

下2枚：神奈川県バリアフリー街づくり賞の例

地域に開放されたカフェを設置するなど、地域の人達にも自然に使ってもらえるよう工夫して設計された障がい者施設（ハード部門受賞）



支援策 13 情報アクセシビリティの向上を図ります。

ア 情報提供の充実

- 高齢者及び障がいのある人を含むすべての利用者が、使用している端末・ウェブブラウザなどに関わりなく、県ウェブサイトで提供する情報を利用できるように、情報アクセシビリティの維持・向上及びJ I S規格に基づく検証・試験を実施します。(県)
- 障がい者等に対応したI T機器やソフトウェアの情報を提供するとともに、I Tに係る相談等により、障がい者の社会参加を促進します。(民間)
- 視覚障がい者の社会的自立を促進するため、「神奈川県ライトセンター」において、点字・録音等による情報の提供、相談指導、訓練及びスポーツの振興並びにボランティア活動の振興、育成を図ります。(県)
- 「県のたより」の点字版と録音版を作成し、必要な方に配付するとともに、県のウェブサイトにおいて、閲覧者が音声読上げ・ルビ振りの機能を利用できるホームページ閲覧支援サービスを導入することにより、情報アクセシビリティの向上を推進します。(県)
- 聴覚障がい者の社会的自立を促進するため、「神奈川県聴覚障害者福祉センター」において、各種の指導、訓練及び日常生活に必要な情報の提供を行うとともに、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣等を行います。(県)
- 手話通訳者の養成を担当する講師を育成し、手話通訳者養成の水準を高め、拡充を図ります。(県)
- 聴覚障がい者等が県庁及びその周辺の県機関に来庁した際のコミュニケーションを円滑に行うために手話通訳者を設置します。(県)
- ろう者に手話で情報を伝えるため、知事定例記者会見や県が主催するイベント等に手話通訳者を配置し、また、テレビ神奈川の「カナフルTV」における手話による情報提供を実施します。(県)
- 点字又は音声による候補者情報の提供等、情報通信技術の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。(県)
- 県の合同庁舎等において、タブレット型端末を活用し、ろう者へのコミュニケーション支援を図るため、「遠隔手話通訳サービス」を提供します。(県)

イ 手話の普及

- 「神奈川県手話言語条例」^(※)に基づき、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話を使用しやすい環境の整備のための各施策を推進します。(県)
- ろう者とろう者以外の者の交流の場や、県民が実際に手話と出会う機会など、手話普及推進イベントを行うとともに、手話学習用冊子の作成や、民間事業者等への働きかけによる従業員向け手話講習会を開催し、手話やろう者への理解を促進します。(県)

(3) 災害時における福祉的支援の充実

支援策 14 災害時における福祉的支援の充実を図ります。

ア 災害救援ボランティアへの支援

- 平常時から、地域の中で顔の見える関係づくりや災害救援ボランティア^(※)のネットワーク化を図るとともに、地震等の災害が発生した際に、県内外から参集するボランティアを被災地の状況に合わせて効果的な活動ができるようコーディネートする人材を育成する取組みを進めます。(県)
- 大規模災害時に、「災害多言語支援センター^(※)」を設置し、外国人被災者に情報提供と通訳・相談を行うため、災害時通訳ボランティアに対する研修を行います。(民間)

イ 地域支援体制の促進

- 災害時における地域支援体制を促進するため、民生委員・児童委員、行政や社会福祉協議会の地域福祉担当職員等を対象とした研修や会議等を活用した情報提供を行います。(県)

ウ 市町村への支援

- 市町村が福祉避難所を確保・運営していく上で、抱えている課題等の実態を把握・共有し、課題解決に向けた協議を市町村と行う等、必要な支援等を行います。(県)

エ 要配慮者支援の充実

- 大規模災害時に高齢者や障がい者等の要配慮者を広域的に支援するため、関係団体等と協働して、「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク^(※)」を構築し、大規模災害時には、福祉避難所等へ介護職員等を派遣できるよう、平時から支援を行う団体間の連携強化や人材育成を行います。(県・市町村・民間)

オ 県内避難者への支援

- 東日本大震災等に係る県内避難者の安定した生活や早期帰還のため、関係団体等と連携し、避難者の状況に合わせた、きめ細かな支援を行います。(県・民間)

【県社会福祉協議会の取組み】

大規模災害が起きた時には多くの市民が被害を受け支援が必要となることから、過去の災害時での取組みや、社会福祉協議会の持つノウハウ、ネットワークを活かし、市町村社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営の支援を行います。

また、とりわけ福祉的なニーズのある方々への対応が困難に直面しがちになるため、種別の社会福祉施設から構成される各協議会やこの協議会を束ねる施設部会において、東日本大震災、熊本地震で被害にあわれた福祉関係者や支援を行ってきた施設職員等を招き、利用者支援等の実際について学習を重ねるとともに、県内の同じ種別の施設間の災害時の連携に向けて取り組んでいます。

【かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）】

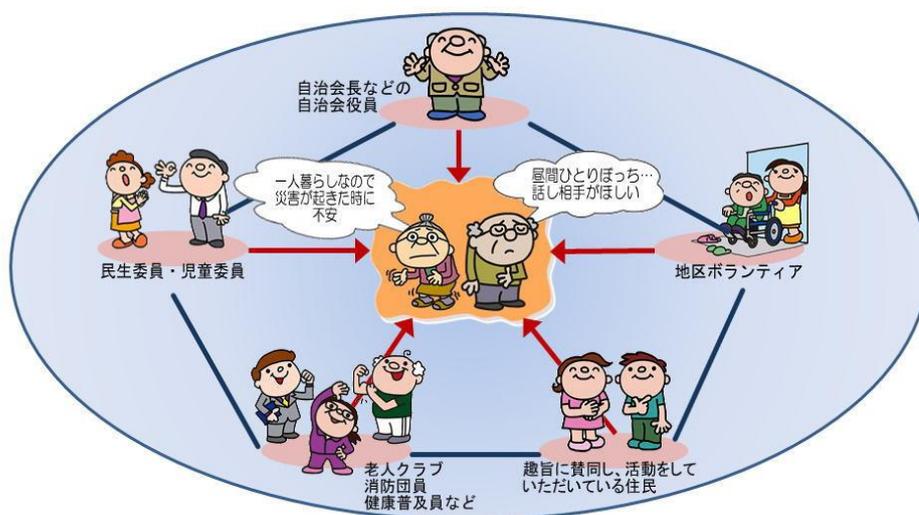
地震災害から「いのち」を守るためには、自らの身は自らで守る「自助」が重要です。

県では、「自助」の意識の向上を図るため、県民・事業者・行政機関などに広く参加を呼びかけ、地震発生時の安全確保行動を県内全域で行う「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」を実施しています。



きずなチームは、地区の実情に合わせ単位自治会または、民生委員・児童委員の担当エリア等を範囲に、自治会長、民生委員・児童委員、地区ボランティア、地区社会福祉協議会関係者等を構成員として組織され、主には、日常的な見守り活動を中心に行っています。

そのほか、一人暮らし高齢者等への手紙や年賀状でのあいさつ活動、慰問活動、高齢者等との交流会、いきいき健康事業、ふれあいサロン、視察研修、敬老会、防災訓練等地域の行事等の際重要な役割を担っています。



各種団体の連携による見守り活動（桜井地区）

桜井地区では地区社会福祉協議会が中心になって、自治会、民児協、老人クラブ、ボランティア会などと連携して高齢者の見守り活動を進めています。

各種団体の役員さんが一緒になって、高齢者のお宅を訪問することによって、お互いが顔見知りになるきっかけにもなっています。



湯河原町地域福祉活動計画を推進する中で、町民参画を目的とした様々な取組みを計画考案してきました。しかし、思うように周知が進まず、成果に結びつきませんでした。町民にわかりやすく、シンプルで継続性を見込める取組みを模索する中、1市3町による生活保護受給者等就労自立促進事業協議会会議にて、県社協から事例としてフードドライブの話がありました。身近な取組みと考え、活動計画推進委員会に提案、独自の要項を策定し、実施する運びとなりました。不易な取組みとして定着するよう地道な推進をします。

(具体的な内容)

- ① 町民へ食材提供のお願い(全戸配布資料作成・社協広報紙や地方紙等に掲載)
- ② 提供いただいた食材は生活保護初回交付、生活福祉資金借入等の「つなぎ」として支援施策対象者等に配布
- ③ 配布は原則1回として、複数回の支援は行わない

現在は、食材在庫(町民からの提供分)が十分でないことから、支援施策受給の「つなぎ」として支援しています。また、年金受給者で想定外の出費等で生活費不足の事態と判断された場合にも対応しています。今後は食材在庫状況により、利用対象の拡大等も検討していきます。

(効果)

町民への周知・参画は少しずつではありますが成果が見られます。ボランティア活動と異なり、時間の制約等がなく気軽に参画(食材提供)できることが理由の一つと考えられます。実際に食材配布を受けた人の中には、地域から孤立をした人もいます。これをきっかけに心を開いてくれて、先々の支援・自立につながった事例もあります。提供する人も、受ける人も「地域のつながり、人の支え」という温もりを感じられると思います。

町内施設からも大量の食料備蓄品(防災用)をご提供いただきました。思わぬ形で施設との連携ができ、今後ともご協力いただけることとなりました。



市内の森の里地区は、地区全体がバス停から 300 メートル以内のバス勢圏となっていますが、坂も多く、地区住民の高齢化も進み、高齢者にとってはバス停までの移動も大変で買い物や公共施設などへの移動が大きな負担となっていました。

そこで、地域住民の負担を軽くしたいと住民の発案が「厚木市市民協働事業提案制度」に採択され、地域住民が主体となって運営する無償の地域内循環コミュニティバスの運行が始まりました。

現在では月・水・金の週 3 回、1 日 8 便を運行し、運転手や乗降時の介添え役も地域住民が担っています。

また、地域福祉推進委員会が主催する事業の際に臨時便を運行することで、地域福祉サービスの輪が広がっています。

コミュニティバスの運行は、高齢者の利便性を高めることだけでなく、住民同士のコミュニケーションの場となっており、高齢者だけでなく子育て世代も利用することで、世代間交流の場となっています。



大和市では、2008（平成 20）年度から毎年 1 回、避難行動要支援者支援制度の対象者に対して、災害時に避難支援を受けるために、個人情報地域に提供することの同意調査を郵送で実施しています。

2016（平成 28）年度末時点で、回答のない人が要支援者全体の約 2 割程度おり、中には支援が必要であるにもかかわらず制度の内容が理解できない等の理由により、回答していない人が含まれていることが想定されます。そのため、回答をしていない要支援者の意向を把握するため、市職員による同意調査未提出者への個別訪問を 2017（平成 29）年度から実施しており、制度への理解を深めてもらうとともに、同意・未同意の意向確認を実施しています。

効果としては、本当に支援を必要としている人の見落としを防ぐことが期待されます。

2016（平成28）年度に葉山町と協働で策定した地域福祉（活動）計画において、高齢化30%を超え、駅がなく山坂が多い町内の高齢者等の交通の問題が重点課題として位置付けられました。計画策定時の「交通バリアフリーワーキンググループ」では通院や買い物その他、高齢化が進みミニデイ・サロンに参加できなくなるなど交通問題と孤立に深い関係があることを共有しました。

その後、ワーキンググループ参加者が中心となり、特非）かながわ福祉移動サービスネットワークをオブザーバーに招き、住民主体の送迎サービスの普及を目指す「交通バリアフリー協議会」を設置しました。協議会は葉山町社会福祉協議会と葉山町が事務局を務め、無償送迎活動に名乗りを上げた堀内地区をモデルに、福祉有償運送事業所、交通問題に取り組む市民団体、小地域福祉活動推進組織、ミニデイサービス、通所リハビリテーションや通所介護事業所、NPO、警察署などで構成し、○担い手の確保と育成、○リスクマネジメント等活動マニュアル、○活動に対する行政や社協の支援等について、参加団体に何ができるのかという視点を持ちながら検討を重ねています。

協議の内容

- ①小地域を単位に住民主体で行う無償送迎サービスの普及
- ②福祉有償運送事業所による介護保険生活支援型サービスDの実施
- ③住民主体の送迎サービス実施に関する行政の支援と取組み

協議会では担い手の確保と育成の課題に対応するため、協議会参加団体の有志でミニ実行委員会を組織し、自前で講師を務める研修会を企画しました。

現在、堀内地区以外の2地区が無償送迎活動を検討しており、今後は各地区共通のリスクマネジメント等活動マニュアルの標準化、介護保険介護予防・日常生活支援総合事業生活支援型サービスDの企画など協議会機能を活かして様々な活動を行う予定です。



3 しくみづくり

【課題】

福祉に関する生活上の課題は、多様化、複雑化しています。こうした課題に対応するためには、地域住民が主体的にその課題を「我が事」として把握し、解決を試みることができる環境の整備や、住民に身近な圏域において、一つの世帯で要介護の親と障がいのある子がいるなど、本人や世帯の抱える課題を「丸ごと」受け止める体制を構築する市町村への支援や、課題等を抱える当事者同士の活動への支援、さらに誰もが地域で暮らすことができる場所の確保などが必要です。

また、高齢者、障がい者や児童への虐待（相談）件数の増加、県内の自殺者数をみると、虐待の未然防止や迅速な対応、自殺対策等、いのちや尊厳を守る取組みの強化や、地域における権利擁護の推進が必要であるとともに、今後の高齢者の割合の増加に伴い、認知症施策や適切な福祉サービスの利用への支援など、年をとっても、障がいがあっても主体性をもち、住み慣れた地域で安心して、いきいきと生活できるよう取組みを進めていく必要があります。

さらに、被保護世帯数及び保護率の増加、若者の失業率や子どもの貧困率の高さから、生活困窮者等への自立支援や、若者への職業的自立支援、ひとり親の就労支援や相談支援の取組みを推進していく必要があります。併せて、矯正施設^(※)退所予定者等の社会復帰、再犯防止に向けた計画的な取組みが必要です。

【施策の方向性】

○ 福祉に関する生活上の課題への対応

包括的な支援体制の整備や共生型サービスの展開等「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて、市町村間の情報共有の場づくりや市町村への技術的助言を実施します。

課題等を抱える当事者同士が支え合うセルフヘルプ活動を支援します。

また、障がい者の意思決定支援を丁寧に行い、一人ひとりの意思を尊重した生活が送れるよう、グループホームや一般住宅等、地域での多様な居住の場への移行を推進し、さらに、住宅確保に困難を抱えている低所得者や高齢者、障がい者等に対して、空き家等の活用により、安心して暮らせる住宅を確保するしくみづくりに取り組みます。

【主な目標：福祉施設の入所者の地域生活への移行】

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」といいます。）について、グループホーム、一般住宅への移行を推進することとし、2020（平成32）年度末までに地域生活に移行する人の成果目標を次のとおり設定します。

<成果目標>

2020（平成32）年度末までに、2016（平成28）年度末時点の施設入所者数4,899人のうち、470人（10%）が地域生活へ移行することを目指します。

一方、今後、新たに施設に入所する人のニーズを勘案し、2020（平成32）年度末の施設入所者数としては、2016（平成28）年度末に対して、74人（2%）の減少を見込みます。

○ 高齢者・障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組みの充実

高齢者、障がい者や児童等への虐待の未然防止や早期発見に向けて、民生委員・児童委員等の地域福祉関係者、各相談機関や施設等の従事者に対する研修の実施を通じて、相談機能の強化に取り組めます。

また、法人後見の立ち上げ支援や市民後見人の養成などの成年後見制度の利用促進や、認知症の人やその家族を支援する相談体制の充実など、地域で安心して暮らすことができるしくみづくりに取り組めます。

さらに、「人生100歳時代の設計図」の取組みの推進や、「食・運動・社会参加」を中心とした未病の改善により、健康寿命の延伸を目指す取組みなど、誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。

そのほか、こころの健康の保持・増進のための相談支援や「ゲートキーパー^(※)」等の人材育成等を行い、自殺対策の強化に取り組めます。

【主な目標：市民後見人養成事業を実施する市町村数の増加】

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を見据え、2024（平成36）年までに県内33市町村で市民後見人を養成していきます。

年度	2016(H28) [※]	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)
市民後見人養成事業実施市町村数	11	12	15	18	21

※ 2016（平成28）年度は、実績数となります。（県保健福祉局調べ）

○ 生活困窮者等の自立支援

生活困窮者の自立相談支援や子どもの学習支援等を行うとともに、働くことに悩みを抱えるニートなどの若者の職業的自立を支援します。

また、ひとり親家庭への就労支援や生活に関する相談支援の充実など、子どもの貧困対策に取り組めます。

さらに、矯正施設退所者等に対する地域生活定着支援や就労支援を進めるとともに、再犯防止に向けた計画を作成します。

【主な目標：生活困窮者等の自立支援】

生活困窮者自立支援事業を実施し、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして、生活困窮者に対する早期の支援の強化を図ります。

相談窓口などの支援情報が広く県民に行き届くよう周知に努め、支援を必要とする方が一人でも多く相談支援につながる取組みを継続していきます。

(1) 福祉に関する生活上の課題への対応

支援策 15 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。

ア 相談・課題解決体制のネットワークづくり

- 県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で「地域包括ケア会議」を開催し、医療と介護の連携等について検討し、課題の解決を図ります。また、市町村や地域包括支援センターへ市町村単独では人材確保が困難な専門職員等を派遣し、市町村等の地域ケア会議を支援します。(県)
- 在宅生活を支えるための多職種連携の研修を実施します。(県)
- 「神奈川県発達障害支援センター(かながわA(エース))」において各種の相談、研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場から助言を行います。「発達障害者地域支援マネージャー」を県内5か所に配置し、市町村・事業所等支援を行う「発達障害者支援地域協議会」を設置し、医療・福祉・教育・労働等機関と連携して地域支援体制の整備を図ります。(県)
- 各障害保健福祉圏域に設置する「地域生活ナビゲーションセンター」において、圏域自立支援協議会を運営し、圏域の実情に応じ、相談支援、サービス提供、権利擁護、就労支援等のネットワークの形成を図り、重層的な相談支援体制を構築します。(県)

イ 包括的支援体制の整備等

- 市町村及び社会福祉協議会における事業実施状況や地域における課題等の情報共有や検討を行う場を設けます。(県)
- 市町村が整備する包括的支援体制として、地域住民の相談を「丸ごと」受け止める場の設置や、「相談支援包括化推進員」を配置するなど、多機関の協働による体制づくりを支援します。(県)
- 地域の実情に応じた総合的な福祉サービスの提供に向けて支援します。(県)

支援策 16 課題等を抱える当事者活動を支援します。

- 県社会福祉協議会の「かながわボランティアセンター」において、セルフヘルプ活動コーナー及び相談室を設置するほか、セルフヘルプ・グループ^(※)活動支援者会議の実施や交流会等の開催、相談受付等を行います。(民間)
- 長期に入院している精神障がい者の円滑な地域生活移行を促すため、病院及び関係機関とのネットワークを形成し、ピアサポーターによる病院訪問を実施します。(県)

【県社会福祉協議会の取組み】

かながわボランティアセンターでは、生きづらさを抱える方が「初めの一人」と出会う機会を得ることができるよう、セルフヘルプ・グループ活動を支援しています。セルフヘルプ・グループの立ち上げ、運営支援やセルフヘルプ・グループに参加したい方の相談等に対応するとともに、セルフヘルプ活動コーナーにてロッカー・メールボックス・相談室の貸出を行っており、2018（平成30）年1月現在、57グループが登録されています。

「セルフヘルプ活動交流会」「セルフヘルプ活動支援者会議」「セルフヘルプ活動ワーキング」「セルフヘルプ実践セミナー」等の多様な事業を実施し、常にセルフヘルプ・グループの声を聴きながら、セルフヘルプ・グループに関する啓発活動、相談支援活動、情報収集・提供を行っています。

セルフヘルプ活動コーナーの拠点整備は県施策の一環として行われ、現在のセルフヘルプ活動支援事業についても県と県社会福祉協議会とが両輪となって進めています。

セルフヘルプ・グループの特徴

- ① 共通の問題を持つ当事者であること
- ② 参加は自発的なものであること
- ③ メンバーは対等な関係であり、仲間（peer）であること
- ④ 感情を共有していること
- ⑤ 共通のゴールをもっていること
- ⑥ 基本的には専門家の関与がないこと

出典：「当事者活動ハンドブック-疾病・障害をかかえる人たちとともに-」（1998（平成10）年3月、（福）神奈川県社会福祉協議会かながわボランティアセンター）

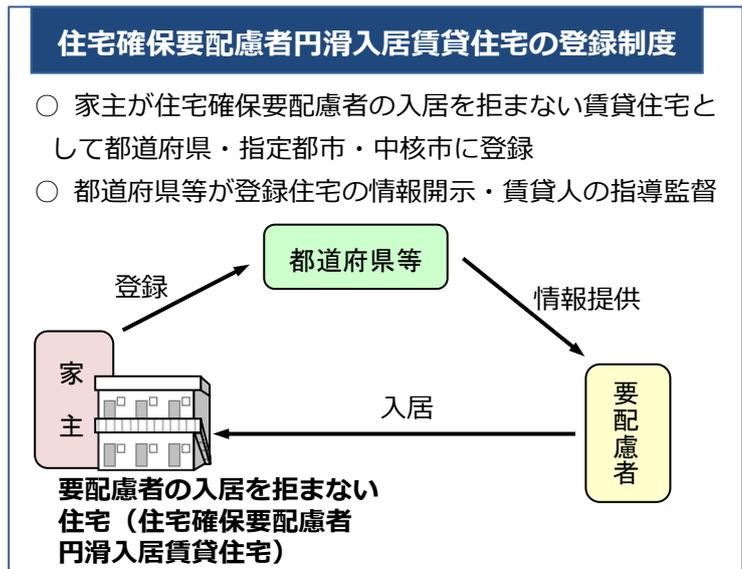
支援策 17 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。

ア 地域生活移行や地域定着の推進

- 障がい者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省が2017（平成29）年3月に作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づく意思決定支援や相談支援体制の充実に取り組みます。（県）
- 重度障がい者も受け入れが可能なグループホームの整備や運営に対する支援や、重度の障がい者にも対応できる人材養成や施設整備への支援、強度行動障害のある方の支援者養成研修、重度の障がい者を受け入れているグループホームに対して指導・助言を行うしくみづくりに取り組みます。（県）
- 精神障がい者が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、入院している精神障がい者の地域生活移行並びに地域生活を継続するための支援を推進します。（県）

イ 住宅の確保

- 賃貸住宅の家主から、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。（県・指定都市・中核市）



ウ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

- 高齢または障がいを有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設^(注)退所予定者が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。（県）
- 社会福祉施設等を対象とした刑務所見学会を実施し、受け入れ先の理解促進を図ります。（県）

（注）「矯正施設」は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいいますが、ここでは、厚生労働省の「地域生活定着支援事業」における定義により、刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいいます。

(2) 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守り、いきいきとした暮らしを支援する取組みの充実

支援策 18 高齢者、障がい者や児童等の尊厳を支え、守る取組みを行います。

ア 相談支援体制の構築

- 市町村職員向けに相談援助技術に関する研修会、児童相談所による各地域の要保護児童対策地域協議会への支援を実施します。(県)
- 配偶者等からの暴力被害者支援のため、「県配偶者暴力相談支援センター」において、電話相談、面接相談及び一時保護を実施します。(県)

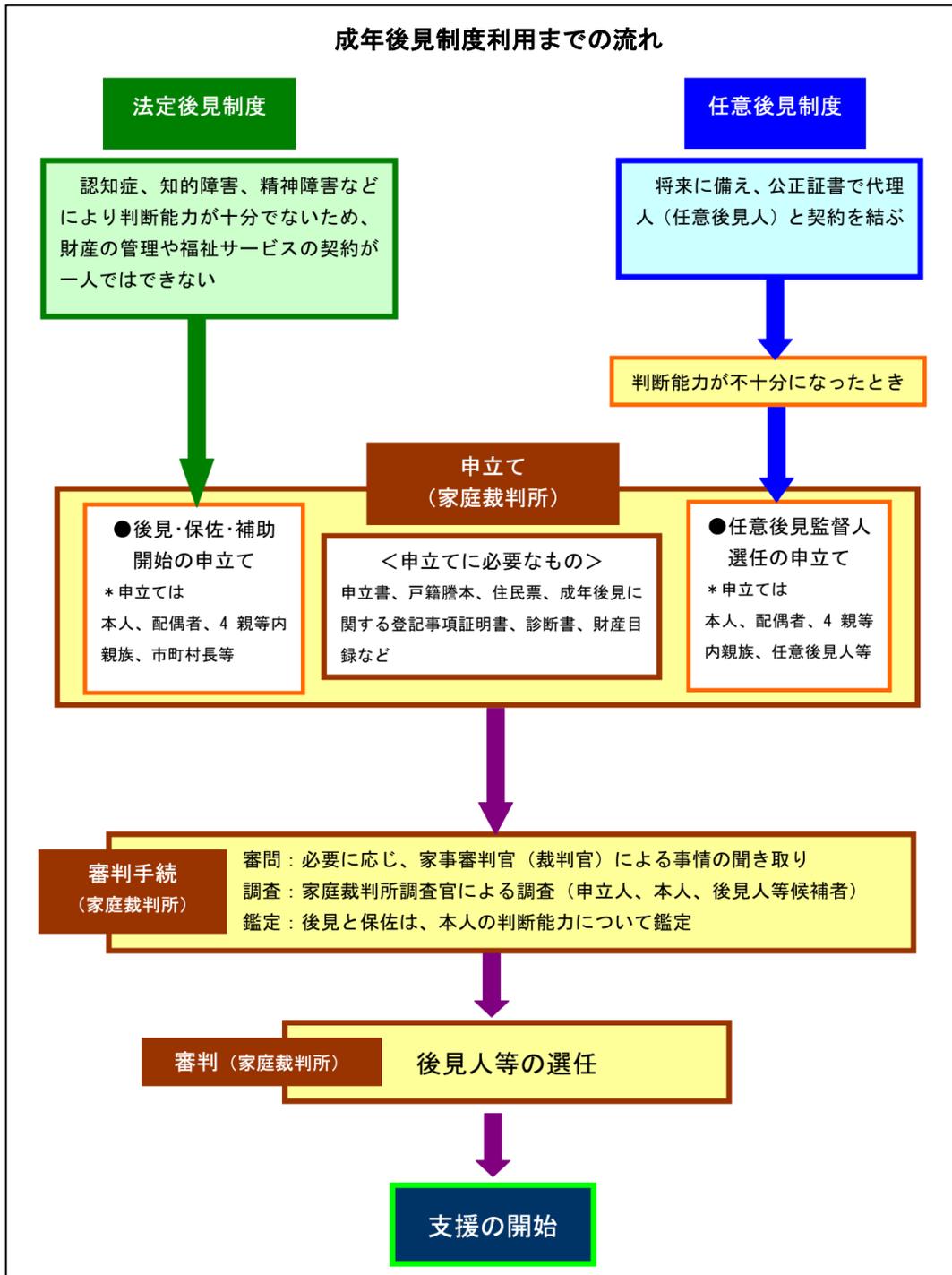
イ 苦情解決体制の充実

- 県社会福祉協議会が設置する、第三者機関「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情に対し、相談・助言・調査・あっ旋を行い、また、事業者の主体的な苦情解決体制の充実を支援する事業や、県社会福祉協議会が実施する「福祉サービス利用援助」の運営を監視する事業を行います。(民間)

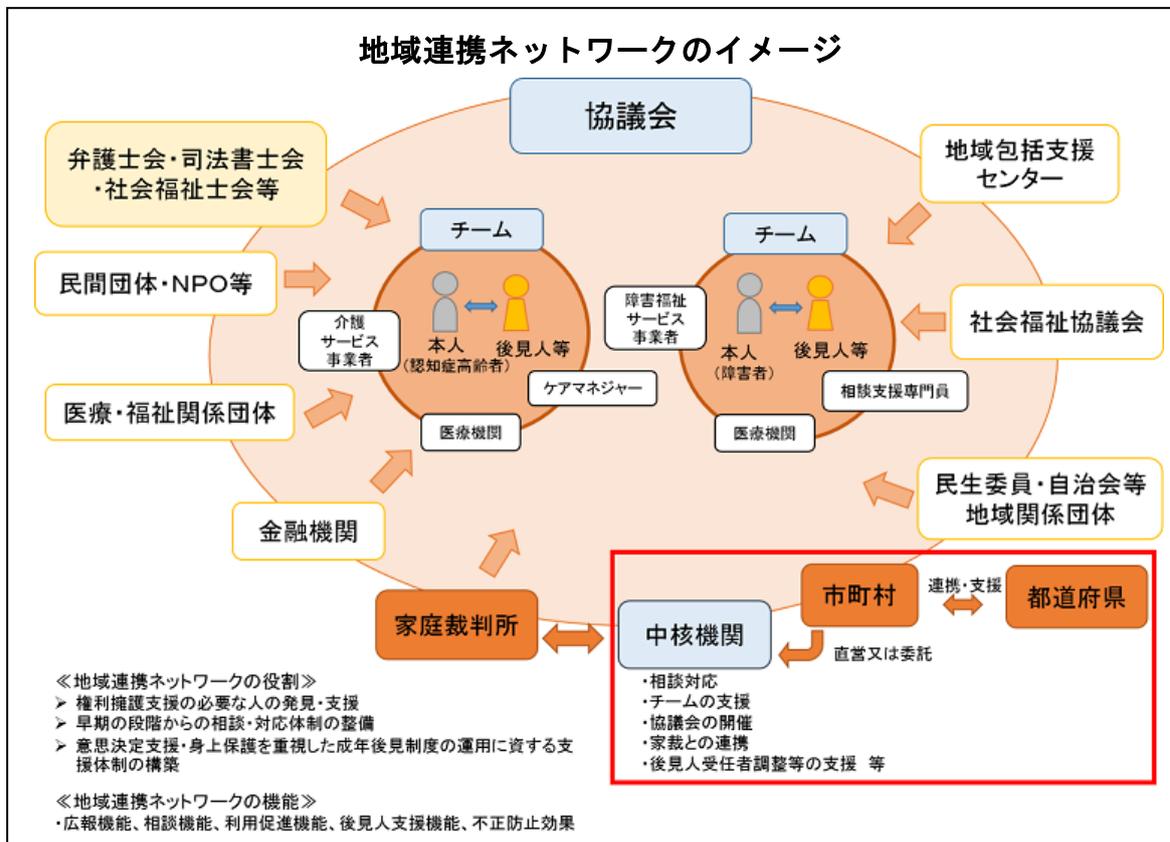
ウ 権利擁護の推進

- 判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で安心して自立した生活を送るために、「かながわ成年後見推進センター」を拠点に成年後見制度の利用を支援します。
また、親族後見人以外の第三者後見人^(※)の担い手として期待される法人後見の担当者や市民後見人の人材育成を図ります。(県)
- 市町村職員等への「成年後見制度セミナー」や、市町村との成年後見制度に関する意見交換会、成年後見に関する横浜家庭裁判所との連絡協議会等の開催により、成年後見制度の普及、市町村職員を含めた関係者の資質向上、及び市町村と家庭裁判所との連携を支援します。(県)
- 市町村が行う後見等の業務を適正に行う市民後見人の人材育成、家庭裁判所への推薦、その他必要な措置の実施に対して支援します。(市町村)
- 介護保険施設等が各地域において自ら高齢者の権利擁護及び身体拘束廃止に関する実践的な取組みができるよう、介護保険施設等の職員を対象として、階層別に研修を実施します。(県)
- 「県障害者権利擁護センター」において、障がい者虐待に関する相談・通報等を受け付けます。また、市町村職員や障害者福祉施設従事者等を対象に障がい者虐待防止・権利擁護に関する専門研修を実施します。(県)
- 「子ども人権相談室事業」において、いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」や施設職員を対象とした人権擁護研修、基幹的職員研修を実施し、子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子ども一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進します。(県)

成年後見制度利用までの流れ



- どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の取組状況を把握し、市町村に情報提供するとともに、単独での中核機関の設置が困難な市町村に対しては、複数の市町村による設置につき市町村間の調整を行う等、必要な支援を行います。(県)



注 内閣府資料より。

エ 福祉サービスの利用援助

- 県社会福祉協議会において、判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で安心して自立した生活を送るために、福祉サービスの利用手続きの援助や、日常的な金銭管理などの支援を行う「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」を市町村社会福祉協議会に委託し実施するとともに、相談を受け支援計画を作成する「専門員」や、具体的な訪問支援を行う「生活支援員」の資質向上を図る研修等を行います。（民間）
- 介護保険サービスの利用者や家族のサービス選択を支援するため、県が介護サービス事業者から介護サービスに関する情報について報告を受け、事実かどうか確認が必要なものを調査した上で公表する介護サービス情報公表制度の円滑な実施に取り組みます。また、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」において、介護サービス情報の公表制度による事業者情報をはじめ、介護保険サービスの利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が必要とする介護・福祉サービスに関する情報を迅速に提供し、サービスの選択を支援します。（県・民間）
- ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」において、障がい者等が、個々のニーズに応じた適切なサービスを選択できるよう、県内に所在する障害福祉サービス事業所等に係る情報を広く県民に提供します。（県）
- ウェブサイト「子育て支援情報サービスかながわ」において、行政サービス情報、幼稚園や保育所等の施設情報とともに、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報等、子育て支援に関する情報を広く県民に提供します。（県）

オ 福祉サービスの質の向上

- 「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」において、福祉サービス第三者評価の実施体制の整備とともに、受審促進、評価結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援します。（民間）

支援策 19 「人生 100 歳時代の設計図」や未病改善の取組みなど、誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。

ア 「人生 100 歳時代の設計図」の取組みの推進

- 人生 100 歳時代を迎える中、県民一人ひとりが自分自身の人生の設計図を描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現するため、県、市町村や大学、NPO等の多様な主体が情報を共有し、協働して取組みを進めていく「かながわ人生 100 歳時代ネットワーク」を通じて、学びの場から活動の場へつなぐしくみづくりなどを行い、誰もがいきいきと暮らせるよう支援します。(県・市町村・民間)

【「人生 100 歳時代の設計図」とは】

人生 100 歳時代を迎える中、県民一人ひとりがいきいきと充実した人生を送ることができるよう、子どもから高齢者まですべての世代が自分自身のライフデザイン（人生の設計図）を描いていくこと。

イ 未病の改善

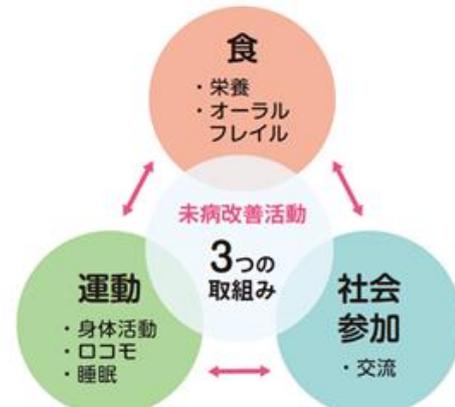
- 「未病センター」は、県民が未病改善を進めるきっかけづくりの場として、身近な場所で誰でも手軽に健康状態や体力等をチェックでき、その結果に基づくアドバイスや、未病改善に関する情報提供を受けることができます。2017（平成 29）年 11 月 1 日現在、市町村や民間事業者により 27 か所が設置されています。(県・市町村・民間)
- 加齢に伴い心身の活力が低下した状態であり、介護に至る要因となる「フレイル（虚弱）」の兆候をチェックするプログラムを活用した測定会を行い、高齢者に自己チェックの機会を提供します。また、測定会の運営を支える「フレイルサポーター」を養成するための研修を実施し、高齢者自らがフレイルサポーターとなり、地域の健康づくりの担い手として社会参加できるしくみを取り入れます。(県・市町村)
- 「未病」の概念及び「未病を改善する」ことの重要性について県民に啓発するため、座学及び実技による「未病サポーター養成研修」を開催します。研修修了者には、「未病サポーター」として、研修で学んでいただいた知識を活かして、地域における「未病」の普及啓発の役割を担ってもらいます。(県)

「未病」の考え方

人の心身の状態は「健康か病気か」といった明確に二つに分けられるものではなく、健康と病気の間で常に連続的に変化しており、この状態を「未病」と言います。



「かながわ未病改善宣言」(2017(平成29)年3月)による「食・運動・社会参加」の3つの取組みの図



- 8020 運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取組み）や、オーラルフレイル（心身の機能低下につながる口腔機能の虚弱な状態）対策など、ライフステージに応じた歯及び口腔の健康づくりを推進するため、保健、医療、福祉等の関係者が連携した歯科保健対策を推進します。
また、歯と口腔の健康づくりを推進するため、口腔機能向上等の重要性について普及啓発を主体的に実施する県民ボランティア（8020運動推進員）の養成及び育成に取り組み、その活動支援を行います。（県）
- 認知症のリスク要因・対応策や最新の研究等に関するシンポジウムを開催するなどして、認知症未病改善の普及啓発に取り組みます。（県）
- 認知症のリスクを軽減させることが期待される運動、コグニサイズの普及・定着を推進し、認知症未病改善に取り組みます。また、市町村職員等を対象に、国立長寿医療研究センターが開発した認知機能検査を活用した「認知機能評価研修」を実施し、認知機能評価に関するツールを知る機会とし、MCI（軽度認知障がい）など、できるだけ早期に認知機能の低下に気づくことができる体制づくりに取り組みます。（県・市町村・民間）
- 子どもや保護者が身近な場所で楽しみながら未病改善に取り組めるよう、企業、団体、大学、短期大学及び専修学校が社会貢献事業等の一環として提供する子どもの未病改善に資するプログラムを「子どもの未病対策応援プログラム」として登録し、県内の幼稚園、保育所及び認定こども園並びに市町村施設が希望するプログラムを園内等で実施します。（県）

ウ こころの健康の保持・増進

- 社会生活環境の変化に伴うストレスの増大・蓄積による精神疾患及び自殺の予防を目的として、精神保健福祉センターにおいて、広くこころの健康に関する電話相談を受ける「こころの電話相談」を実施するほか、自死遺族の面接相談、電話相談員研修を実施します。（県）

- 複雑困難な課題を持つ人への地域支援連携体制を確立するとともに、精神障がい者への理解促進を目的として、精神保健・医療に関する専門医による相談及び訪問指導、福祉職及び保健師による訪問、精神保健・精神障がい者についての正しい知識の普及啓発などを実施します。(県)
- 自殺の背景にある様々な社会的要因を踏まえた総合的な自殺対策を推進するため、各分野の関係機関・団体と構成する「かながわ自殺対策会議」を開催し、連携を図ります。
また、県民の自殺に対する理解を深めることを目的に、街頭キャンペーンや自殺対策講演会を実施します。(県)
- 自殺との関連があると言われる「うつ病」等の精神疾患患者は身体症状が出る事が多く、かかりつけの医師等の早期発見・早期対応が重要なことから、かかりつけの医師等を対象に研修会を実施し、精神疾患の診断・治療技術の向上を図るとともに、自殺のサインに気づく「ゲートキーパー」としての役割を担う人材を養成します。(県・指定都市)
- 地域における自殺対策を推進するため、自殺の統計分析や情報の集約を行い、広く県民や関係者に対して自殺対策に関する情報を提供します。
また、関係機関の連携を強化し、自殺対策を総合的に推進するため、地域自殺対策研修、「ゲートキーパー」等の人材養成、地域関係機関支援、地域自殺対策担当者会議の開催、市町村の自殺対策計画支援、市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等の取組みに対する支援等を行います。(県)

エ 認知症施策の推進

- 若年性認知症の人やその家族等からの相談及びその支援に携わる人のネットワークを調整する「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進します。(県)
- 「かながわ認知症コールセンター」において、認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの電話相談に応じ、精神面も含めた様々な支援を行います。また、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぎます。(県)
- 徘徊によって行方不明となった人や保護された人について、警察などの関係機関と連携し、早期発見及び身元確認を行う「徘徊高齢者SOSネットワーク」を運営します。徘徊のおそれがある人の事前登録の推進や警察との連携強化を通じて、ネットワークの再構築を図るとともに、徘徊模擬訓練などを実施し、見守り体制の強化を目指します。(県・市町村)

(3) 生活困窮者等の自立支援

支援策 20 生活困窮者等の自立を支援します。

ア 生活困窮者の自立支援

- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。(県・市)
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。(県・市)
- 生活困窮世帯の子どもの健全育成のため、子ども支援員等を配置し、家庭訪問や個別指導などの実施や、家庭学習を補完する学習の場や安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施します。(県・市)
- 「かながわ若者就職支援センター」及び「シニア・ジョブスタイル・かながわ」におけるキャリアカウンセリングを中心とした、相談者の希望や事情に沿った就業支援を実施します。(県)

イ ひきこもり・ニートなどの自立支援

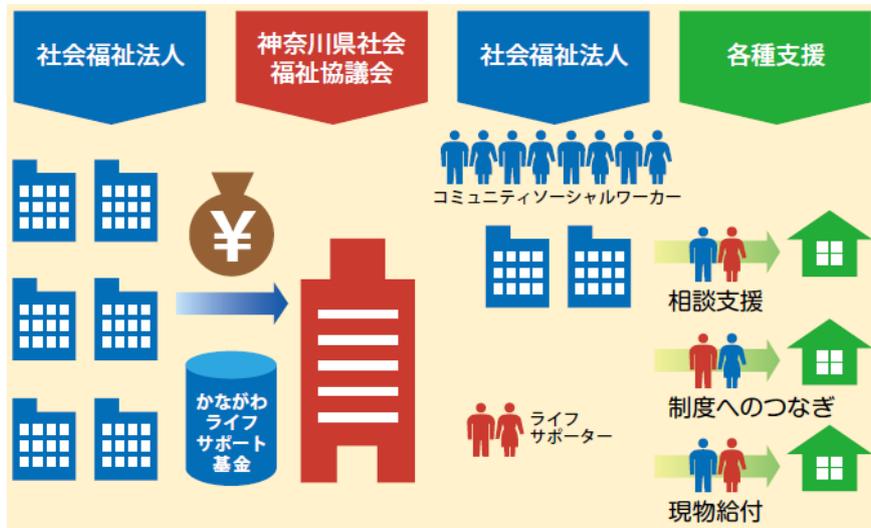
- 「地域若者サポートステーション」を設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向け各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。(県)
- 「かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)」におけるひきこもりの状態にある若者への自立に向けた支援を行います。(県)
- ひきこもりの状態の長期化と高年齢化が指摘されていることから、実態調査を行います。(県)

【県社会福祉協議会の取組み「かながわライフサポート事業」】

事業に参加する社会福祉法人からの財源・人的支出など、社会福祉法人による社会貢献・地域貢献を基として、生活困窮等の課題を有する方に対する総合相談支援を行います。

具体的には、事業に参加する社会福祉法人内の相談支援員等を県社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーとして委嘱し、県社会福祉協議会内のライフサポーターと共に活動を展開します。

「かながわライフサポート事業」のしくみ（県社会福祉協議会ホームページより。）



支援策 21 子どもの貧困対策を推進します。

ア 子どもの貧困対策の総合的な推進

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、県では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的な支援等」の4つを柱として、子どもの貧困対策を総合的に進めます。(県)
- 民生委員・児童委員への研修を実施するとともに、民生委員・児童委員が行う訪問活動などに対し、支援します。(県・指定都市・中核市)
- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。(県・市)(支援策 20 再掲)
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。(県・市)(支援策 20 再掲)
- 生活困窮世帯の子どもの健全育成のため、子ども支援員等を配置し、家庭訪問や個別指導などの実施や、家庭学習を補完する学習の場や安心して過ごせる居場所を運営する事業を実施します。(県・市)(支援策 20 再掲)
- 育児期の女性のキャリア形成に向けたキャリアカウンセリングを、「マザーズハローワーク横浜」内で実施し、必要に応じ国の職業紹介機能につなぐことで、効果的な就業を実現します。(民間)
- 「地域若者サポートステーション」を設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向け各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。(県)(支援策 20 再掲)
- 「かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)」におけるひきこもりの状態にある若者への自立に向けた支援を行います。(県)(支援策 20 再掲)

イ 子どもの貧困対策の普及啓発等

- 子どもの貧困に関する理解を深めるとともに、「かながわ子どものみらい応援団」の活動等を通じて、困難な環境にある子どもたちをはじめとしたすべての子どもたちを社会全体で支援する機運を醸成します。(県)

支援策 22 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。

ア 支援体制の構築

- 再犯防止推進法に定められた地方再犯防止推進計画を策定し、再犯防止施策の計画的な実施に取り組みます。(県)
- 刑事司法の入口から出口まで切れ目のない支援を実施するため、刑務所や保護観察所、検察庁のほか、民間団体を含めた、再犯防止に関する意見交換の場を設け、関係者間のネットワークを強化していきます。(県)
- 更生保護施設^(※)の運営費や県更生保護協会による「社会を明るくする運動」に対して支援します。
また、「神奈川県優良保護司表彰」を実施します。(県)

イ 矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

- 高齢または障がい有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」において、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で進めます。(県)(支援策 17 再掲)
- 社会福祉施設等を対象とした刑務所見学会を実施し、受け入れ先の理解促進を図ります。(県)(支援策 17 再掲)

ウ 就労支援

- 国の就労支援を受けた矯正施設退所者等を対象とした定着支援を実施します。(県)
- 保護観察対象者の民間企業等への就労に繋つなげるため、県の非常勤職員としての雇用に向けて取り組みます。(県)
- 矯正施設退所者等の雇用実績のある協力雇用主に対して、入札参加資格認定における優遇措置の導入を検討します。(県)

【社会を明るくする運動】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間とされており、各地で更生保護の普及活動が行われています。^(※)

「第67回社会を明るくする運動」
(2017(平成29)年)ポスター



7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間です。©2017 法務省

横浜F・マリノス試合会場で行われた
「社会を明るくする運動」の広報活動



平塚市では、少子・高齢化や核家族化が進むとともに、家族のきずなや社会の連帯意識が希薄化するなど、家庭や地域の福祉力が弱まっていることなどを踏まえ、地域で誰もが安心して福祉サービスを利用し、地域の支え合いの中で、尊厳をもって自分らしい生活を送れるような地域社会をつくるため、「町内福祉村事業」を中心に地域福祉の推進を図っています。

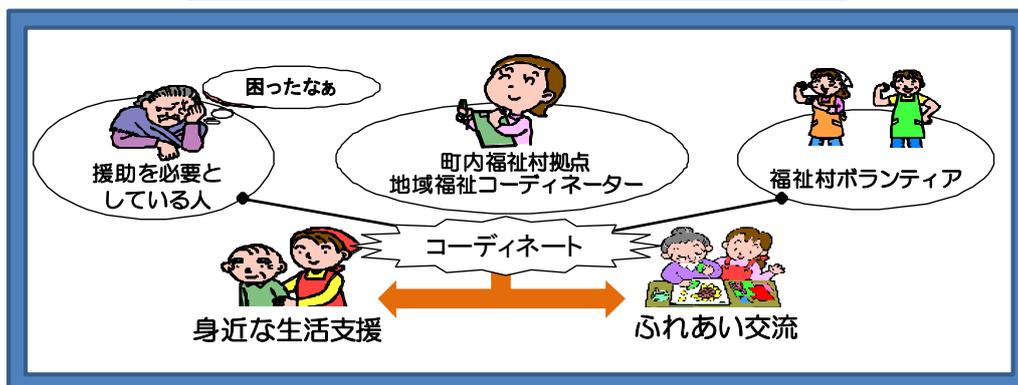
「町内福祉村事業」では、各地区に福祉村の拠点（市役所分庁舎や公民館、民間借家など）を設置し活動を行っています。拠点には地域住民による「地域福祉コーディネーター」が配置され、地域の皆さんからの相談を受け、福祉村のボランティアにごみ出しや話し相手、庭の草刈りなどを行う「身近な生活支援活動」を依頼します。

福祉村で対応が難しい場合には、行政や高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）などの関係機関などにつなげていきます。また、拠点では地域の皆さんが気軽に立ち寄れる「居場所」として、「ふれあい交流活動」を行っています。

市内を概ね小学校区である 25 地区に分け、そのうち 17 か所で町内福祉村が設置されています。

「町内福祉村」の役割については、「地域における既存団体（自治会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など）の諸活動のすきまを充足する活動」「新たな人材（地域福祉活動へ参画していただける地域住民）の発掘」「各種団体との連携・連絡調整機能」といったものが挙げられます。

町内福祉村のしくみは？



茅ヶ崎市地域福祉総合相談室（以下：福祉相談室）は、すべての地域住民からの保健・医療・福祉に関する、分野にとらわれない初期相談に応じる身近な総合相談窓口です。福祉相談室は、市内 12 か所にある地域包括支援センター内に設置されており、必要に応じて専門支援機関と連携して、担当地区の課題解決に向けた支援に取り組んでいます。

この福祉相談室には、1名の福祉相談支援員が常駐しています。福祉相談支援員は、社会福祉士（もしくは社会福祉主事）で、3年以上（社会福祉主事は4年以上）の相談支援経験を有しており、相談者と一緒に課題を整理し、その課題を部分的ではなく、全体的に捉え、関係機関との横断的な連携により適切な支援先へつないでいます。

相談件数は、2015（平成 27）年度で 8,635 件（市内 12 か所合計数）、2016（平成 28）年度で 8,976 件と年々増加傾向にあります。

福祉相談室に寄せられる相談の中には、複合的な課題があるためどの機関もイニシアチブをとらないケースや、各公的制度のはざまの課題のために制度に結びつかないケースなどがあります。

このような相談に対応するためには、福祉相談室と各相談支援機関や住民との連携・協働が不可欠です。福祉相談支援員と関係機関との意見交換、地域住民との顔の見える関係性づくり等の取組みを今以上に進めることにより、身近な地域の相談窓口としての更なる充実を図っていきます。

保健・福祉に関する地域の相談窓口
ふくしそうだんしつ
福祉相談室



- 相談はいつでも無料
- 守秘義務を持つ専門職が対応
- 誰でも何でも相談できる
- 相談内容に適した機関を紹介します



1963（昭和38）年以降の横須賀市の統計では、引き取り手のないご遺骨は身元が不明のいわゆる行旅死亡人や自死者に限られていました。

しかし、2003（平成15）年度以降、急増した引き取り手のないご遺骨は、9割以上が身元判明の「ひとり暮らしの一般市民」です。これまでは、年間10柱以内だった引き取り手のないご遺骨は、2014（平成26）年には60柱に達しています。

さらに、身元がわかるひとり暮らしの一般市民の多くは、預・貯金通帳に20万円前後の残高を残したまま亡くなることが経験的に知られており、「この残金で葬儀や供養をしてもらいたい。」という趣旨の遺書まで発見されたにも関わらず、相続人ではない自治体では、火葬費用を公費で負担し、市が管理する納骨堂に保管するほかないという事態まで発生し始めています。

横須賀市では、高齢者がひとり暮らしになると、二人以上で生活している高齢者に比べ、生活保護率が20倍近く高くなっていることや、民間事業者だけではひとり暮らし市民の死亡情報の確実な入手ができないことなどに着目し、「ひとり暮らしで、頼れる身寄りがなく、生活にゆとりのない高齢等の市民（余命宣告されたがん患者、重度障がい者の子と二人暮らしの高齢者なども含む）を対象に、生前に当事者から「どう供養されたいのか、どこに納骨されたいのか。」を聴取し、市の立ち会いのもと、総額25万円程度で、事業協力葬儀社との間で死後事務委任契約を交わし、死後、希望に沿った葬儀・納骨を行うという『困窮・独居市民の死後の尊厳を守る事業』を始めました。現在までに18人が登録し、うち3人の方が亡くなり、希望の葬儀・納骨を行いました。

エンディングプラン・サポート事業 登録カード

登録番号	第 1 号
氏 名	林ウ 知 小川 太郎
生年月日	昭和10年10月10日
住 所	横須賀市小川町11番地

私の緊急時の対応は、次の通りお願いします

- ・緩和医療を 希望します 希望しません。
- ・延命治療を 希望します 希望しません。

下記の市役所のほか、次の問合せ先でもさらに詳しいリビングウィル（延命治療意思）などがわかります。

【問合せ先】

	葬祭事業者	㈱〇〇葬儀社 電話 046-8XX-XXXX	リビング ウィル
	かかりつけ医	△△診療所 電話 046-8XX-XXXX	服薬 情報
	緊急連絡先	上町 花子 電話 046-8XX-XXXX	

【総合問合せ先】横須賀市 福祉部 生活福祉課 自立支援係
電話 046-822-8070

平成27年7月1日発行 発行理由 新規

第5章

計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

(1) 神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会

計画に掲げた支援策の評価を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。
〔構成員〕 有識者、福祉関係者、県民、県社会福祉協議会職員、市町村職員
など

(2) 福祉 21 推進会議

庁内関係部局で構成する本会議において、全庁的な視点から課題や取組みについて検討を行うとともに、関係部局と連携しつつ、計画の総合的な推進を図ります。
〔構成員〕 副知事、関係部局長

(3) 県・市町村地域福祉主管課長会議等

県・市町村地域福祉主管課長会議や市町村地域福祉担当者連絡会、圏域別地域福祉担当者連絡会等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図るとともに、地域福祉計画未策定の自治体に対する策定支援を行います。

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた施策の評価を行い、事業の改善等、計画の効果的・効率的な推進を図ります。また、評価結果については、県ホームページで公表します。

(1) PLAN（計画）

神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会等の議論を踏まえ、神奈川県社会福祉審議会で審議し、3年ごとに計画を改定。

(2) DO（実施）

計画に位置付けた事業の実施。

(3) CHECK（評価）

毎年度、計画に位置付けた事業の実施状況を踏まえ、神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において総合評価を実施。評価結果については、県ホームページで公表。

(4) ACTION（改善）

計画に位置付けた事業の実施状況及び総合評価を踏まえ、次年度以降の事業の改善を議論。

3 新たな動きへの対応と県社会福祉審議会等への報告

国の施策動向など状況の変化を踏まえ、計画の施策を展開します。

その際、必要に応じ、福祉 21 推進会議において調整を図るとともに、神奈川県社会福祉審議会等に報告し、ご意見をいただきながら進めるとともに、国に対して要望等を行っていきます。

また、「ともに生き、支え合う社会」の実現に向け、地域で抱える課題や単独市町村では解決できない課題等を把握し、広域的な視点から部局を横断した支援につなげることを目的とした分野横断的な協議会を設置します。

第6章

資 料

第6章 資料

地域福祉の推進について（基本指針）

平成14年7月19日 神奈川県

1 基本指針の意義・機能

県では、地域福祉を推進し、地域福祉計画や地域福祉支援計画策定の準備を進めるため、平成13年11月に県社会福祉審議会に地域福祉に関する考え方や地域福祉の推進方策など、神奈川県における地域福祉の方向性について諮問し、平成14年6月11日に答申を受けました。

今後、各市町村は地域住民の参画を得て、それぞれの地域の実情に応じて地域福祉を推進していくこととなります。そのためには、地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が、地域福祉推進に当たっての基本的な考え方などについて共通の認識を持って、協力し合っていくことが必要です。

そこで県では、こうした認識を共有するため、地域福祉の推進に向けて、その「基本的な考え方」や「地域福祉推進モデル事業の成果の活用」、「地域福祉計画及び地域福祉支援計画」に関する基本指針を定めました。

2 地域福祉推進に当たっての基本的な考え方

(1) 「地域福祉」に関する考え方

地域福祉の推進に当たり、「めざす社会の姿」や「地域福祉」について次のとおり考えます。

ア めざす社会の姿

これまで、誰もが地域で当たり前の生活を送ることができる福祉社会をめざすというノーマライゼーションの考え方に基づき、住民参加による地域に根ざした福祉の展開に取り組んできました。

今回の社会福祉基礎構造改革の理念や福祉に対する県民の意識・ニーズの変化を受け止めて、取組みを一步進め、今後は、地域住民をはじめ地域で福祉に関わる人々が参加し、協力して、「誰も排除されない、誰も差別されない社会」、「共に生き、支え合う社会」をつくっていく（ソーシャル・インクルージョン）、そうした地域社会をめざします。

イ 「地域福祉」に関する考え方

「地域福祉」は、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが、地域において、生き生きと自立した生活が送れるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO活動、助け合いの心を育てる福祉教育、助け合いの心を広める共同募金、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくり等、地域における様々なサービス・活動等が組み合わさって、「共に生き、支え合う社会づくり」を具体化していくことです。

ウ 「地域福祉」の推進

地域福祉の推進には、「地域住民が自主的に、また、互いに連携してボランティア活動やNPO活動など地域における福祉活動を行う場」であり、「地域住民の支え合い・共助の活動（インフォーマルサービス）と制度化されたサービス（フォーマルサービス）が、それぞれの特性を生かし合いながら、サービスを必要とする人の生活を総合的に支える場」である「福祉コミュニティ」をつくっていくことが大切です。

(2) 地域福祉のとらえ方

これまでの福祉は、児童、障がい、高齢者等を対象に、それぞれ個別のプログラムを充てていましたが、これからは「一人ひとりの能力、課題解決意思を十分に生かしながら、地域で自立した生活を支援していく」という視点に立って、健康づくり、生きがい、就労、住宅、まちづくりなど、幅広い観点から福祉を地域で組み立てていく必要があります。

(3) 地域福祉の対象者

地域福祉の対象者はすべての人々です。地域において誰もが一人の人間として大切にされながら生き生きと暮らしていくためには、「社会的孤立の予防」が第1の基本であり、地域において排除されやすい（あるいはされている）「弱い立場にある人々」の権利を守りながら、社会的に孤立しないようしくみづくりが大切です。

そのためには、支援が必要な高齢者や障がいのある人本人及び家族だけでなく、社会的に孤立している子育て中の若い親や一人暮らしの高齢者、国籍や言葉の壁、文化の相違により生活課題を抱える外国籍県民、学校や地域に居場所がなくさまよう若者たち、いわゆるホームレスなど、国籍、性別、年齢に関わりなく地域福祉の対象者として幅広くとらえていく必要があります。

(4) 選択による地域福祉サービス

地域で自立した生活を営むために、自らの意思で福祉サービスを選択し、利用できるよう、情報提供、サービスの利用支援やマネジメント、苦情解決、第三者評価など、利用者を支援するしくみを充実していく必要があります。

(5) 地域福祉の担い手

地域福祉を推進していくためには、地域住民が主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な主体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、パートナーシップのもとに役割を果たしていく必要があります。また、様々な主体が「その地域の福祉をどう考えるのか」について認識を共有しながら、地域の生活上の課題の解決に向けて協働していくことが大切です。

3 地域福祉推進モデル事業の成果の活用

5つの市町（横須賀市、平塚市、厚木市、開成町及び相模湖町）において実施した地域福祉推進モデル事業では、それぞれの地域の実情に応じて特色ある福祉コミュニティづくりが進められ、次のような成果が得られています。

- (1) 地域住民が参画した福祉コミュニティづくりの進め方の手法が得られたこと
- (2) 福祉コミュニティづくりに当たって核となる人・団体等の役割の重要性が改めて認識できたこと
- (3) 人と直に接しながら生活上の課題や福祉のニーズ、地域資源を把握することを通して、福祉コミュニティづくりそのものが進むということを認識できたこと
- (4) 住民一人ひとりの求めるニーズや生活上の課題を把握することと、それをサービスの担い手や地域資源とつなぐことの大切さが改めて認識できたこと

今後も、各地域における地域福祉の取組みを研究し、その成果を活用していくことが大切であると考えます。

4 地域福祉計画及び地域福祉支援計画

(1) 地域福祉計画

市町村が定める地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定められたとおり、「地方自治法第2条第4項に定められた基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める」ものであり、策定については各市町村の裁量に委ねられている、任意の法定計画です。

任意の計画ですが、地域福祉の推進は、行政だけで進められるものではなく、広く地域住民等の理解と協力の上に成り立つものですので、それぞれの地域の特性に応じて、市町村としての地域福祉推進の考え方を検討し、明らかにしていくこと、また、市町村として実施する具体的な施策・事業について目標を定め、それを明らかにしていくことが大切です。

また、そうした措置を講じることは、社会福祉法第6条に定められたとおり地方公共団体の責務ですので、この趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて計画的に取り組んでいくことが求められていると考えます。

なお、同法に掲げられた事項が盛り込まれ、策定・変更に合わせて住民意見の反映等の必要な措置がとられ、その内容が公表されるものであれば、総合計画等別の計画の中に、同法に定められた地域福祉計画を位置付けることも可能です。

(2) 地域福祉支援計画

県はこれまでも、広域自治体としての役割を踏まえ、地域福祉を推進するため、県の総合計画である「かながわ新総合計画21」に位置づけられた主要施策の「身近な地域福祉のしくみづくり」や、重点プロジェクトの「地域ケアのしくみづくり」などに取り組んできています。

地域福祉の推進に当たっては、まちづくりや教育など関連分野も含めた総合

的かつ計画的な取組みが求められていることから、今後も引き続き、県の総合計画を推進する中で、地域福祉の取組みや市町村における地域福祉推進の支援を図っていきたいと考えます。

今後、県民や市町村等から広域的な対応が求められるニーズや生活上の課題について情報を収集し、県社会福祉審議会の意見を踏まえながら、県民や市町村等とともにめざす方向性や、県として広域性、専門性、先駆性などの視点から担うべき役割等について整理し、平成15年度を目途に県の地域福祉支援計画のあり方等を取りまとめます。

社会福祉法（抜粋）

（平成29年5月26日一部改正）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進

に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

用語の説明

【あ行】

オレンジパートナー

認知症サポーターにステップアップ講座や活動先に関する情報提供を行い、「オレンジパートナー」としてボランティア活動をしていただく県独自の取組み。

【か行】

介護医療院

2017（平成 29）年の介護保険法改正により、2018（平成 30）年度から新たに設けられた施設類型。介護保険法に基づき都道府県知事（指定都市・中核市に所在する事業所については当該市長）の開設許可を受けることにより当該施設となる。長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする。

介護サービス事業者

介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業所や施設を開設している者。

介護サービス事業所

介護保険法に基づく介護サービスを提供している事業所、施設。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者からの相談を受け、その心身の状況に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、利用するサービスの種類や提供事業者を定める「居宅サービス計画」の作成及び施設サービスを希望する場合の介護保険施設の紹介等を行うとともに、市町村、事業者、施設との連絡調整を行う人であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する人。

介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体、知的または精神の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある方に対し、心身の状況に応じた介護を行ったり、その方や介護者に対して指導を行う専門職。

介護保険施設

介護保険法に基づく高齢者対象の入所施設。

神奈川県障がい福祉計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的見地から、障害福祉サービス及び障害児支援の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画。

神奈川県手話言語条例

県では、ろう者とろう者以外の者が、互いの人権を尊重して意思疎通を行いながら共生することのできる地域社会を実現するため、2014（平成26）年12月に「神奈川県手話言語条例」を制定した。（施行は2015（平成27）年4月1日）

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、社会に参加できる「バリアフリーの街づくり」に関し、県、事業者、県民の責務や県の基本方針を定めているほか、官公庁施設や福祉施設等の公共的施設や、道路、公園を障がい者等が安全、快適に利用できるようにするための整備基準の遵守等を定めた条例。

かながわ高齢者保健福祉計画

「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」の実現を目指すことを普遍的な目標として、高齢者が住み慣れた地域において、できるだけ健康で自立して生活することができるように、介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、本県の高齢者保健福祉施策の総合的な推進を定めた計画。

かながわ子どもみらいプラン

本県では、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に進めていくため、子ども・子育て支援法に基づく「県子ども・子育て支援事業支援計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の2つの計画を一体のものとして策定。

かながわ災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害の発生に備え、県が関係団体等と協働して、2016（平成28）年7月に構築した。大規模災害時における高齢者や障がい者など特に配慮を要する者（要配慮者）を支援することを目的としている。

かながわ障害者計画

障がい者の状況などを踏まえた、本県における障がい者のための施策に関する基本的な計画。

かながわ福祉人材センター

福祉介護人材の確保・定着を図るため、無料職業紹介事業や就職ガイダンス、就職相談会等を実施するとともに、福祉介護現場の働きやすい職場作りに向けた指導・助言等を行う機関で、県が社会福祉法に基づき、神奈川県社会福祉協議会を指定し設置している。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。（ただし、支援策22の「イ」においては、厚生労働省の地域生活定着支援事業における定義により、刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院をいう。）

共同募金（赤い羽根共同募金）

社会福祉法において、「都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営む者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。」と規定される。

ゲートキーパー

こころに不調を抱えていたり、自殺に傾くサインに気づき、対応する人。

更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

更生保護施設

矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供や、生活指導、職業補導などを行うことで、自立を援助する民間の施設。

心のバリアフリー推進員

企業等において、障がいに関する知識の普及や障がい者への配慮など、障がいを理由とする差別の解消のために役立つ取組みを積極的に実践する人。

【さ行】

サービス管理責任者

障害者総合支援法に基づく障がい者の通所及び入所のサービスを提供する事業所において、利用者や家族の意向を踏まえた支援の計画を作成し、サービスを提供する従業者に対しての指導又は助言を行う人。

災害救援ボランティア

地震や水害などの災害発生時から復興に至るまで、被災地の復旧・復興のために活動するボランティア。

災害多言語支援センター

大地震などの災害が発生した際に、日本語が十分理解できないために、行政機関等が発信する情報を享受できない、又は地震等の災害経験が少ないことが原因で精神的な不安を抱えている外国人住民を支援するために多言語での災害に係る情報を提供するセンター。

在宅医療・介護連携推進事業

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が中心となって地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

児童発達支援管理責任者

児童福祉法に基づく障がい児の通所及び入所のサービスを提供する事業所において、利用者や家族の意向を踏まえた支援の計画を作成し、サービスを提供する従業者に対しての指導又は助言を行う人。

市民後見人

親族以外の第三者後見人のうち、弁護士などの専門職による後見人ではなく、社会貢献のために、市町村等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術、態度を身に付け、成年後見人等として選任された人。

社会福祉協議会（社会福祉法人全国社会福祉協議会ホームページから一部引用。）

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織として、社会福祉法に基づき、設置されている。

・市区町村社会福祉協議会

高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）や配食サービスをはじめ、様々な福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいる。

（活動の一例）

- * 地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」の実施
- * ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介を行うボランティアセンターの運営
- * 小中高校における福祉教育の支援など。

・都道府県社会福祉協議会

全県域での地域福祉の充実を目指し、次のような活動を行っている。

（活動の一例）

- * 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行う「日常生活自立支援事業」。（市区町村社会福祉協議会と連携して実施。）
- * 福祉サービスに関する苦情の相談を受け付け、中立の立場から助言、あっ旋などを行うことによって問題の解決を図るため、「運営適正化委員会」を設置。
- * 福祉サービスの質の向上を図ることを通じてサービス利用者の安心と満足を実現するため、「福祉サービスの第三者評価事業」を推進。
- * 経済的な支援を必要とする方に対して、生活や就業等に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付け。
- * 「福祉人材センター」における福祉の仕事に関する求人・求職情報の提供。

- * 福祉関係者に対する専門的な研修事業の実施、市区町村社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携によるボランティア活動の振興など。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体、知的若しくは精神の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う専門職。

社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設や事業所。

情報アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

生活支援コーディネーター

高齢者等の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人材。

第1層から第3層に区分され、その役割は次のとおり整理される。

- ・第1層（市町村に配置される人材）

市町村レベルにおいて、市町村全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する。

- ・第2層（中学校区・日常生活圏域レベルに配置される人材）

中学校区や日常生活圏域レベルにおいて、圏域の生活支援サービス提供団体間の連携協働を促進する。

- ・第3層（生活支援サービス提供組織）

生活支援サービスの提供組織に置かれ、利用者へのサービス提供を行う。

精神保健福祉士

専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受けている方等の、地域相談支援の利用やその他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う専門職。

成年後見制度

財産の管理や契約の締結などの法律行為等を行う際に、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、自分で判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わり財産管理や

介護サービスの契約などを行う制度。

この制度には、上記のとおり家庭裁判所が後見人を選任する「法廷後見制度」と、判断能力が不十分となる前に、本人があらかじめ後見契約を結んでおく「任意後見制度」がある。

制度を利用するに当たっては、

- ・ 「法定後見制度」は、本人、配偶者、四親等内の親族または市町村長等が「成年後見人等」の選任を、
- ・ 「任意後見制度」は、本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見人等が「任意後見監督人」の選任を

家庭裁判所に申し立てることから始まり、その後、家庭裁判所による本人への事情の聞き取りや、調査・鑑定等を経て、後見人が選任され、制度に基づく支援が開始される。

セルフヘルプ・グループ（社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会ホームページから一部引用）

共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に活動を行うグループ。仲間と出会い、気持・情報などをわかちあうことで悩みをひとりで抱えている状態から抜け出すことを互いに支え合う活動をしている。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う人。

相談支援包括化推進員

地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力をもち、地域において、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、相談者等が抱える課題の把握、プラン作成、相談支援機関等への助言・指導や連絡調整及びその他相談者の自立を支援する上で必要な支援等を行う人。

【た行】

第三者後見人

成年後見人の選任において、親族からの協力が得られない、身寄りがいないなどの場合に、第三者後見人として、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職や社会福祉法人等の法人、市民が選任される。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護（要支援）状態となることの予防や軽減、また、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、市町村が実施する事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3つの事業があり、一体的に行われる。

地域福祉コーディネーター

地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材。

地域包括支援センター

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する。

【な行】

ニート（NEET）（厚生労働省ホームページより引用。）

Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない人）をいう。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する人。全国で養成され、サポーターの証としてオレンジリングが配布される。

認知症サポート医

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携・推進役となる医師。

認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携の支援や、認知症の人やその家族等への相談支援を行う。

【は行】

避難行動要支援者名簿

市町村が作成する、高齢者や障がい者など災害時の避難に特に配慮を必要とする方に係る名簿。名簿情報については、本人からの同意を得て、消防、民生委員・児童委員等の関係者にあらかじめ情報提供される。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマーク。

ボランティアコーディネーター

社会福祉施設や病院などでボランティアの受入れや、社会福祉協議会等のボランティアセンターにおけるコーディネーションを行う人。主な役割は、ボランティア募集やマッチングを行い、「ボランティア活動をしたい」というニーズに対して、活動につながる調整・支援やフォローアップを行う。さらに、入門講座や傾聴などのテーマ別研修会を開催するなど、ボランティア活動を推進する取組み、ボランティアグループの活動や運営の支援等を行う。

また、災害時に被災地に設置される災害救援ボランティアセンターにおいても一連のボランティアコーディネートを担う。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法及び児童福祉法等に規定されている、常に住民の立場に立った相談・支援者として、知事（指定都市及び中核市においては市長）の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、市町村に設置される、給与を支給しない非常勤の特別職。

主な職務は、担当区域内の援助を必要とする住民の調査や家庭訪問、安否確認、調査事務、社会福祉施設や行政機関等との連絡など。

また、民生委員・児童委員の中から、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員が指名され、子どもたちの見守り、子育てに関する相談・支援等を行っている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がい、年齢、性別、国籍等の違いを超えて、あらゆる人が利用可能であるように考えられた施設や製品等のデザイン。

要配慮者

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方。

【E】**E P A**

Economic Partnership Agreement（経済連携協定）の略。自由貿易協定（F T A）を柱として、関税撤廃などの通商上の障壁の除去だけでなく、締約国間での経済取引の円滑化、経済制度の調和及びサービス・投資・電子商取引などの様々な経済領域での連携強化・協力の促進などをも含めた条約。

【N】**N P O**

Non-Profit Organization（民間非営利団体）の略。公益を目的とする非営利の民間の自主的な活動を行う法人及び法人格を持たない団体。

計画の改定経緯

1 計画への県民意見の反映

「神奈川県地域福祉支援計画」改定計画素案に対するパブリックコメントの実施

(1) 意見募集期間

2017（平成29）年12月20日～2018（平成30）年1月21日

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、手話を撮影したCD-ROM

(4) 提出された意見の概要

ア 提出意見件数 81件

イ 意見提出者数 25人・団体（個人；20人、団体；5団体）

ウ 意見の内訳

区 分	件数
(ア) 計画の概要	0件
(イ) 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化	4件
(ウ) 今後取り組むべき重点事項等への対応	0件
(エ) 施策の展開（ひとづくり）	23件
(オ) 施策の展開（地域（まち）づくり）	12件
(カ) 施策の展開（しくみづくり）	18件
(キ) その他	24件
計	81件

エ 意見の反映状況

区 分	件数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	45件
(イ) 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	0件
(ウ) 今後の政策運営の参考とします。	10件
(エ) 反映できません。	6件
(オ) その他（感想・質問等）	20件
計	81件

2 会議等による検討

(1) 神奈川県社会福祉審議会

- ア 2017（平成 29）年 11 月 9 日 計画の改定について
- イ 2018（平成 30）年 2 月 7 日 計画の改定について

(2) 神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会

- ア 2017（平成 29）年 6 月 19 日 計画の改定について
- イ 2017（平成 29）年 10 月 19 日 改定計画素案について
- ウ 2017（平成 29）年 11 月 16 日 改定計画素案について
- エ 2018（平成 30）年 2 月 1 日 改定計画案について

(3) 神奈川県議会厚生常任委員会

- ア 2017（平成 29）年 9 月 改定計画骨子案について
- イ 2017（平成 29）年 12 月 改定計画素案について
- ウ 2018（平成 30）年 2 月 改定計画案について

(4) 福祉 21 推進会議（地域福祉部会）

- ア 2017（平成 29）年 9 月 6 日 計画の改定について
- イ 2017（平成 29）年 10 月 31 日 改定計画施策体系等について
- ウ 2017（平成 29）年 11 月 21 日 改定計画素案について

3 市町村への情報提供、市町村との調整等

- 2017（平成 29）年 3 月 21 日 県・市町村地域福祉主管課長会議
（計画の見直しの方向性について）
- 2017（平成 29）年 5 月～6 月 圏域別地域福祉担当者連絡会
（計画の改定に係るヒアリング）
- 2017（平成 29）年 6 月～7 月 成年後見制度に関する意見交換会
民生委員・児童委員に関する意見交換会
- 2017（平成 29）年 12 月 4 日 県・市町村意見交換会
（改定計画素案について）
- 2018（平成 30）年 3 月 22 日 県・市町村地域福祉主管課長会議
（計画の改定について）



神奈川県

保健福祉局福祉部地域福祉課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4750(直通)